

経済産業省

平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業
(事業所内保育施設等実態調査事業)

報告書

平成 22 年 2 月

株式会社 第一生命経済研究所

目次

【調査結果の概要】	1
I. 調査概要	3
1. 調査目的	3
2. 調査項目	3
(1) 事業所内保育施設の現状	
(2) 事業所内保育施設の需要	
(3) 保育サービスの充実・効率化	
3. 調査方法	4
II. 事業所内保育施設の現状	5
1. 施設の規模・質	5
(1) 施設数	
(2) 定員及び利用児童数	
(3) サービス内容	
(4) 利用者の職種	
2. 設置形態	15
3. 運営形態	16
(1) 運営形態	
(2) 外部委託状況	
4. 費用	17
5. 国・自治体の支援策	18
(1) 国の支援策	
(2) 自治体の支援策	
6. 課題	29
III. 事業所内保育施設の需要	33
1. 全体	33
(1) 利用者の評価	
(2) 企業の評価	
(3) 経済団体の評価	
(4) 自治体の評価	
2. 共同設置	39
(1) 企業	

(2) 経済団体	
3. 地域開放	40
4. 地方展開	43
5. 支援策	44
IV. 保育サービスの充実・効率化	45
1. ビジネスとしての展望	45
(1) 事業所内保育施設の需要	
(2) 多様な事業所内保育施設のあり方	
(3) 共同設置型事業所内保育施設について	
(4) 今後の保育ビジネスの課題と展望	
2. 保育サービスの充実・効率化の実態	50
(1) IT 利用について	
(2) 給食について	
3. 保育サービスの充実・効率化の課題	52
(1) 保育サービスの効率化について	
(2) 保育士確保のためのコスト効率について	
V. 結論	55
1. 事業所内保育施設の現状	55
2. 事業所内保育施設の需要	56
3. 保育サービスの充実・効率化	59
4. 事業所内保育施設の共同設置の推進	59
付属資料	61
1. 企業ヒアリング	63
2. 事業所内保育施設ヒアリング	71
3. 事業所内保育施設アンケート票	83
4. 事業所内保育施設アンケート（結果）	87
5. 自治体ヒアリング	105
6. 自治体アンケート票	115
7. 自治体アンケート（結果）	119

【調査結果の概要】

1. 事業所内保育施設の現状

- ① 事業所内保育施設は、全国に 3,766 施設(平成 20 年現在)存在する。このうち民間企業が設置主体である施設が約 3 分の 1 を占める。また、規模の大きい企業の方が、事業所内保育施設の設置率が高い。さらに、設置形態に注目すると、事業所内保育施設には、「単独設置・単独利用型」「単独設置・共同利用型」「共同設置型(共同設置・共同利用)」の 3 パターンがある。現状では単独設置・単独利用型が大半である。
- ② 従業員数 300 人以下の企業の施設の約 97%は直営(すべて自社運営)である。また、従業員 301 人以上の企業の施設の約半数は、保育事業者の一部または全ての運営を委託している。今回ヒアリングした 4 施設の場合、定員 20 人前後で、年間委託料は 2 千万円程度である。
- ③ 施設は従業員の就業時間に合わせて運営されており、平均すると開所時間が 8 時、閉所時間が 18 時半である。また、定員は平均すると約 24 人、利用児童数は平均すると約 13 人で、多くの施設において定員に余裕がある。利用児童を年齢別にみると、0~2 歳の低年齢児が約 60%を占め、低年齢児の受け皿となっている。さらに、利用対象者は約 50%の施設が直接雇用者のみを対象にしている。
- ④ 施設設置の助成金は、約 44%の施設が利用しており、近年設置された施設ほど利用率が高い。施設運営の助成金は、約 61%の施設が利用している。昨年度までは財団法人 21 世紀職業財団、今年度からは厚生労働省から最も助成されている。

2. 事業所内保育施設の需要

- ⑤ 小学生以下の子どもをもつ女性正社員の約 40%が事業所内保育施設の設置を求めており、従業員側のニーズは高い。また、事業所内保育施設の設置意向がある企業も少なくない。実際に、平成 18 年から 19 年にかけて、事業所内保育施設は 146 箇所増加している。
- ⑥ ただし、事業所内保育施設に関心がある企業であっても、主に次の 2 つの理由から、実際に設置に至らない場合もある。第一に、企業にとって施設の設置・運営のための経済的負担が重い。既存の事業所内保育施設のうち約 75%は、「施設運営の費用負担」が課題と考えている。第二に、利用児童数の安定確保が難しい。1 社の女性従業員のみで毎

年定員を埋めることは難しく、既存施設の定員充足率は約 60%である。設置意欲のある企業が、実際に事業所内保育施設を設置するためには、前述の 2 つの課題が解決される必要がある。

- ⑦ 共同設置型(共同設置・共同利用型)の事業所内保育施設は、事業所内保育施設の設置意向のある企業が実際に設置に至らない主な理由である「経済的負担」と「利用児童数の安定」を解決する選択肢の 1 つになる。

3. 保育サービスの充実・効率化

- ⑧ 保育サービス全般の充実・効率化の方法として、保育事業者が実施・検討している主な方法は次の 4 つである。第一に、IT の活用である。経理、利用者データなどの電子化、保育現場の監視のためのウェブカメラの設置を行っている。第二に、食事の調理である。自社で設置した給食センターにおいて調理を行い、それを自社が運営する保育施設に配送することで効率化をはかっている保育事業者もある。第三に、保育時間および保育士の配置の効率化である。開所日・時間ごとの利用児童数に応じて必要な保育士数を配置するなどしている。第四に、保育室の多目的化や近くの公園等の活用により、保育室・園庭の省スペース化を可能にしている。

4. 事業所内保育施設の共同設置の推進

- ⑨ 女性社員の継続就業や新規人材確保のために事業所内保育施設に関心を持つ企業はあるが、現状では施設を設置・運営する経済的負担と利用児童数の安定確保の難しさから、設置に至らない企業は少なくない。これを解決するために、「共同設置型」の事業所内保育施設を推進すべきである。「共同設置型」の事業所内保育施設を推進するために次の 2 点に留意が必要である。第一に、「共同設置型」の事業所内保育施設の設置を希望する企業間の調整を円滑にするため、「事業所内保育施設(共同設置型)の設置・運営ガイドライン(仮称)」の作成が必要である。第二に、企業からは経済的負担の軽減のため、公的助成のさらなる充実を求める声がある。
- ⑩ 民間保育事業者にとって、事業所内保育施設は、独自のサービスや効率的運営等を行う余地が大きい。事業所内保育施設の設置推進及び本調査で提言した共同設置型の事業所内保育施設の推進は、それを受託する保育ビジネスの一層の拡大につながる。

I. 調査概要

1. 調査目的

わが国では少子化の要因のひとつとして、保育所不足等による仕事と子育ての両立の困難さがあげられている。政府においても、平成 14 年度に「待機児童ゼロ作戦」がとりまとめられ、保育所の定員拡大が図られてきたが、いまだ待機児童問題を解消するには至っていない。働きながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するためには、保育の質を担保しつつ、保育サービスの供給量を増加させる必要がある。

こうした中、多様な保育ニーズに応えるため、企業等による事業所内保育施設の設置に期待が寄せられている。事業所内保育施設とは、企業等が従業員の子どもの対象にして事業所内または隣接地に設置する保育施設のことである。現行の保育制度においては、認可外保育施設に該当する。職場の近くに事業所内保育施設を設置することで子どものそばにいる安心感があるとともに、企業の営業日・営業時間に合わせて開所することができる等、事業所内保育施設に特有のメリットがあることも特筆しておきたい。

また、事業所内保育施設は、企業による両立支援策の 1 つとして位置づけられている。政府としても、平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年からの 10 年間で重点的に少子化対策が推進されてきた。その一環として、企業にも仕事と子育ての両立が可能となるような雇用環境整備のための取組が求められ、事業所内保育施設はその取組の 1 つとして位置づけられている。政府等では事業所内保育施設に対する公的助成を行い、事業所内保育施設の設置を後押ししている。平成 22 年 1 月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においても、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設等の多様な保育サービスの拡大を図ることが明記された。

しかしながら、事業所内保育施設の設置件数は、企業数に比べて伸び悩んでいる。今後、事業所内保育施設の設置を推進していくために、企業等による事業所内保育施設の設置に係る課題や方策を整理することが求められる。

本調査の目的は、事業所内保育施設の現状、需要、保育サービスの充実・効率化の実態を把握し、課題や方策を整理することである。

2. 調査項目

(1) 事業所内保育施設の現状

事業所内保育施設の現状を把握する。その際、①設置主体の業種別、地域別の施設数、

児童数の推移、②設置形態（単独、共同、その他）、③運営形態（直営、委託、その他）、④国・自治体等による支援策や利用実績についても整理する。また、事業所内保育施設のタイプ別に特徴と問題点を整理した上で、普及に向けた課題を整理する。特にこれまで主流である単独設置型のモデルのみならず、共同設置型という新しいモデルの状況も詳細に把握する。広がりつつある保育サービス受託事業の動向も把握する。

(2) 事業所内保育施設の需要

事業所内保育施設設置の需要を把握する。単独設置／共同設置等の形態別に、特徴、需要、課題をまとめる。

(3) 保育サービスの充実・効率化

事業所内保育施設に限定せず、保育サービスの充実、効率化のための課題、それを解決する具体的な方法を把握する。IT の活用の可能性についても調べる。需要調査と合わせて、事業所内保育施設のビジネスとしての実態、展望をまとめる。

3. 調査方法

本調査では、次にあげる調査方法を用いた。

- ・ 既存資料サーベイ
- ・ 事業所内保育施設の助成団体及び経済団体ヒアリング
- ・ 企業及び事業所内保育施設ヒアリング
- ・ 事業所内保育施設アンケート（調査名「事業所内保育施設についてのアンケート（事業所内保育施設アンケート）」）
- ・ 自治体ヒアリング
- ・ 自治体アンケート
- ・ 保育事業者ヒアリング

これらの調査方法のうち、企業及び事業所内保育施設ヒアリング、事業所内保育施設アンケート、自治体ヒアリング、自治体アンケートの概要は、付属資料に記した。

各調査項目と調査方法の対応は次のとおりである。事業所内保育施設の現状及び事業所内保育施設の需要の調査においては、本編中に直接的に引用していない部分を含み、保育事業者ヒアリング以外の全ての方法を用いている。保育サービスの充実・効率化の調査においては、保育事業者ヒアリングを用いた。

Ⅱ．事業所内保育施設の現状

1. 施設の規模・質

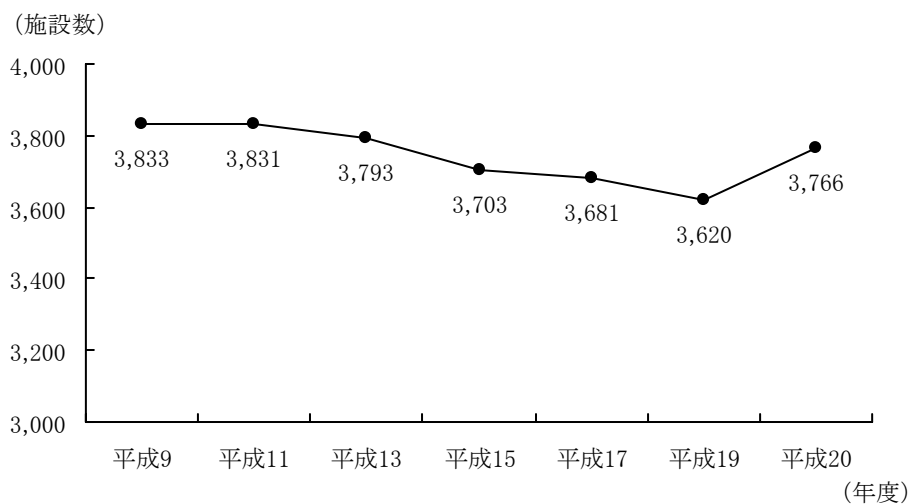
(1) 施設数

1) 全体

財団法人こども未来財団が、各都道府県・指定都市・中核市に対して実施した調査結果をもとに、平成9年度から平成20年度までの12年間について、事業所内保育施設の総施設数の推移を図表Ⅱ-1に示す。

総施設数は3,000台後半で推移している。また、平成9年度から減少傾向であったが、平成19年度から増加に転じ、平成20年度には3,766施設となっている。

図表Ⅱ-1 事業所内保育施設数の推移



資料：財団法人こども未来財団資料より

2) 業種・現員規模別

設置主体の業種別に、施設数の推移を図表Ⅱ-2に示す。

業種別の構成割合の推移をみると、一貫して「医療」が全体の約60%を占めている。また、「縫製」や「サービス」で減少傾向にある一方、「社会福祉」が増加傾向にあることがわかる。この原因として、医療・介護等女性が多く勤務している業種でニーズが高まっていることがわかる。

図表Ⅱ-2 設置主体の業種別事業所内保育施設数の推移

(単位 上段：施設数、下段：%)

	総数	医療	社会 福祉	製造	縫製	食品	販売	サー ビス	その他
平成9年度	3,833 100	2,302 60.1	57 1.5	99 2.6	126 3.3	52 1.4	872 22.7	274 7.1	51 1.3
平成11年度	3,831 100	2,310 60.3	34 0.9	76 2.0	91 2.4	50 1.3	994 25.9	230 6.0	46 1.2
平成13年度	3,793 100	2,269 59.8	33 0.9	67 1.8	66 1.7	53 1.4	1,073 28.3	189 5.0	43 1.1
平成15年度	3,703 100	2,244 60.6	62 1.7	57 1.5	40 1.1	44 1.2	1,077 29.1	125 3.4	54 1.5
平成17年度	3,681 100	2,220 60.3	50 1.4	52 1.4	33 0.9	52 1.4	1,115 30.3	93 2.5	66 1.8
平成19年度	3,620 100	2,250 62.2	82 2.3	51 1.4	16 0.4	68 1.9	959 26.5	107 3.0	87 2.4
平成20年度	3,766 100	2,315 61.5	112 3.0	66 1.8	15 0.4	77 2.0	954 25.3	126 3.3	101 2.7

資料：図表Ⅱ-1に同じ

現員規模別に事業所内保育施設数の推移を図表Ⅱ-3に示す。

平成9年度から平成20年度まで、一貫して、「0～9人」という小規模施設が約40%を占めている。また、「10～19人」が約30%を占めているということも同様である。全体の約70%が20人未満の規模の事業所内保育施設というのが現状である。

図表Ⅱ-3 現員規模別事業所内保育施設数の推移

(単位 上段：施設数、下段：%)

	総数	0～9 人	10～19 人	20～29 人	30～45 人	46～60 人	61人 以上	不明	無回答
平成9年度	3,861 100	1,450 37.6	1,418 36.7	544 14.1	269 7.0	73 1.9	48 1.2	59 1.5	0 0.0
平成11年度	3,831 100	1,434 37.4	1,386 36.2	537 14.0	246 6.4	56 1.5	56 1.5	116 3.0	0 0.0
平成13年度	3,793 100	1,542 40.7	1,271 33.5	516 13.6	228 6.0	69 1.8	38 1.0	129 3.4	0 0.0
平成15年度	3,703 100	1,249 33.7	1,203 32.5	442 11.9	243 6.6	48 1.3	45 1.2	217 5.9	256 6.9
平成17年度	3,681 100	1,337 36.3	1,121 30.5	418 11.4	193 5.2	56 1.5	41 1.1	154 4.2	361 9.8
平成20年度	3,766 100	1,406 37.3	1,076 28.6	445 11.8	231 6.1	69 1.8	38 1.0	122 3.2	379 10.1

注：平成9年の総数3,861施設数には、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28施設)が含まれている。

資料：図表Ⅱ-1に同じ

3) 地域別

地域別に事業所内保育施設数の推移を図表Ⅱ-4に示す。

都道府県別にみると、平成9年度から平成20年度までに新たに中核市となった自治体が増えたので単純に比較はできないが、いずれの年度も東京都、茨城県、北海道、大阪府などで比較的多いことがわかる。

図表Ⅱ-4 地域別の事業所内保育施設数の推移

①都道府県

都道府県	平成9年度	平成20年度	(続)都道府県	平成9年度	平成20年度
北海道	175	137	滋賀県	40	55
青森県	26	14	京都府	23	36
岩手県	66	31	大阪府	111	124
宮城県	40	43	兵庫県	87	109
秋田県	15	13	奈良県	39	24
山形県	31	32	和歌山県	16	27
福島県	86	52	鳥取県	32	17
茨城県	163	149	島根県	27	18
栃木県	67	58	岡山県	63	42
群馬県	65	73	広島県	67	64
埼玉県	240	64	山口県	56	56
千葉県	179	88	徳島県	50	37
東京都	306	300	香川県	27	24
神奈川県	79	74	愛媛県	38	25
新潟県	35	34	高知県	38	17
富山県	21	18	福岡県	57	57
石川県	28	18	佐賀県	56	42
福井県	31	22	長崎県	57	28
山梨県	27	27	熊本県	54	33
長野県	71	56	大分県	28	20
岐阜県	51	77	宮崎県	23	21
静岡県	84	71	鹿児島県	86	59
愛知県	112	83	沖縄県	14	34
三重県	49	71	合計	3,136	2,574

②指定都市

指定都市	平成 9 年度	平成 20 年度
札幌市	82	52
仙台市	16	23
さいたま市	—	37
千葉市	15	31
横浜市	50	63
川崎市	28	22
新潟市	8	9
静岡市	19	13
浜松市	11	20
名古屋市	63	56
京都市	49	35
大阪市	57	58
堺市	18	20
神戸市	53	54
広島市	29	30
北九州市	12	13
福岡市	16	32
合計	526	568

③中核市

中核市	平成 9 年度	平成 20 年度
函館市	—	16
旭川市	—	12
青森市	—	6
盛岡市	—	14
秋田市	3	5
郡山市	26	24
いわき市	—	12
宇都宮市	22	29
川越市	—	13
船橋市	—	18
柏市	—	17
横須賀市	—	19
相模原市	—	18
富山市	6	14
金沢市	18	17
長野市	—	11
岐阜市	12	17
豊橋市	—	15
豊田市	—	19
岡崎市	—	12
高槻市	—	17
東大阪市	—	21
姫路市	13	16
西宮市	—	14
奈良市	—	14
和歌山市	14	23
岡山市	14	24
倉敷市	—	13
福山市	—	22
下関市	—	14
高松市	—	12
松山市	—	7
高知市	—	14
久留米市	—	18
長崎市	16	20
熊本市	24	20
大分市	6	10
宮崎市	—	3
鹿児島市	25	34
合計	199	624

注：平成 9 年の総数 3,861 施設数には、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28 施設)が含まれている。

資料：図表Ⅱ－1 に同じ

4) 企業規模別

従業員数が 100 人以上の企業を対象に、企業規模別の事業所内保育施設の設置率を図表Ⅱ-5 に示す。

「1,000 人以上企業」の方が、「100～999 人企業」よりも設置率が高い。大規模企業の方が事業所内保育施設を設置している割合が高いことがわかる。

図表Ⅱ-5 企業規模別にみた事業所内保育施設の設置率

	企業数	事業所内保育施設		設置率	
			ゴルフ場以外		ゴルフ場以外
100～999 人企業	39,612	192	173	0.48%	0.44%
1,000 人以上企業	2,937	56	56	1.91%	1.91%
合計	42,549	248	229		

注：企業数は「平成 18 年事業所・企業統計調査」に基づく数値である。

事業所内保育施設数は、各自治体の資料に基づく数値である。

設置企業およびその従業員数が不詳の場合は、100～999 人企業に含めた。

資料：第一生命経済研究所作成

(2) 定員及び利用児童数

1) 全体

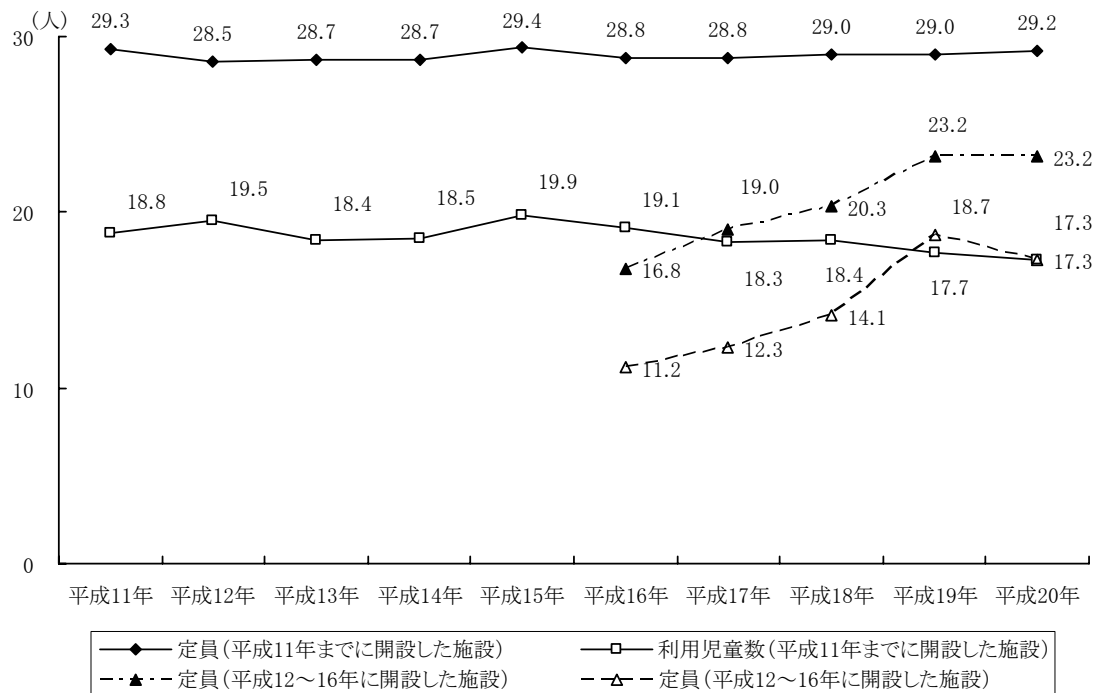
平成 11 年までに開設した施設と平成 12～16 年に開設した施設に分けて、それぞれの定員と利用児童数の推移を集計した（図表Ⅱ-6）。

平成 11 年までに開設した施設をみると、平成 11～20 年まで定員数は 29 人前後でほぼ一定であり、増改築等によって定員を増減させた施設が少ないことがわかる。一方、利用児童数は、平成 15 年をピークに減少し、平成 20 年時点では 17.3 人となっている。

平成 12～16 年に開設した施設をみると、近年ほど定員、利用児童数とも多くなっているが、平成 19 年から平成 20 年にかけて利用児童数は減少している。

定員充足率をみると、平成 11 年までに開設した施設の場合、その後 65%前後で推移していたが、徐々に低下して、平成 20 年は 60%を割っている。平成 12～16 年に開設した施設の場合、定員充足率は平成 16 年時点では 60%台半ばであったが、平成 20 年時点では 74.6%へと高まっている。

図表Ⅱ-6 定員と利用児童数の推移



資料：「事業所内保育施設についてのアンケート（事業所内保育施設アンケート）」（平成21年）

2) 年齢別利用児童数

年齢別利用児童数の推移をみると、平成9年度から一貫して、「0～2歳」が約60%となっている。事業所内保育施設が低年齢児の受け皿となっていることがわかる（図表Ⅱ-7-1）。

3) 地域別利用児童数

地域別に事業所内保育施設の利用児童数の推移を図表Ⅱ-7-2に示す。

図表Ⅱ-4と同様、平成9年度から平成20年度までに新たに中核市となった自治体が増えたため、単純には都道府県別の比較はできないが、いずれの年度も茨城県、兵庫県、千葉県、北海道などで多い。

図表Ⅱ-7-1 利用児童数の推移

(単位 上段：人、下段：%)

	総数	0～2 歳	3 歳	4 歳以上	無回答
平成 9 年度	57,514 100	32,924 57.2	12,028 20.9	12,562 21.8	0 0.0
平成 11 年度	56,019 100	32,218 57.5	10,812 19.3	12,989 23.2	0 0.0
平成 13 年度	52,568 100	30,789 58.6	9,044 17.2	12,735 24.2	0 0.0
平成 15 年度	48,577 100	28,722 59.1	9,504 19.6	10,351 21.3	0 0.0
平成 17 年度	45,726 100	26,364 57.7	8,424 18.4	10,938 23.9	0 0.0
平成 20 年度	47,324 100	28,145 59.5	7,188 15.2	9,967 21.1	2,024 4.3

注：平成 9 年の利用児童数総数は、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28 施設)を含む総数 3,861 施設の利用児童数の合計である。

資料：図表Ⅱ-1 に同じ

図表Ⅱ-7-2 地域別利用児童数の推移

①都道府県

都道府県	平成 9 年度	平成 20 年度	(続)都道府県	平成 9 年度	平成 20 年度
北海道	3,129	1,778	滋賀県	760	*
青森県	426	115	京都府	417	395
岩手県	1,309	451	大阪府	1,675	1,699
宮城県	535	583	兵庫県	1,675	1,853
秋田県	151	79	奈良県	639	416
山形県	513	405	和歌山県	219	359
福島県	1,482	941	鳥取県	358	200
茨城県	2,181	2,410	島根県	507	207
栃木県	846	555	岡山県	922	504
群馬県	890	803	広島県	913	872
埼玉県	3,296	1,238	山口県	898	774
千葉県	3,119	1,803	徳島県	720	468
東京都	2,901	*	香川県	473	*
神奈川県	1,570	1,531	愛媛県	498	359
新潟県	345	332	高知県	806	191
富山県	216	148	福岡県	907	673
石川県	417	125	佐賀県	961	674
福井県	353	279	長崎県	829	410
山梨県	285	316	熊本県	838	499
長野県	677	734	大分県	415	176
岐阜県	601	799	宮崎県	441	296
静岡県	989	813	鹿児島県	1,172	781
愛知県	1,702	1,104	沖縄県	268	458
三重県	621	878	合計	45,865	30,484

②指定都市

指定都市	平成 9 年度	平成 20 年度
札幌市	1,620	1,122
仙台市	260	444
さいたま市	-	*
千葉市	397	415
横浜市	728	718
川崎市	414	289
新潟市	153	141
静岡市	191	221
浜松市	201	131
名古屋市	814	588
京都市	833	487
大阪市	671	1,134
堺市	488	420
神戸市	725	624
広島市	428	392
北九州市	176	128
福岡市	335	396
合計	8,434	7,650

③中核市

中核市	平成 9 年度	平成 20 年度
函館市	-	229
旭川市	-	326
青森市	-	72
盛岡市	-	308
秋田市	58	97
郡山市	578	615
いわき市	-	127
宇都宮市	337	403
川越市	-	315
船橋市	-	221
柏市	-	177
横須賀市	-	308
相模原市	-	363
富山市	119	195
金沢市	190	126
長野市	-	118
岐阜市	159	145
豊橋市	-	259
豊田市	-	352
岡崎市	-	84
高槻市	-	298
東大阪市	-	150
姫路市	260	350
西宮市	-	156
奈良市	-	61
和歌山市	191	242
岡山市	198	362
倉敷市	-	249
福山市	-	309
下関市	-	158
高松市	-	145
松山市	-	123
高知市	-	317
久留米市	-	302
長崎市	249	295
熊本市	360	270
大分市	101	141
宮崎市	-	45
鹿児島市	415	377
合計	3,215	9,190

注 1：平成 9 年の利用児童数総数は、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28 施設)を含む総数 3,861 施設の利用児童数の合計である。

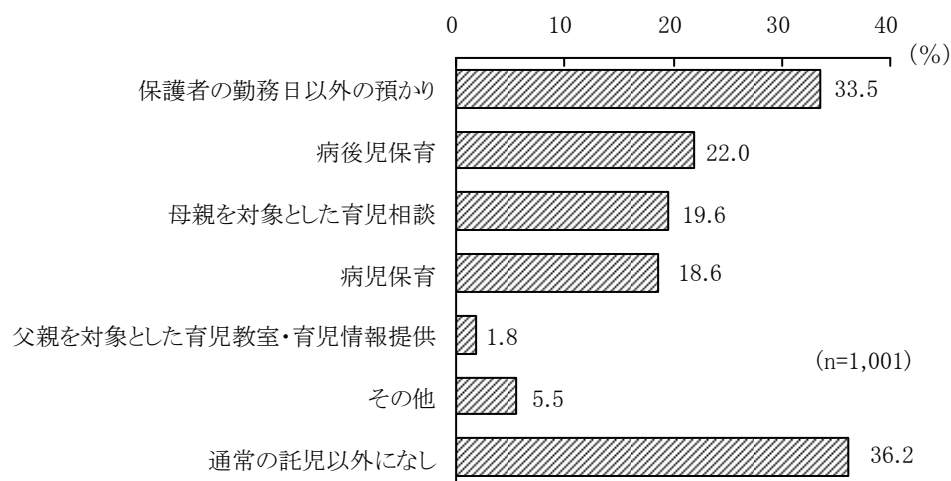
注 2：*印の自治体（東京都、滋賀県、香川県、さいたま市）は、利用児童数のデータがない。

資料：図表Ⅱ－1 に同じ

(3) サービス内容

事業所の従業員を対象とした保育事業の実施状況は、「通常の託児以外になし」とする事業所内保育施設が 36.2%である(図表Ⅱ-8)。実施している施設では、「保護者の勤務日以外の預かり」が 33.5%である。また、病気の回復期にある子どもを受け入れる「病後児保育」が 22.0%、病気の子どもを受け入れる「病児保育」が 18.6%となっている。さらに、「母親を対象とした育児相談」や「父親を対象とした育児教室・育児情報提供」といった親を対象とした相談サービス等の提供が、それぞれ 19.6%、1.8%となっている。

図表Ⅱ-8 事業所の従業員を対象とした保育事業(複数回答)



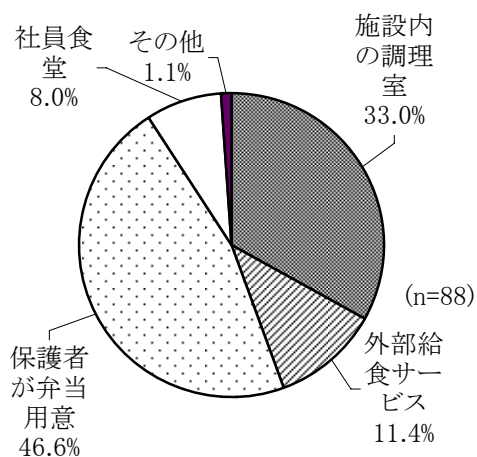
注：財団法人こども未来財団が平成 18 年 12 月、全国の事業所内保育施設 3,489 施設を対象に調査を実施した。有効回収は 1,036 施設であり、有効回収率は 29.7%であった。なお、分析対象は、回答施設のうち、現在「運営中」の 1,001 施設とする。回答施設を業種別にみると、「医療」が 69.6%、「販売」が 12.0%、「食品」が 5.0%、「社会福祉」が 2.8%、「サービス」が 2.6%、「製造」が 2.3%などとなっている。

資料：財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査報告書（概要版）」平成 19 年 3 月

また、子どもの食事については、「保護者が弁当用意」が 46.6%であり、約半数の施設が食事を提供していない(図表Ⅱ-9)。施設が食事を提供するパターンについてみると、「施設内の調理室で調理する」が 33.0%、「外部の給食サービスを利用している」が 11.4%、「従業員用の社員食堂を利用する」が 8.0%となっている。

その他のサービスとしては、「学習プログラムを導入」している施設が全体の 3.4%である(図表付 4-20)。この他、「洗濯サービス、おむつ配送サービス」をおこなっている施設もある(自由記述より)。

図表Ⅱ-9 子どもの食事



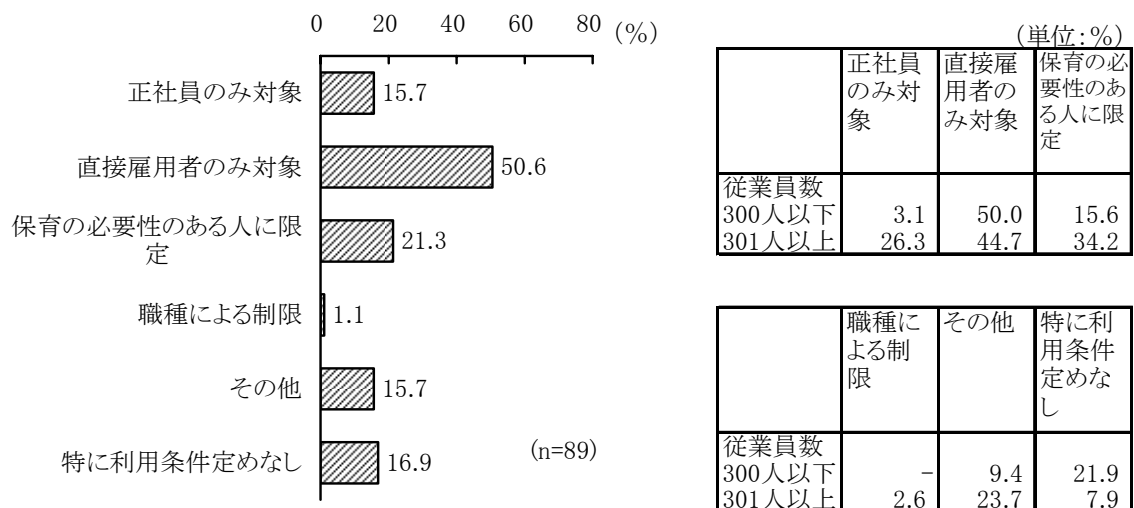
資料：図表Ⅱ-6 に同じ

(4) 利用者の職種

事業所内保育施設の利用者は、「直接雇用者のみ対象」に限定する企業が 50.6%で最も多い。以下、「保育の必要性のある人に限定」(21.3%)、「正社員のみ対象」(15.7%)などが続く。

従業員数別に施設利用の条件は大きく異なる。301人以上企業の場合は、「正社員のみ対象」「保育の必要性のある人に限定」が多い。

図表Ⅱ-10 施設利用の条件



資料：図表Ⅱ-6 に同じ

2. 設置形態

設置形態は、大きく分けて次の5つの形態がある。

<1>1社単独で設置・運営。

<2>1社が単独で設置し、運営しているものを他社や地域に開放。

<3>グループ会社による共同設置・運営。

<4>労働組合と会社との共同経営。

<5>複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営。

以下に、具体的な事例を示す。

まず、<1>「1社単独設置・運営」のケースについては、他社の従業員の子どもを預かることに対する責任の重さを痛感していること、また、そもそも定員が自社の利用者でいっぱいであることなどから、単独設置・運営をしている。

<2>「1社単独設置・運営の施設を他社や地域に開放」のケースには、「他社」をグループ会社限定している場合と、限定しないで近隣の他社に開放している場合がある。グループ会社限定しているケースでは、事業所内保育施設の設置者である本社の近くにグループ会社が集積している場合が多い。他方、近隣の他社に開放しているケースでは、自社のみでは、利用者が少ないため、余裕のある定員枠を他社に活用してもらうという狙いがある。定員のうち、ある一定枠を自社が確保しておいて、残りの人数枠を他社に開放している。運営に関わる費用として、他社から契約料を徴収している。また、地域に開放している場合は、企業の社会貢献として行っている。

<3>「グループ会社による共同設置・運営」のケースについては、利用者数の確保および費用負担の分散がねらいである。別企業との共同よりも、利害関係の調整がしやすいという利点もある。

<4>「労働組合と会社との共同経営」のケースについては、女性の継続就業を支えるために事業所内保育施設が有効であるとして、労働組合とともに設置されたものである。

<5>「複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営」のケースについては、特徴として「保育施設管理会社」を共同出資により設立したことがあげられる。企業によって、利用者数が異なる場合が多く、人件費や賃料などの運営費負担のバランス調整が重要である。その調整機関が「保育施設管理会社」である。

ただし、現状において、こうした管理会社は助成対象とされていないため、設置・運営のための補助金を受けることができない。

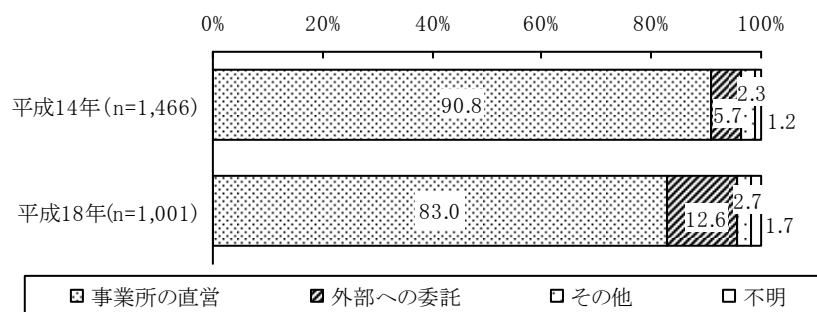
3. 運営形態

(1) 運営形態

財団法人こども未来財団の「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査」（平成 14 年及び平成 18 年）によれば、事業所内保育施設の運営形態は、平成 18 年では、「事業所の直営」が 83.0%、「外部への委託」が 12.6%であり、「直営」が多い（図表Ⅱ-11）。ただし、平成 14 年と比較すると、「外部への委託」の割合が伸びている。

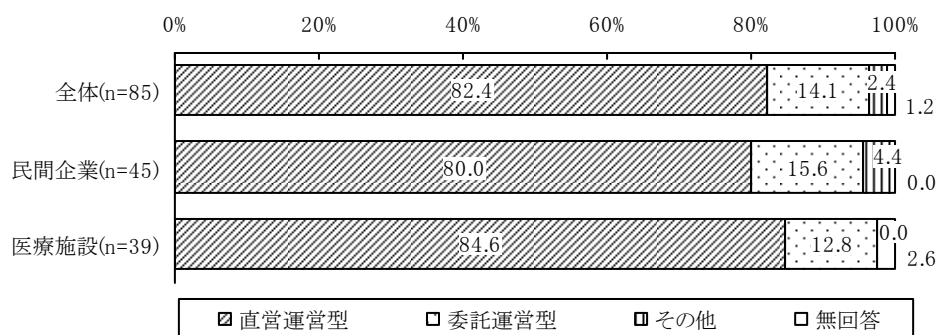
また、第一生命経済研究所が実施した「事業所内保育施設に関するアンケート調査」（平成 16 年）により、設置主体別に運営形態をみると、民間企業の方が、「委託運営型」が多い傾向があることがうかがえる（図表Ⅱ-12）。

図表Ⅱ-11 運営形態



資料：財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査結果概要」平成 15 年 3 月及び平成 19 年 3 月

図表Ⅱ-12 設置主体別運営形態



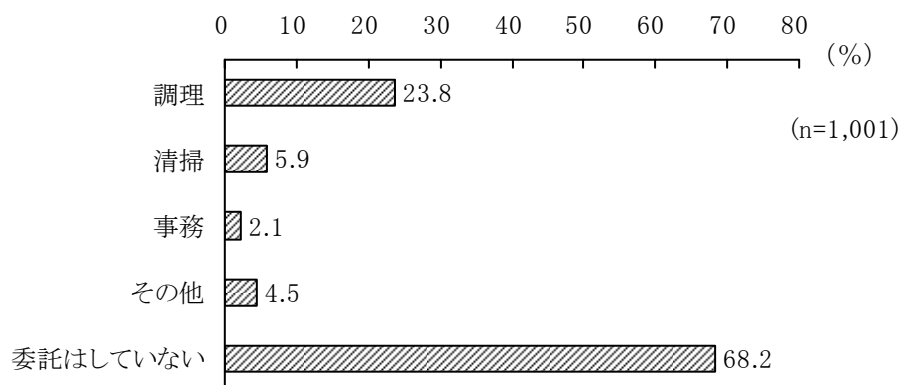
注：第一生命経済研究所が平成 16 年 9～10 月、全国の事業所内保育施設 379 施設（民間企業 238 施設、医療施設 141 施設）を対象に調査を実施した。有効回収数は 85 施設（有効回収率 22.4%）であった。

資料：第一生命経済研究所「事業所内保育施設に関するアンケート調査」平成 16 年

(2) 外部委託状況

保育施設内の業務について、外部委託状況をみると、「委託はしていない」の回答が 68.2%であった（図表Ⅱ-13）。委託している施設の委託業務は「調理」が 23.8%で最も多く、次に「清掃」が 5.9%となっている。

図表Ⅱ-13 保育施設内業務の外部委託状況(複数回答)



資料：財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査報告書（概要版）」平成 19 年 3 月

4. 費用

財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査結果概要」（平成 19 年 3 月）によれば、設立費用は、設立状況によって大きな差がある。「事業所所有の建物の一室を改装」する場合は、最も設立費用が少ない（図表Ⅱ-14）。

また、年間運営経費の平均は、約 1,900 万円となっている（図表Ⅱ-15）。

図表Ⅱ-14 保育施設の設立状況ごとの平均費用

設立状況	回答施設数	平均費用(円)
新たに土地を購入し施設を建設	22	40,423,736
事業所所有の土地に建物を建設	138	39,155,003
事業所所有の建物を改築	35	18,100,926
事業所所有の建物の一室を改装	57	7,121,642
その他	83	48,786,525

資料：図表Ⅱ-13 に同じ

図表Ⅱ-15 保育施設の平均年間運営費用

内 容	回答施設数	平均費用(円)
人件費	577	15,268,230
事務費、事業費、その他費用	569	3,570,323
合計	570	18,785,330

資料：図表Ⅱ-13 に同じ

事業所内保育施設ヒアリングの結果からは、次の3点が指摘できる。

第一は、土地取得から建物を建築する場合と、建物の一部を改装する場合とでは、当然ながら設備費用が大きく異なることである。例えば、土地取得から建物を建設する場合、1施設あたり、およそ1億3,000万円であるのに対して、建物の一部を改装する場合は、1施設あたり、およそ5,000～6,000万円である。

第二は、運営費用についてみると、定員数が少ない施設（小規模施設）の方が、支出額が少ない傾向がある。ただし、定員一人当たりの運営費用でみると、定員数が少ない方が、年間支出にしても、事業主負担にしても、金額が大きい。例えば、約15人定員の施設の年間支出額は約3,000万円（定員一人当たり年間支出額約200万円、事業主負担約170万円）であるが、約30人定員では約4,000万円（定員一人当たり年間支出額約130万円、事業主負担約100万円）である。定員が多い施設（大規模施設）の方が、効率的な運営ができるようだ。保育事業者への委託費をみると、今回ヒアリングした4施設についてみると、定員20人前後で年間委託料は2千万円程度である。

第三は、利用者一人当たりの事業主負担（運営費用）については、補助金の有無及び金額、保育事業者に支出する委託料、土地・建物の賃料の有無及び金額、収入全体に占める保育利用料の割合等の収支バランス、及び利用率（定員に占める利用者数の割合）等、様々な要因によって異なる。

5. 国・自治体の支援策

(1) 国の支援策

国の支援策としては、「事業所内保育施設設置・運営等助成金」と「事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）」がある。

1) 事業所内保育施設設置・運営等助成金

事業所内保育施設設置・運営等助成金は、労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、運営及び増築を行う事業主（共同して事業所内保育施設の設置等を行う複数の事業主を含む）・事業主団体が、一定の要件を満たすことにより、その費用の一部の助成が受けられる制度である。また、保育遊具

等購入費用の一部についての助成もある。

共同設置の場合には、原則、設置を行う複数の事業主に対し、出資比率等に合わせた助成金が支給される。

支給機関は、各都道府県労働局である。

図表Ⅱ-16 事業所内保育施設設置・運営等助成金

	助成率等	助成限度額	
設置費	中小企業 3分の2 ^{*1} 大企業 2分の1	2,300万円	
運営費 ^{*2}	中小企業 1～5年目まで3分の2 6～10年目まで3分の1 大企業 1～5年目まで2分の1 6～10年目まで3分の1	通常型	施設の現員に応じ、 1～5年目まで最高699万6千円 6～10年目まで最高466万4千円
		時間延長型	施設の現員に応じ、 1～5年目まで最高951万6千円 6～10年目まで最高634万4千円
		深夜延長型	施設の現員に応じ、 1～5年目まで最高1,014万6千円 6～10年目まで最高676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営にかかる額＋ 1～5年目まで165万円又は 6～10年目まで110万円
増築費	2分の1	増築	1,150万円(5人以上の定員増を伴う増築 体調不良児のための安静室等の整備)
		建替え	2,300万円(5人以上の定員増を伴う建替え)
保育遊具等購入費	自己負担10万円を 控除した額	40万円	

*1：平成19年4月1日から平成22年3月31日までの措置である。

*2：運営費については、1年間の支給限度額である。

資料：21世紀職業財団のホームページ (http://www.jiwe.or.jp/ryoritsu/01_assist9.html)

2) 事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置(割増償却)

一定の要件を満たす場合は、建物及びその附属設備(新設及び既存施設の改修を含む)や、遊戯具や防犯用の器具及び備品について、5年間20%(中小企業にあっては30%)の割増償却が受けられる。

なお、同措置は平成19年4月1日から平成23年3月31日までの期間限定である。

(2) 自治体の支援策

1) 自治体ヒアリングから

事業所内保育施設の共同設置についても独自で助成事業を行っている自治体に対し、その支援の実態を調査した。

a) 独自で助成事業をしている理由

独自で助成事業をしている理由としてあげられた回答として最も多かったのは、ワーク・ライフ・バランスの支援のためであった。次いで、国の助成の条件に合致しない保育所を支援するため、待機児童対策のためとなった。埼玉県と神奈川県では、待機児童対策を回答にあげている。単独での設置が難しいため（滋賀県）という回答もあった。

全体としてみると、ワーク・ライフ・バランスの支援と企業による単独での設置を支援することを目的として独自の助成事業が行われている。

図表Ⅱ-17 独自で助成事業をしている理由＜自治体ヒアリング＞

回答の分類	個別の回答
ワーク・ライフ・バランスの支援	・ 安心して子育てのできる職場づくりの一環として、企業のワーク・ライフ・バランスの実現支援のために実施している(新潟県) ・ 企業の次世代育成、ワーク・ライフ・バランスへの支援(東京都) ・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
国の助成の条件に合致しない保育所への支援	・ 国の助成事業は、人数が10人以上となっているが、県内は中小企業が多くいため、基準に達しない6人以上9人までを対象とした。また、10人以上でも、国の助成を受けない場合は対象とした(宮城県) ・ 国の助成では施設全体の要件があるが、望ましいと考える規模、内容のものを作って欲しい(東京都)
待機児童対策	・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県:再掲) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
単独での設置が難しいため	・ 事業所内保育施設の設置は、中小企業においては採算性などの面で単独設置は困難であるため、複数の事業所が共同で設置することが有効と考えられる。しかし、県内で過去そのような事例がないことから、今後の県内事業所の取組に役立てるため、共同設置の手法等について調査・研究を行うこととした。(滋賀県)

b) 関連部局との連携

関連部局との連携は、大半の都県や市で行われていた。具体的な連携先として、自治

体内では事業者を担当する産業労働部局や保育所を担当する保健福祉部や企業の誘致などを担当する経済や商工、観光にまつわる部、自治体外では、事業者の協会、商工会議所などがあげられた。事業者とかかわりのある部局等を通じて情報提供を依頼している場合が多かった。

図表Ⅱ-18 関連部局との連携＜自治体ヒアリング＞

・ 経済商工観光部の企業訪問において事業紹介するとともに、県内事業主団体に、制度説明を行い周知を図った(宮城県)
・ 産業労働局、生活文化スポーツ局とも連携し、次世代育成に関するとりまとめをしている(東京都)
・ 今後は、商工労働部や市町村を通して、事業者等へ制度周知を図っていきたいと考えている(神奈川県)
・ 市町村や商工会議所等とも連携を図り、広報や情報収集に積極的に取り組んでいる(埼玉県)
・ 福祉保健部とは、県内の託児所設置状況や保育基準の相談などの情報交換を行っている(新潟県)
・ 地元の商工会議所の広報に事業内容を掲載してもらい、情報提供面で協力を得ている(さいたま市)

c) 共同設置を可とした理由・申請がない理由（設置の難しさ）

まず、共同設置を可とした理由として回答が最も多かったのは、企業による設置の難さ（東京都、神奈川県、埼玉県）、共同設置への助成のニーズ（宮城県、新潟県）があげられた。

図表Ⅱ-19-1 共同設置を可とした理由＜自治体ヒアリング＞

回答の内容	個別の回答
企業による 設置の困 難さ	・ 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都) ・ 小さな企業にとって、事業所内保育施設の単独設置は、資金繰りの関係で困難となることが考えられるため、共同設置を可とした(神奈川県) ・ 従業員規模が小さい企業では1社で設置することが困難な場合がある(埼玉県)

共同設置への助成のニーズ	- 印刷団地の一事業所から協同組合での共同設置も対象となるかという問い合わせを受けたこともあり、子育て世代の人数が少ない等の場合は安定的運営のための共同設置が必要と考えた(宮城県) - 工場団地内における複数事業所での共同設置のニーズ等を考慮し、共同設置に係る調整費も補助対象とした(新潟県)
--------------	---

次に、助成制度があるにもかかわらず、共同設置の申請がない理由として回答が最も多かったのは、企業側の費用負担の大きさや共同による設置の困難さであった。単独の企業では経費の負担が大きい一方、共同で行う場合には、資産や運営の負担がさらに問題となるという課題が指摘されている。次いで、景気の悪化・福利厚生の縮小があげられた。不況による景気の悪化から、申請がないと考える自治体も少なくない。滋賀県では、「製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい」と回答している。

図表Ⅱ-19-2 申請がない理由(設置の難しさ)＜自治体ヒアリング＞

回答の内容	個別の回答
企業側の経費負担の大きさ・共同による開設の困難さ	- 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都) - 個々の企業の保育需要等が様々で、保育の必要性、出資割合等の調整が困難。取りまとめ企業(代表企業)の負担も大きい(埼玉県) - 託児所設置場所の選定や事業所ごとの経費負担割合等の調整の難しさも申請がなかった一因と思われる。(新潟県) - 経費面の運営上の問題。イニシャルでかなりの経費がかかる。それぞれ財団法人21世紀職業財団でも半額程度は事業主の負担となり、その分の負担がないと開設に至らない。運営費のコストが利用者からの負担だけでは難しい(福岡市)
景気の悪化・福利厚生縮小	- 急激に景気が落ち込み低迷が続いている。企業は、事業縮小などにより福利厚生分野に着手できなかったと思われる。また、運営費に対して要望が強いが県補助は運営費を対象としていないことも原因と思われる(宮城県) - 景気悪化により、なかなか手が上がらないという事情があると思う(神奈川県) - 厳しい経済情勢の下、経費や人員の問題が大きい。滋賀県の場合、製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい。(滋賀県)

d) 中小企業が設置しやすくなるための工夫

中小企業が設置しやすくなるための工夫として、ほぼ全ての自治体から、助成条件の緩和があげられた。具体的には、定員、面積（園庭なども）、利用料、従業員数についての条件の緩和し、他の助成制度に比べて利用しやすくなるような工夫が行われている。

滋賀県では、検討会を設けて「他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる」という。実際に設置しようとしても、そのモデルが限られているためである。また、福岡市からは、「単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない」という指摘がなされた。

図表Ⅱ-20 中小企業が設置しやすくなるための工夫＜自治体ヒアリング＞

回答の内容	個別の回答
助成条件の緩和	・ 園庭の設置は義務づけていない。保育室施設内の基準については国とほぼ同様としている(宮城県) ・ 定員要件を外した。当初は、6名以上(国は10名以上)とゆるくしていたが、6人にならない小さな施設でも対象にしている。共同設置を利用しやすい仕組みとして、保育事業者が中心とする場合。2つに要綱を改正した。平成21年の4月改正(東京都) ・ 神奈川県子ども子育て支援条例に基づく認証制度があり、それを受けた企業が対象。雇用者が300人以下。乳幼児の定員が5人以上。複数の事業者による共同設置も認めている。企業や商店が集まって設置することも可能にした(神奈川県) ・ 定員、面積基準、申請手続き等を国の助成事業よりも緩め、小規模な施設でも設置を可能としている(国が示す基準はクリアしてもらう)。(埼玉県) ・ 託児所を設置するには、設置費の他、毎年度の運営費等の多額の費用が必要であり、地域の実情に応じた託児所への国の助成制度が必要と思われる(新潟県) ・ 整備費補助について、従業員の児童のみを預かる場合には、定員10人未満の小規模施設に限り対象としている。企業の従業員数等について特に制限はない(さいたま市)
事業所内保育所設置のための検討	・ 県中小企業家同友会の会員企業およびその従業員に対しニーズ調査を実施。実際に共同設置することを視野に運営形態などについて具体的に検討。他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる。(滋賀県)
共同での運営	・ 単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない(福岡市)

2) 自治体アンケートから

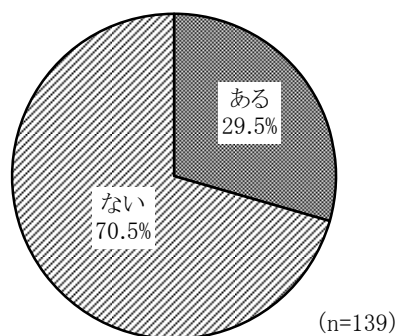
a) 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策

①独自の施策の有無

「事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度など。ただし、助成制度に限定せず）」の有無についてたずねた。

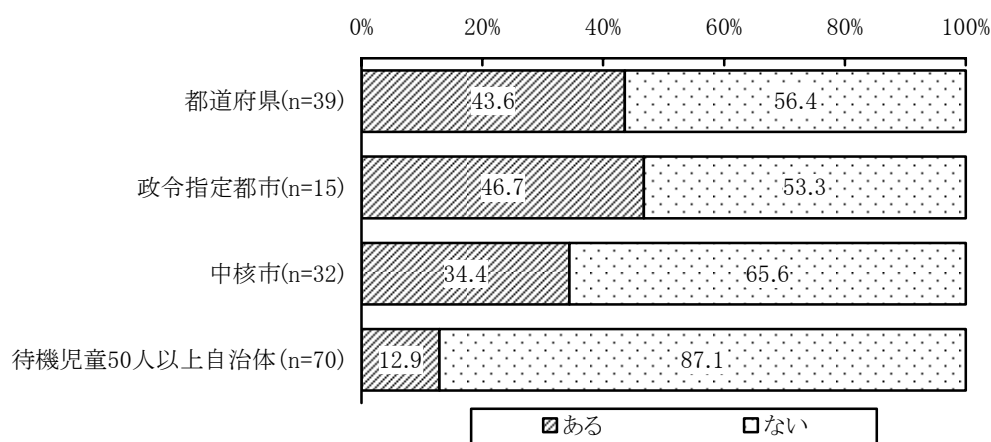
その結果、「ある」と回答した割合は 29.5%で、「ない」が 70.5%となった（図表Ⅱ-21）。自治体区分別にみると、「ある」と回答した割合は、政令指定都市（46.7%）で最も多く、次いで都道府県（43.6%）、中核市（34.4%）の順となった（図表Ⅱ-22）。保育計画を策定する市区町村（待機児童 50 人以上）では、12.9%にとどまった。

図表Ⅱ-21 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無



資料：「事業所内保育施設についてのアンケート（自治体アンケート）」（平成 21 年）

図表Ⅱ-22 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無
(自治体区分別)



資料：図表Ⅱ-21 に同じ

②独自の施策の内容

次に、事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策が「ある」と回答した自治体に対し、施策の内容をたずねた。具体的には、設置に対する助成事業との運営に対する助成事業について、それぞれ平成20年度の予算額と助成件数である。

＜設置に対する助成事業＞

設置に対する助成事業について、回答があった自治体は14あった。7都道府県と7市である。回答のうち、平成20年度の最高予算額は405,000千円、最低予算額は100千円であった（なお、事業所保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表Ⅱ-23）。助成件数の最大件数は17件であった。5自治体では、平成20年度の助成実績はなかった。

図表Ⅱ-23 設置に対する助成事業(平成20年度の予算額と助成件数)

平成20年度の予算額 (千円)	助成件数	平成20年度の予算額 (千円)	助成件数
405,000	4	7,500	1
80,016	17	7,500	1
50,000	9	5,450	0
26,666	2	5,000	0
20,000	2	1,200	0
20,000	0	1,000	2
13,875	1	100	0

注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

資料：図表Ⅱ-21 に同じ

＜運営に対する助成事業＞

運営に対する助成金については、24 の自治体から回答があった。8 都道府県と 16 市である。回答のうち、平成 20 年度の最大予算額は 125,235 千円、最低予算額は 40 千円であった（なお、事業所保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表Ⅱ-24）。4 自治体では、平成 20 年度の助成実績はなかった。

図表Ⅱ-24 運営に対する助成事業(平成 20 年度の予算額)

平成 20 年度の予算額(千円)	平成 20 年度の予算額(千円)
125,235	4,403
72,228	3,543
53,344	3,000
35,124	2,666
30,596	2,627
20,635	2,400
17,787	2,200
12,000	816
11,745	636
11,646	120
5,000	112
5,000	40

注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

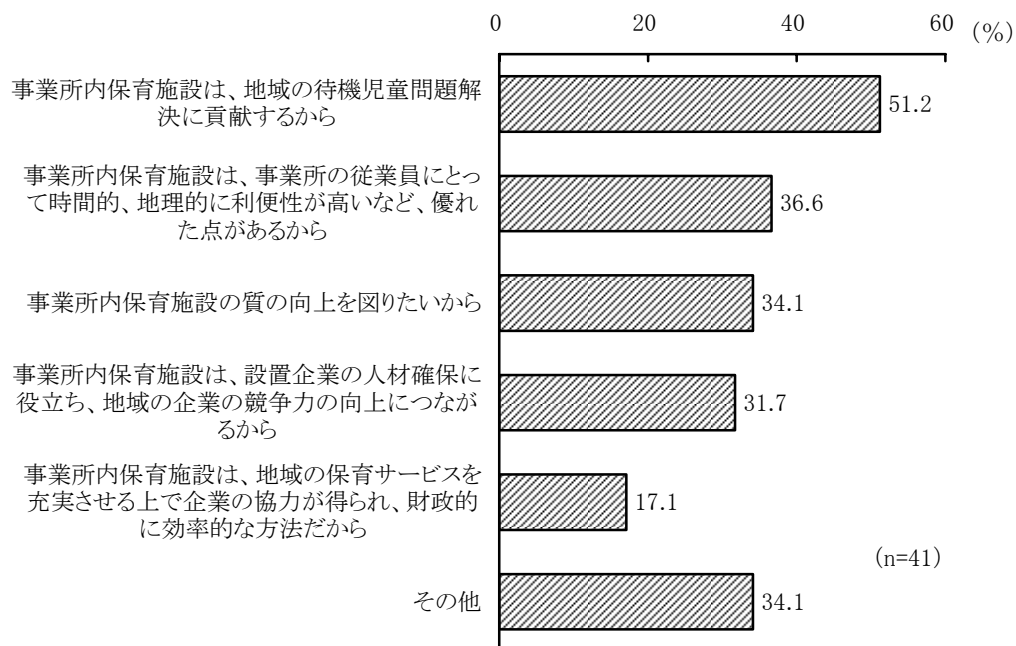
資料：図表Ⅱ-21 に同じ

③独自の施策を実施している主な理由

独自の助成事業を実施している主な理由を複数回答でたずねた。

その結果、最も多かった回答は、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」（51.2％）であった（図表Ⅱ-25）。次いで、「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」（36.6％）、「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」（34.1％）、「事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから」（31.7％）の順となった。「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」は 17.1％にとどまった。

図表Ⅱ-25 独自の助成事業を実施している主な理由(複数回答)



資料：図表Ⅱ-21 に同じ

さらに、自治体区分別にみると、都道府県では、「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」と「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」がいずれも 35.3% で回答が多かった（図表Ⅱ-26）。

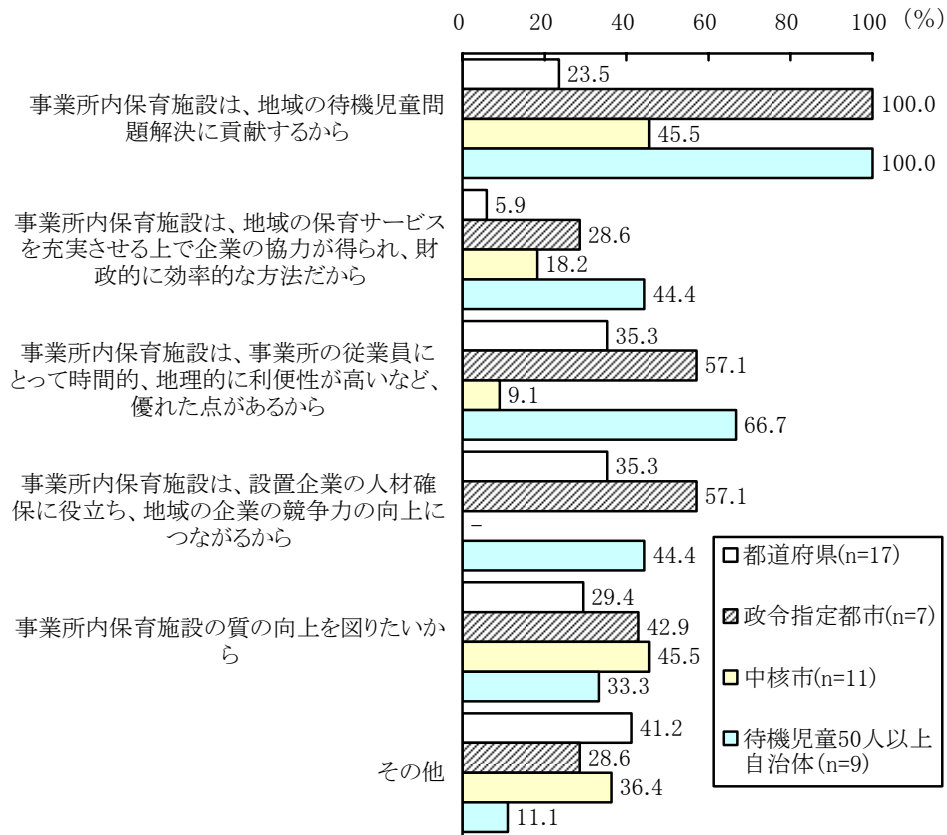
一方、指定都市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」が 100.0% で最も多く、次いで都道府県と同じ回答がいずれも 57.1% を占めた。

中核市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」と「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」がいずれも 45.5% で多かった。

待機児童 50 人以上の自治体では、指定都市に同じく、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」が 100.0% で最も多く、次いで「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」（66.7%）であった。

図表Ⅱ-25 の「その他」（34.1%）について、自由回答の内容をみると、5 自治体では、「ワーク・ライフ・バランス」をあげている（図表Ⅱ-27）。4 自治体では、「認可・認可外の格差是正」を、2 自治体では「事業所内保育施設の課題解決」を主な理由としてあげている。

図表Ⅱ-26 独自の助成事業を実施している主な理由
(複数回答、自治体区分別)



資料：図表Ⅱ-21 に同じ

図表Ⅱ-27 独自の助成事業を実施している主な理由
(その他の自由回答) (順不同)

回答の分類	自由回答
ワーク・ライフ・バランス	・ 勤労者の仕事と家庭の両立促進 企業の地域社会における子育て支援促進 ・ 企業における子育て支援を促進し、従業員のワーク・ライフ・バランスを実現することが少子化対策につながるから ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するから ・ 子育てを行っている方の働きやすい環境づくりを支援するため ・ 仕事と子育ての両立のための環境整備を促すため
認可・認可外の格差是正	・ 認可外に入所している児童も市民であるから ・ 事業所内保育施設を含めた認可外保育施設の入所児童の処遇向上を図るため ・ 保護者に仕事と身近な場所で保育することによる安心感を与える ・ 認可保育所(園)入所児の第3子に対する保育料の助成があるため
事業所内保育施設の課題解決	・ 事業所内保育施設設置における課題解決を支援するため ・ 厚生労働省が助成している制度は、乳幼児の定員が10名以上を対象としているため、9名以下の施設を対象に助成するため

資料：図表Ⅱ-21 に同じ

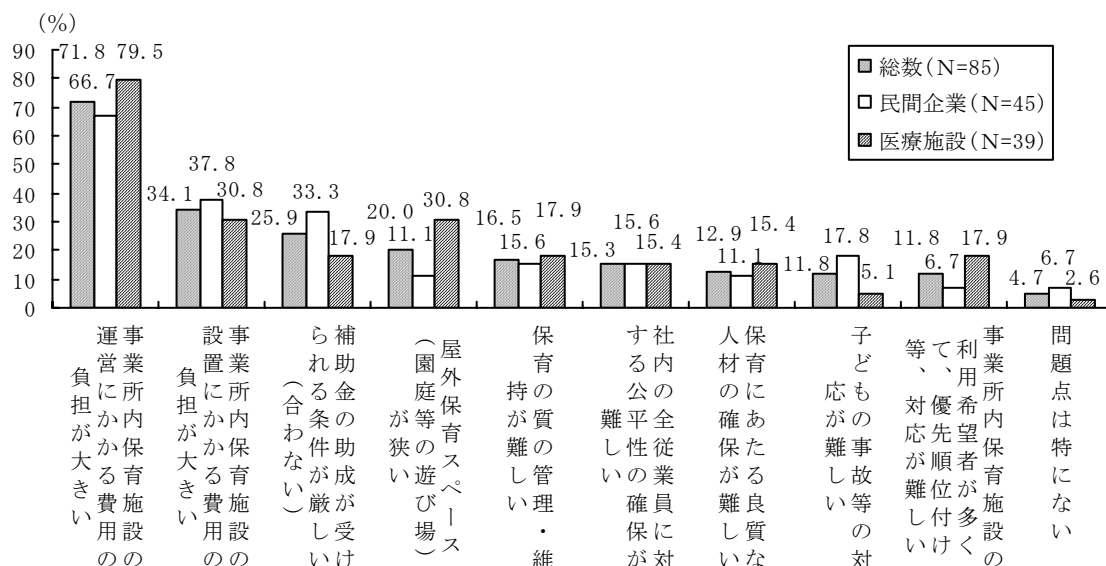
6. 課題

「事業所内保育施設に関するアンケート調査」（平成 16 年）によると、事業所内保育施設の設置・運営にあたっての問題点については、「運営にかかる費用の負担が大きい」が最も多く 71.8%、次いで「設置にかかる費用の負担が大きい」が 34.1%となっている（図表Ⅱ-28）。

また、「補助金の助成が受けられる条件が厳しい（合わない）」の回答も 25.9%となっており、費用負担の重さを訴える声が多い。

特に民間企業において、運営費や助成要件に関する問題点を指摘している割合が高い。

図表Ⅱ-28 事業所内保育施設の設置・運営にあたっての問題点・課題（複数回答）

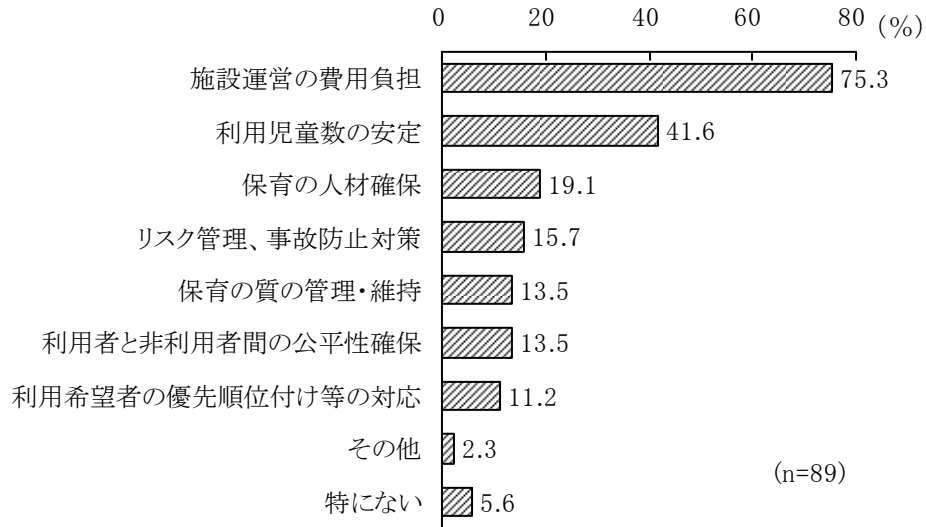


資料：図表Ⅱ-12 に同じ

次に、事業所内保育施設アンケートから、施設運営の課題をみると、「施設運営の費用負担」をあげた施設が 75.3%と最も多い（図表Ⅱ-29）。次いで、「利用児童数の安定」が 41.6%であり、それ以外の項目は 20%未満である。

従業員数別にみると、301 人以上の企業の方が「施設運営の費用負担」「保育の質の管理・維持」などをあげた割合が高い。300 人以下の企業では、「利用児童数の安定」や「保育の人材確保」が比較的多い。

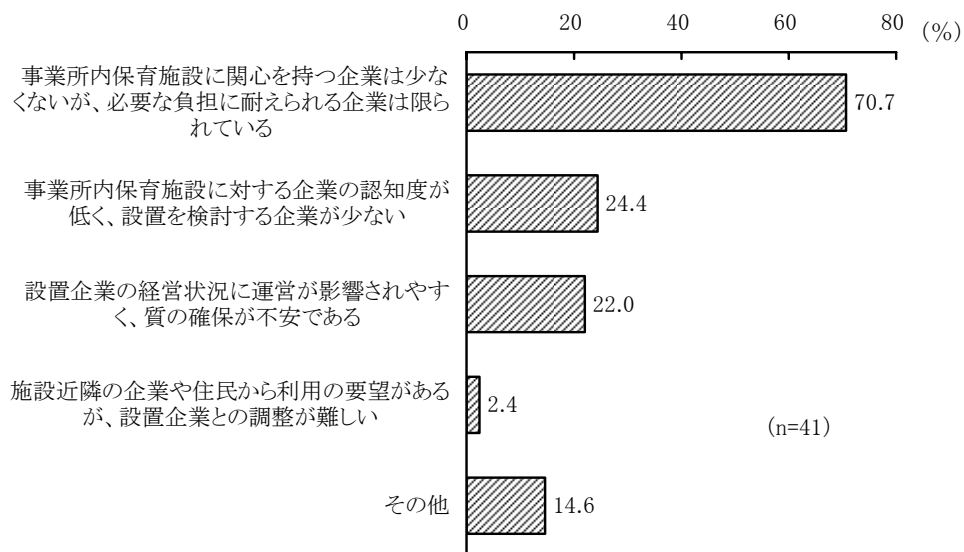
図表Ⅱ-29 施設運営の課題



資料：図表Ⅱ-6 同じ

自治体アンケートでは、事業所内保育施設の設置を推進される上の課題として感じていることを複数回答で回答を得た結果、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少ないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」(70.7%)が最も多かった(図表Ⅱ-30)。次いで、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」(24.4%)、「設置企業の経営状況に運営が影響されやすく、質の確保が不安である」(22.0%)、「その他」(14.6%)であった。「施設近隣の企業や住民から利用の要望があるが、設置企業との調整が難しい」は2.4%にとどまった。

図表Ⅱ-30 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題(複数回答)

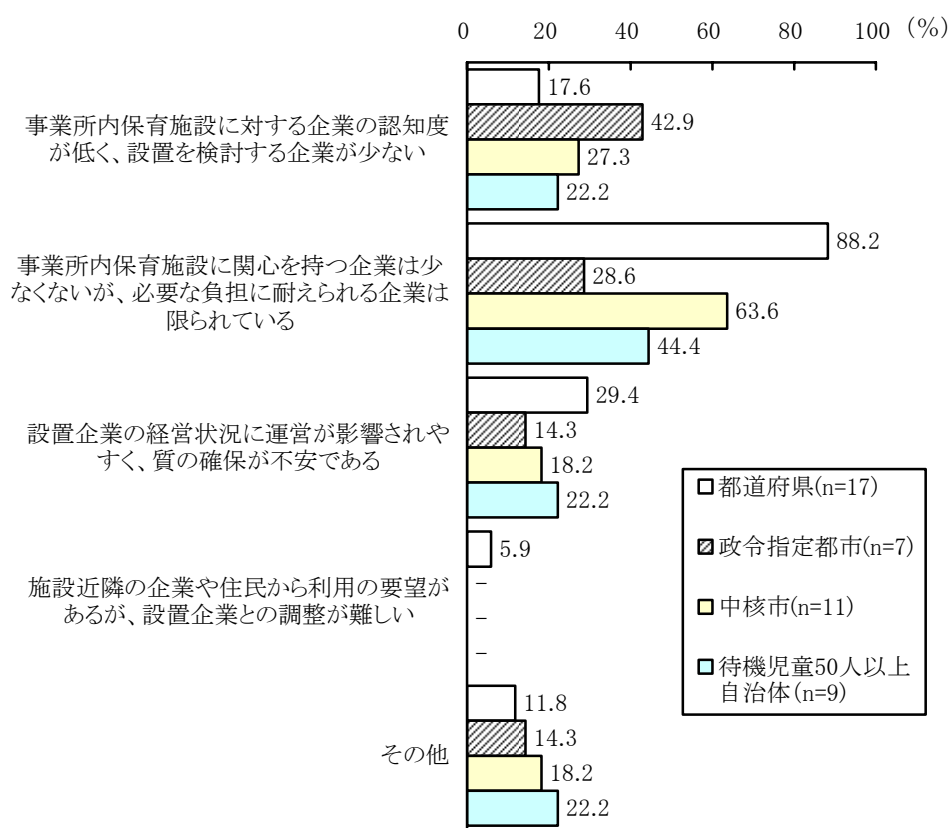


資料：図表Ⅱ-21 に同じ

都市区分別にみた結果は図表Ⅱ-31のとおりである。都道府県や中核市、待機児童50人以上自治体では、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」が、それぞれ88.2%、63.6%、44.4%と高い。政令指定都市では、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」が42.9%で最も多かった。

図表Ⅱ-30の「その他」の自由回答の3つの回答は、「事業所内保育施設を利用する職員が安定して見込めない」、「企業のニーズがなく、保育施設を設置する必要性が弱い。設置および運営費用の負担が大きい」、「低年齢の時は良いが、就学が近くなると、集団生活等を保護者が望むことが多いため、高年齢でも、ある程度の人数が必要となるため」であった。

図表Ⅱ-31 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題
(複数回答、自治体区分別)



資料：図表Ⅱ-21に同じ

Ⅲ. 事業所内保育施設の需要

1. 全体

(1) 利用者の評価

1) 事業所内保育施設の利用状況

内閣府「企業における子育て支援とその導入効果に関する調査研究」(平成 18 年 3 月)において実施された「企業における仕事と子育ての両立支援に関するアンケート調査」(従業員数が 301 人以上の企業から 5,000 社を無作為抽出し、各企業の人事部門責任者宛に平成 18 年 2～3 月に調査票を郵送。回収数 1,368 票)により、従業員の属性別に事業所内保育施設の利用状況をみる。

人事部門責任者からみて、事業所内保育施設がよく利用されているとの回答割合は、正社員については 7.1%、非正社員については 4.2%である。事業所内保育施設を設置している企業が少ないことにより、その利用率は低いものの、正社員に比べて非正社員の方が利用率が低い。

2) 事業所内保育施設に対するニーズ

従業員(就学前の子どもがいる民間企業雇用者)を対象に実施された調査により、育児支援制度についてのニーズに関する調査結果を示したものが図表Ⅲ-1である。

女性雇用者の回答状況をみると、実際は利用していないができれば利用したい育児支援制度として「事業所内保育施設」に対する回答割合が上位を占めている。女性雇用者の間で事業所内保育施設のニーズが高いことがわかる。とりわけ、女性雇用者でもパート等正社員以外の回答は、「事業所内保育施設」が 39.4%で最も高い。

図表Ⅲ-1 実際は利用していないができれば利用したい企業による育児支援制度(複数回答)

(単位: %)

	N	在宅勤務	事業所内保育施設	ベビーシッター費用補助	フレックスタイトム	始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ	週・月の所定労働日を減らす	残業の免除	1日あたりの勤務時間の短縮	休日労働の免除	その他	利用したいものはない
女性雇用者(正社員)	396	37.6	36.1	33.3	31.3	29.8	26.8	22.7	21.2	15.4	2.3	5.3
女性雇用者(正社員以外(パート等))	609	33.5	39.4	31.2	25.1	27.4	20.4	23.5	13.5	18.9	1.0	10.0

注: 調査対象は民間企業雇用者で、就学前の子どもがいる男女 3,610 人。有効回収率 56.7% (2,047 人)。(株) インテージのモニター会員より、対象者を無作為抽出(男女比は半数ずつ)して、インターネット調査を実施した。

資料: 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成 15 年)

また、第一生命経済研究所が平成 17 年 9 月に実施した「勤め先の仕事と子育ての両立支援に関するアンケート調査」（第一生命経済研究所の生活調査モニターのうち、有配偶者で小学生以下の子どもを持つ正社員の男女及び非正社員の女性 400 人対象。有効回収数 384 人）では、就労者が求める両立支援策を分析している。これによれば、男性正社員の 53.3%が子育て支援として「事業所内保育施設」を必要な施策であると回答している。

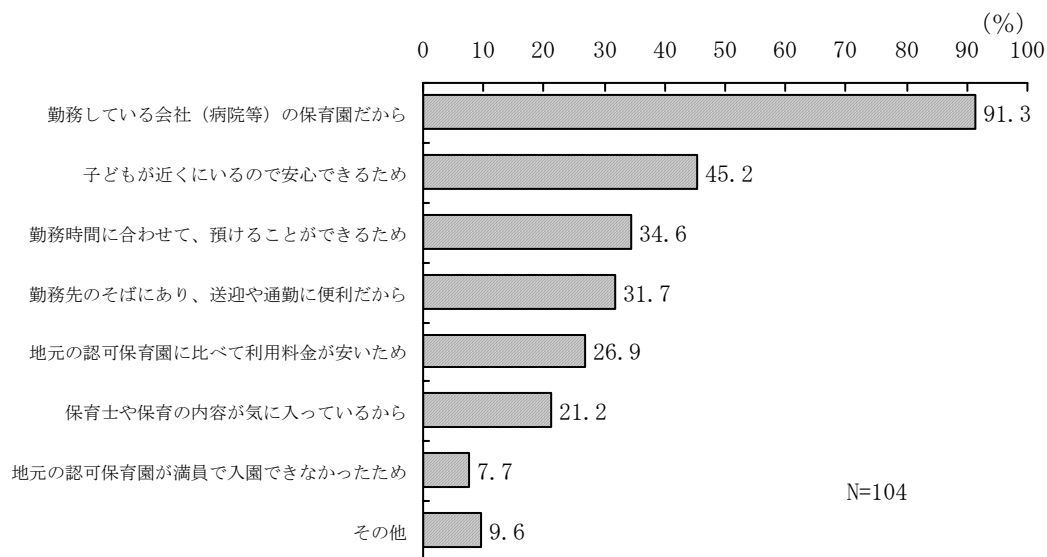
女性のみでなく、男性も「事業所内保育施設」に対するニーズが少なからずあることがうかがえる。

3) 事業所内保育施設の利用者の意識

a) 事業所内保育施設を利用する理由

事業所内保育施設を利用している人に対し、利用する理由を調査した結果をみると、「勤務している会社（病院等）の保育園だから」への回答が 91.3%となっている（図表Ⅲ-2）。次いで、「子どもが近くにいるので安心できるため」といった精神的な理由が 45.2%、「勤務時間に合わせて、預けることができるため」や「勤務先のそばにあり、送迎や通勤に便利だから」といった物理的な理由がそれぞれ 34.6%、31.7%となっている。

図表Ⅲ-2 事業所内保育施設を利用する理由（複数回答）



注：第一生命経済研究所では、平成 16 年 11 月～12 月、各都道府県資料に基づいて、全国の事業所内保育施設に対して調査協力を依頼し、協力してくれるとの回答のあった施設に対して、アンケート調査票を郵送で配布した。配布数は、全国 26 施設の利用者 262 人、有効回収数は 104 人、有効回収率は 39.7%である。設立主体別配布施設の内訳は事業所が 15 施設、病院が 9 施設、大学が 2 施設である。

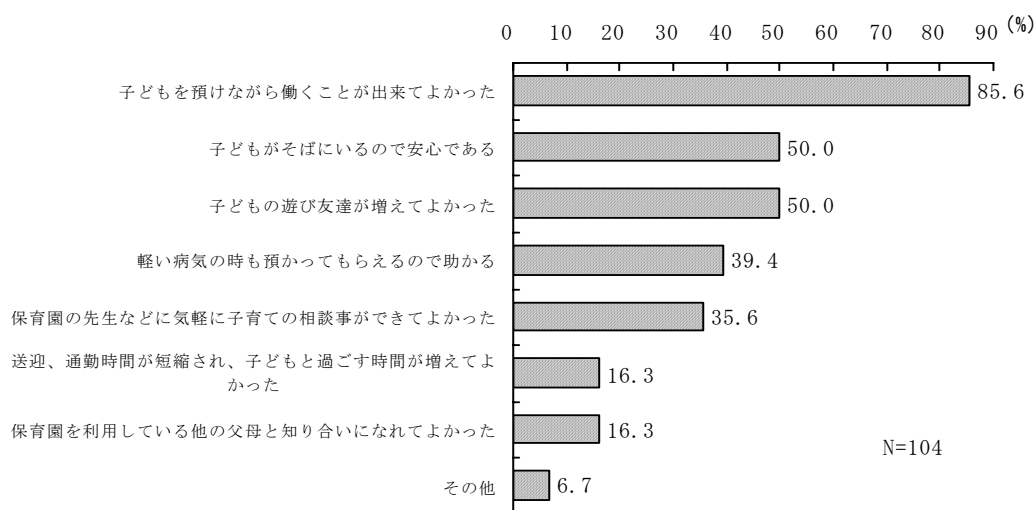
資料：第一生命経済研究所「事業所内保育施設の利用者に対するアンケート調査」平成 16 年

以上から、どちらかといえば地元の認可保育所に入れなかった際の受け皿としてではなく、事業所内保育施設特有の利点を理解した上で、積極的な理由で事業所内保育施設を選択している人が多いことがわかる。特に物理的な便利さよりも、子どもが近くにいるという安心感を強く意識して利用している人が多いようである。

b) 事業所内保育施設の評価

事業所内保育施設の評価に関する調査結果によると、「子どもを預けながら働くことが出来てよかった」との回答が 85.6%を占めている（図表Ⅲ-3）。次いで、「子どもがそばにいたので安心である」及び「子どもの遊び友達が増えてよかった」が、それぞれ 50.0%となっている。事業所内保育施設が、育児と仕事との両立に寄与するインフラとして評価されていることが伺える。

図表Ⅲ-3 事業所内保育施設の評価



資料：図表Ⅲ-2 に同じ

(2) 企業の評価

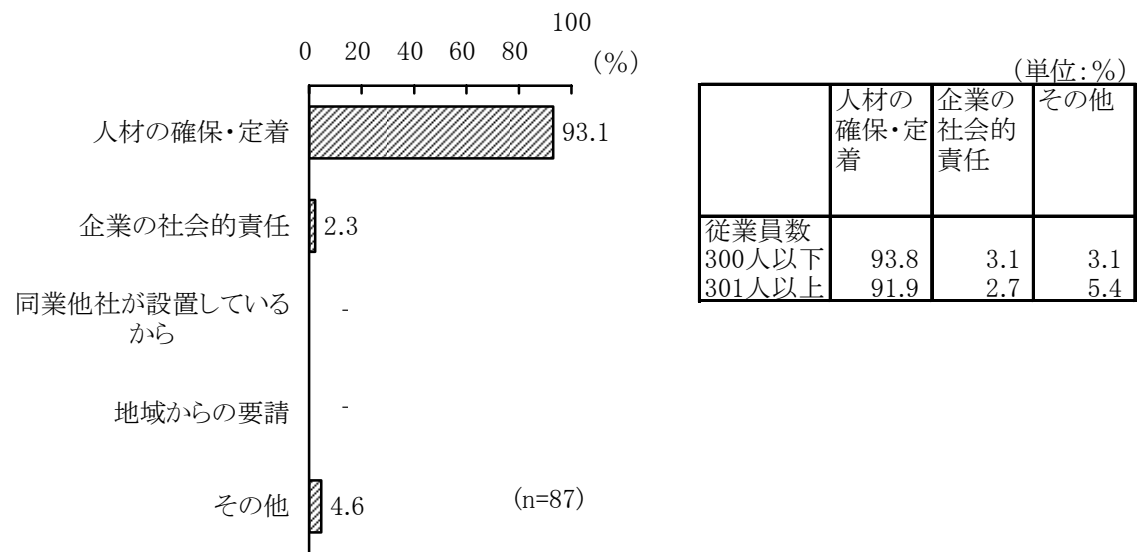
1) 施設設置の目的・動機

事業所内保育施設を設置した目的・動機としては、「人材の確保・定着」をあげた企業が 93.1%である（図表Ⅲ-4）。

「企業の社会的責任」をあげた企業は 2.3%に過ぎず、「同業他社が設置しているから」「地域からの要請」をあげた企業は皆無であった。

従業員数別にみても、同じ傾向を示している。

図表Ⅲ-4 事業所内保育施設を設置した目的・動機



資料：図表Ⅱ-6 と同じ

2)企業内の評価

事業所内保育施設ヒアリングによると、利用者の増加が、ニーズに込えていることの証左であり、評価されていると捉えている企業が多い。

また、評価の指標として、稼働率と定性評価があるという考え方の企業がある。稼働率は、必ずしも100%であればいいというものではなく、事業所内保育施設での保育を必要とする人をいつでも受け入れ可能な状態を保つことが必要である。そのため、需要の精度の高い予測と適切な利用者数の調整に努めている。定性評価については、アンケート調査により利用者のニーズを把握している。

他方、企業トップの強い意向により設置されたので、もともと評価の対象ではないと認識している企業もある。

図表Ⅲ-5 社内評価＜事業所内保育施設ヒアリング＞

卸売業A社
○ 利用者が増えており、ニーズに込えられていることを実感している。
○ 経営層からは、もともと儲かる事業ではないことは理解してもらっており、赤字幅をできる限り圧縮できるように運営を行っていくこととしている。
卸売業B社
○ 経営幹部からは、設置してよかったとの評価を得ている。
○ 配偶者の病気のときなどの一時預かりも、子育て支援のセーフティネットとなっている。

(3) 経済団体の評価

経済団体に対し、それぞれの会員企業による事業所内保育施設の設置意向、並びに共同設置型事業所内保育施設の可能性・課題等を明らかにするために、平成22年1月にヒアリング調査を実施した。

企業規模に関わらず、勤務時間の多様化への対応や人材確保のために、事業所内保育施設の設置に対するニーズはあり、会員企業の中には実際に事業所内保育施設を設置した企業もある。

しかし、経済的負担、運営リスク（利用者数の確保等）や社内の理解（特定の人へのみメリットがある施設に対する公平性の確保等）が得られるかどうか等の懸念事項があり、実際に設置に至らない企業が多い。

図表Ⅲ-6 事業所内保育施設に関する検討事例＜経済団体ヒアリング＞

事例1

○ 平成21年、ある中堅・中小企業が、本社ビルの一部を託児施設に転用した。行政の細かな規制を好まず、国・都の助成を使用しなかった。共同利用も検討したが、自社ビルに他企業の従業員が出入りすることはセキュリティ上望ましくないという理由から、断念。結局、単独利用をすることになった。しかし、広いスペースにもかかわらず、単独利用では利用者が少ない。利用者数・曜日に合わせて、保育士を派遣して利用している。

事例2

○ 平成21年1月頃、都内のビルを運営する中堅企業（従業員数400人程度）が、自社の従業員と同ビルのテナント企業の従業員がともに利用することができる保育施設を設置することを検討。しかし、その後の景気後退により、検討は中止に。その際、既存のビルに保育施設を設置することは、避難路設置や壁に使用する塗料の規制等の問題をクリアできず、難しかった。

(4) 自治体の評価

事業所内保育施設に対する評価・期待として、最も多かった回答は、子育て支援やワーク・ライフ・バランスに関する回答であった。「今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい」（埼玉県）や「多様な保育施設の中のひとつ」（東京都）といった回答のように、認可保育所とともに、事業所内保育施設が選択肢として増えることで、より子育て支援やワーク・ライフ・バランスを支えることにつながることが期待されている。

次いで、待機児童の解消（神奈川県、滋賀県、さいたま市）や、雇用促進・人材の確保（宮城県、埼玉県、滋賀県）など、自治体や企業の両者にとって問題解決となることへの評価や期待がある。

図表Ⅲ-7 事業所内保育施設に対する評価・期待（保育行政における位置づけ）＜自治体ヒアリング＞

回答の内容	個別の回答
子育て支援や ワーク・ライフ・ バランス	・ 東京都の全庁の中でも10年後の東京実行プログラムのひとつとしても位置づけ。直接待機児童の解消につながるのは難しいが、多様な保育施設の中のひとつ。どちらかというと企業の次世代育成の支援をするため。ワーク・ライフ・バランスの支援。そういった点から他県でも労働関係の部署が担当されていると思う(東京都) ・ この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上がらないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与すると考えるので、今後も制度を継続していきたい(神奈川県) ・ 景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワー・ライフ・バランスにつながるといふ企業が多い。県としては、今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい(埼玉県) ・ 事業所内託児所への補助については、男女が共に働きやすい職場づくりの支援や事業所内のワーク・ライフ・バランスの推進を目的として行っており、託児所の設置により、これらの目的が達成されることを期待する(新潟県) ・ 待機児童が発生している中で、保育所の整備が求められているが、事業所内保育所が増えていけば働きやすい、ワーク・ライフ・バランスでも有効な手段ではないか(福岡市)
待機児童の解 消	・ この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上がらないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与すると考えるので、今後も制度を継続していきたい(神奈川県:再掲) ・ 待機児童の解消にも資すると期待している。(滋賀県) ・ 待機児童を解消し、より働きやすい環境を整備するために効果がある(さいたま市)
雇用促進や人 材確保・保護 者の安心感	・ 身近なところに子どもがいるという点で保護者の安心感も大きい。従業員の安定的雇用、企業イメージの向上にも繋がる(宮城県) ・ 景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスにつながるといふ企業が多い(埼玉県:再掲) ・ 企業にとって、子育てをしながら働ける環境を整えるための一つの手法であり、人材確保方策としても有効。特に女性の継続就業や再就職の支援につながる(滋賀県)

2. 共同設置

(1) 企業

1) 課題

<事業所内保育施設ヒアリング>

共同設置型事業所内保育施設の設置推進に向けて、次の2点に留意する必要がある。

まず、企業間での合意形成が難しい。具体的には、利用者数と費用負担についての公平性の確保、共同設置から撤退する際の措置、事故発生時等の責任の所在についての合意形成が難しい。

また、経済的な負担を軽減するため、公的助成制度の要件を共同設置にも適応しやすいものにしてほしいとの要望がある。

図表Ⅲ-8 共同設置の課題<事業所内保育施設ヒアリング>

卸売業B社
○ 複数の設置者の自由度をどのようにするかも課題の一つ。脱退したいときに、抜け出すことができるのか。利用者の人数によって、費用負担の公平性をどうするのか。
化学E社
○ 共同設置は、主たる設置者をいずれの会社にするか、設置・運営費用の分担や問題が発生した場合の責任の所在をどうするかなど、合意形成が必要となる。

2) 可能性

<事業所内保育施設ヒアリング>

共同設置型事業所内保育施設の設置可能性として、次の2点があげられる。

まず、責任の所在を含め、企業間の利害関係の調整をするための別組織（保育施設を設置したい企業の共同出資による株式会社）を設立することで、公平性の確保を図りながら運営をしている企業がある。

ただし、この場合、実質的に運営をおこなっているにもかかわらず、この調整機関（株式会社）に対しては、「設置者」ではないということから、公的助成が支給されない仕組みとなっている。

図表Ⅲ-9 共同設置の可能性<事業所内保育施設ヒアリング>

製造業H社
○ 行政でも、商工会議所でもいいが、共同で設置・運営しようとする各社を取りまとめる組織が必要である。
○ 当時は、国の助成制度は、調整機関（共同出資の株式会社）は対象外ということで、支給される仕組みとなっていなかった。

(2)経済団体

共同設置型事業所内保育施設の設置にあたっては、いずれかの企業がコアとなり、保育事業者や物件に関わる契約を代表しておこなう役割を担う必要がある。あるいは、NPOなどの組織が調整機関となり、利用者枠や費用負担の調整を担うことも考えられる。このように、共同設置型の場合、企業間の利害関係を調整する役割を持つ機関を用意することが必要である。

他方、経済的負担の軽減のため、公的助成制度の要件を共同設置にも適応しやすいものにすることを求める声があった。

図表Ⅲ-10 事業所内保育施設の課題＜経済団体ヒアリング＞

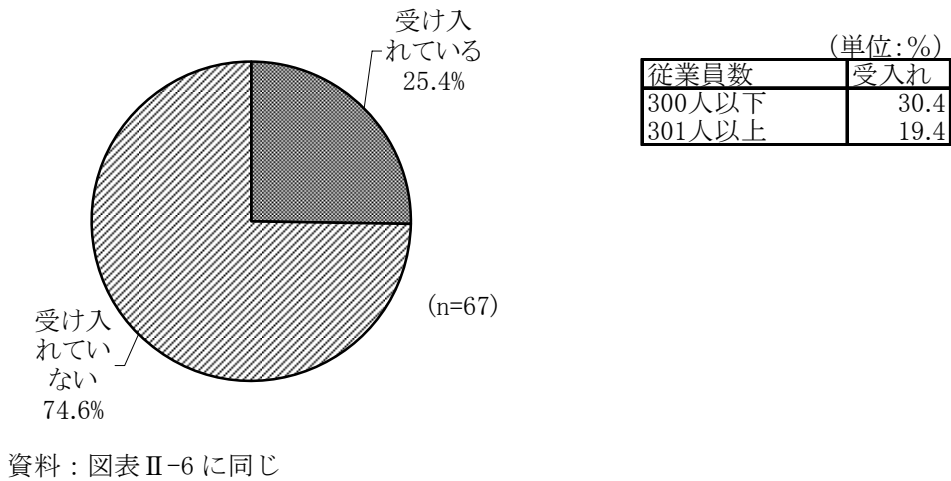
助成制度について	
○	共同設置に対してニーズはあるものの、中核となる企業の選出、出資比率や利用枠の調整等が難しいようである。この問題の解決には、保育事業者やNPOが一定の調整機能を負うことなども考えられる。
○	東京都の助成制度は、複数の事業主による共同設置や貸しビル事業主による代表設置を可能であることを特徴として打ち出している。今後、これがどう利用されていくのか、コア企業が出てくるか、利用したい企業が集まるのか注目される。

3. 地域開放

一時保育を実施している施設を対象に、一時保育における他社・地域の児童の受入れ状況を尋ねた。他社・地域の児童を受け入れている施設は、一時保育を行う施設の約4分の1である（図表Ⅲ-11）。

従業員数別にみると、300人以下の企業の方が受け入れている割合が高い。

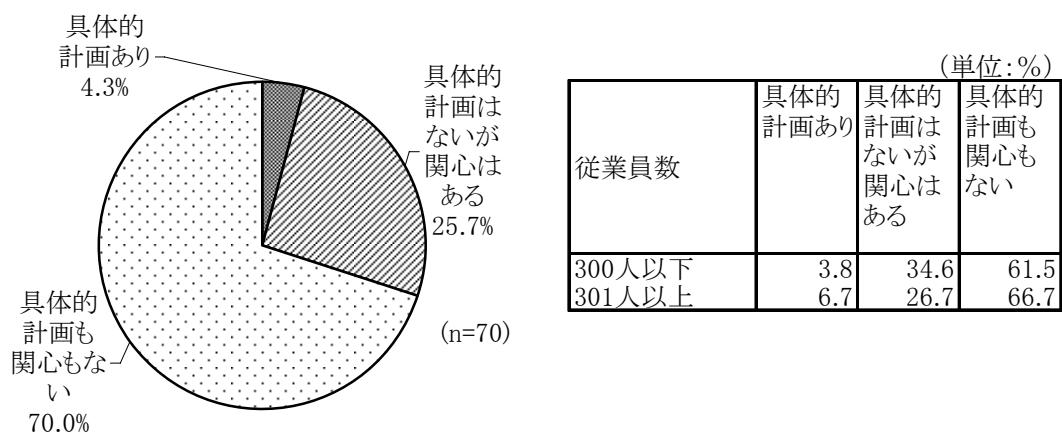
図表Ⅲ-11 一時保育における他社・地域の児童の受入れ



現在他社や地域の児童を受け入ていない施設を対象に、今後他社や地域の児童を受け入れる計画があるか否かを尋ねた。

今後受け入れる具体的計画がある施設は 4.3%に過ぎない（図表Ⅲ-12）。「具体的計画はないが関心はある」施設が 25.7%、「具体的計画も関心もない」が 70.0%である。300 人以下の企業と 301 人以上の企業のいずれも、「具体的計画あり」の割合は低い。

図表Ⅲ-12 他社や地域の児童を受け入れる計画の有無



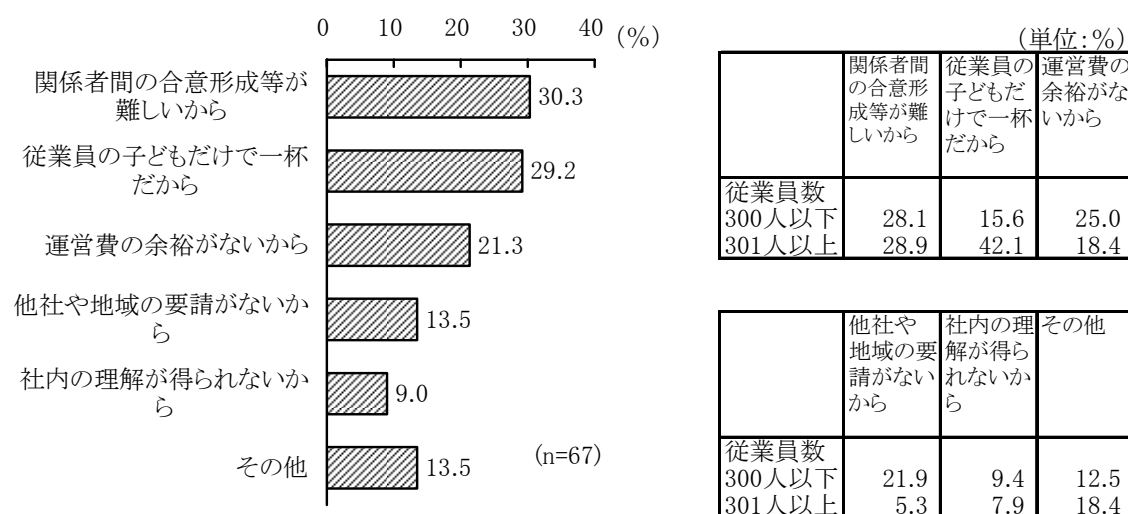
資料：図表Ⅱ-6 に同じ

今後他社や地域の児童を受け入れる具体的計画がない企業に対して、他社や地域の児童を受け入れない理由を尋ねた。

「関係者間の合意形成等が難しいから」および「従業員の子どもだけで一杯だから」という理由がそれぞれ 30.3%、29.2%である（図表Ⅲ-13）。

従業員数別にみると、301 人以上の企業の方が「従業員の子どもだけで一杯だから」という理由が多い。また、300 人以下の方が、「運営費の余裕がないから」「他社や地域の要請がないから」という理由が多い。

図表Ⅲ-13 他社や地域の児童を受け入れない理由



資料：図表Ⅱ-6に同じ

事業所内保育施設に対するヒアリングによれば、事業所内保育施設の地域開放については、近隣の企業との契約によりその従業員の子どもを受け入れる方式と、地域住民の子どもを受け入れる方式がある。いずれの方式も、利用者数の確保により、運営費用の軽減が図れることが地域開放の一つの利点であるということだ。また、待機児童問題への対応として、企業の社会的責任を果たすことができることも利点としてあげられた。

さらに、東京都の助成制度を活用することにより、他社の子ども利用に対しても、運営費の補助が支給される。

図表Ⅲ-14 地域開放の利点＜事業所内保育施設ヒアリング＞

輸送業D社
○ 利用者確保の一方策として、社外への開放を実施した。
化学E社
○ 事業所内保育施設を福利厚生としてのみでなく、企業の社会的責任として考えている。
化学J社
○ 他企業の従業員の子どもの利用に対しては、東京都の助成対象となる。

地域開放をしていない事業所内保育施設からは、その理由として、実際に、自社の利用者だけで定員がいっぱいである、自社社員の利用を制約されることになる、子どもを預かることの責任の重みがある、などがあげられた。

図表Ⅲ-15 地域開放をしていない理由＜事業所内保育施設ヒアリング＞

卸売業B社
○ 他企業からの受け入れは考えていない。自社の利用希望者も全員受けられるかどうかの状況では、自社社員以外の子どもを預かる人数的な余裕は全くない。また、子どもを預かることの責任の重みがある。
金融業C社
○ 利用人数の波があるので、他社の子どもを受け入れることは困難（入園中の他社の子どもと、入園を希望する自社の子どもとの優先順位付けが困難）。

4. 地方展開

事業所内保育施設を複数設置し、地方にも展開している企業は、従業員の多いところ（ニーズのあるところ）に設置している。

地方展開していない企業は、その理由として、助成制度が1社に対して1施設のみ対象であるなど、費用負担面で無理であること、また、ニーズのある人（女性や育児期の人）が本社（首都圏）に集中しており、地方には相対的にニーズが低いことなどが挙げられた。

他方、東京で設置して、ノウハウが確立できたら、地方展開も検討している企業もある。

図表Ⅲ-16 地方への展開をしていない理由＜事業所内保育施設ヒアリング＞

卸売業A社
○ 他の地方での展開は現時点では考えていない。
○ 費用負担（運営費の20%も助成してもらっていないし、1施設しか助成金が受けられない）が大きい上に、限られた人のための施設であることから、開設間もない現時点においては拡大することは考えていない。
○ 地方にも、ニーズが全くないわけではないが、女性社員の80%以上が東京エリアに集中していることや、東京エリアにおける待機児童問題を踏まえると、まず東京に開設したことは妥当であると判断している。
卸売業B社
○ 本店以外に設置することは考えていない。育児期の人多くは本店におり、支店ではそれほどニーズが高くない。

5. 支援策

助成制度をもっと利用しやすいものにしてほしいとの意見が多かった。具体的には、面積基準、施設基準、支給対象基準（1企業1施設、共同設置）の緩和などが挙げられた。

図表Ⅲ-17 支援策に対する評価＜事業所内保育施設ヒアリング＞

卸売業A社
○ 21世紀職業財団から、保育料の設定について、助成をしているので利用者負担を軽くすべきであるとの指摘があった。
○ 企業負担も考慮すると、利用料の設定にもう少し自由度があっても良いのではないかと。
卸売業B社
○ 面積基準の規制緩和がなされると、定員を増やすことが出来るので、期待している。
○ 何よりも地域の自治体で待機児童問題を解消してくれることを望む。
金融業C社
○ 都の指導監督基準において、4階以上に保育室を設置する場合、避難経路として「屋外階段」の設置が定められているが、都心の高層ビルにそのような「外階段」が設置されていないケースは多い（建物内に、防火設備の整った「避難階段」はあるが、「外階段」を代替とはならず）。 従って、オフィスビル内の上階での保育所設置は困難なものに。
化学E社
○ 税制上の優遇が、設置者の従業員の利用が半数以上という条件があるため、共同設置となると税制上の優遇が受けられなくなる。
製造業H社
○ 共同出資の株式会社は支給対象外ということで、21世紀職業財団の助成金は得られなかった。

IV. 保育サービスの充実・効率化

1. ビジネスとしての展望

(1) 事業所内保育施設の需要

女性の継続就業支援や人材の確保をねらいとして、事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくない。

また、働く女性の中で、勤務先の近くに保育所があった方がよいと思う者は多い。その理由は、自分の勤務時間に合わせた保育所を確保できること、自分の近くに子どもがいることの安心感などがある。

こうしたことから、事業所内保育施設が、たとえ都心にあり通勤の困難さというデメリットがあったとしても、これをカバーするだけのメリットがある。

しかしながら、事業所内保育施設を設置、あるいは検討している企業は、余裕がある企業ないし成長企業に限られている。大半の企業は、ニーズはあっても実現できない。

また、事業所内保育施設は企業にとって、保育施設の継続性と企業内人事政策との両立が難しいものである。企業の従業員の年齢構成によって事業所内保育施設の必要性が左右されるので、企業はその設置に慎重にならざるをえない。

他方、保育事業者にとっては、企業から委託費というかたちで確実に収入が得られるので、事業所内保育施設は経営リスクを負うことなく展開できる安定的なビジネスと捉えている。

図表Ⅳ-1 事業所内保育施設の需要について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 IV社

○ 多く企業が事業所内保育施設のあり方を検討しているところである。

○ 会社の近くに保育所があったほうがよいと思っている人は多い。

理由①自分の仕事のスタイルを変えたくない。30歳以上の人が利用者(母親)であり、管理職になっている人もいる。キャリアを続けたい。そのため、残業に対応し夕食まで食べさせてもらえる保育所を希望している。(当社施設では22時まで開設)

理由②自分の子は自分で育てたいというニーズがある。近くに子どもがいると母乳もあげられる。子どもと接する時間もある。当社のイベント(クリスマス会など)は昼休みにおこなっている。父母の参加率はほぼ100%である。

理由③地震やテロ、災害などの不安がある。交通機関が遮断される恐れがある。都心のビルは耐震構造もしっかりしているし、ガードマンもいて安心、安全である。

○ 上記のような理由から、都心にある事業所内保育施設は、「通勤」というデメリットを十分カバーするだけのメリット(安全性など)があると考えている人が多い。

○ 事業所内保育施設を設置、あるいは考えている企業は、余裕がある企業、成長企業に限られている。大半の企業は考えていない、あるいは考えられない。 ○ 事業所内保育施設は、経営リスクが設置会社側にあり、保育事業者にはない。利用する子どもが定員を満たしていなくても運営業者は業務委託契約をしているため安定した収入が得られる。
保育業 V社 ○ 事業所内保育施設は、保育施設の継続性と企業の人事政策の両立が難しい。一時の採用により、利用者数が確保されたが、その子どもたちが育ってしまうと、利用者がいなくなる。企業の人事政策、採用状況により、保育所の継続性が左右される。

(2) 多様な事業所内保育施設のあり方

こうした現実を踏まえ、保育事業者の中には、多くの企業が設置可能な事業所内保育施設のあり方を検討している。

例えば、以下のような事例がある。

<1> 認可外保育施設の定員の一部を利用できる「人数枠」を企業が購入することで、自社の従業員が利用できる保育施設を確保する。

保育事業者が初期投資して開設した保育施設を、商品価値として企業に提供している。

<2> 認可外保育施設の「利用時間枠」を企業が購入することで、自社の従業員が利用できる保育施設を確保する。

契約している企業にとっては、事業所内保育施設を設置していなくても、従業員の保育ニーズに応えることができるし、このことを社外にアピールすることで採用広報に利用できる。

<1>と<2>の「事業所内保育施設」のメリットには、企業が自社で設置しなくてもよいため、初期投資がかからないこと、また、企業の利用者数の変動に柔軟に対応できることなどがある。

また、今後の要望として、保育事業者が設置した認証保育所を事業所内保育施設としても利用できるように、制度上の融合を図ることへの期待がある。

図表Ⅳ-2 多様な事業所内保育施設のあり方について<保育事業者ヒアリング>

保育業 III社 ○ 保育事業者が初期投資して開設した認可外保育施設を商品価値として、その定員枠を企業に提供している。 ○ 大阪は認証保育所の制度がないので、企業提携型を推進していく。 ○ 企業提携型保育施設は、数社が利用している。業種は、病院、派遣会社、コールセンターなどである。企業のねらいは、必ずしも従業員の福利厚生のためだけではなく、「営業的発想」や「採用力強化」などがある。

保育業 IV社

- 認可外保育施設を設置し、その「利用時間枠」を企業に提供している。契約企業がIV社に利用料を支払う。
- 短時間勤務の人、幼稚園が休みのとき、あるいは自宅で仕事をしている人(会議のために会社に出向くとき)などの利用がある。幼稚園の後の時間を過ごすための二重保育(アフタースクール)としての利用もある。
- 0歳～3歳の子どもが多い。4歳以上になると、もっと広い環境を望み、幼稚園に移っていく。
- 契約している企業にとっては、事業所内保育施設は設置していなくても、保育のバックアップ体制が整っていることを社内外にアピールできる。
- リスク回避として、安定した収入源がなくてはならない。IV社の場合、基本は月極保育であり、これが安定した収入源となっている。その上で、他社に利用時間枠を提供している。

保育業 V社

- 認証保育所と事業所内保育施設が融合できればよいと考えている。事業所内保育施設のように、認証保育所を利用できるようになればいい。
- 事業所内保育施設の助成制度でも、半数以上が設置企業の子どもであれば、それ以外は地域の子どもも受け入れることができるが、運営補助金が安い。
- 認証保育所の方が運営費補助が多い。しかし、利用者はその自治体の在住者に限定されている。
- 認証保育所の利用者を、その自治体の在勤者にまで広げてもらいたい。その自治体の企業も、法人税などにより自治体に貢献している。

(3) 共同設置型事業所内保育施設について

1) 共同設置型事業所内保育施設に対する評価

事業所内保育施設のあり方として、共同設置は望ましい方向である。

ただし、立地が重要である。まず、本社機能の集積している東京が適している。キャリアを意識して継続就業を望む女性が多い。

他方、都心に限らず、郊外の中小企業においても、複数企業による共同設置の事業所内保育施設に対するニーズはある。郊外の中小企業ではパート労働者が多いが、パート労働者は認可保育所の利用の優先順位が低い。また、勤務時間が認可保育所に合わない場合もある。そのため、自社の勤務時間に合わせて、またパート労働者も利用できる事業所内保育施設への期待は高い。

さらに、郊外の工場地帯など、複数の企業が集積している地域でも、共同設置型での事業所内保育施設が適している。

図表Ⅳ-3 共同設置型事業所内保育施設の立地について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 IV社 ○ 事業所内保育施設の立地としては、本社機能の集積している都心部および近隣都市が望ましい。その地域では、キャリア女性が多く、利用者が多く期待できる。これに対し、地方は、認可保育所で足りている、両親(祖父母)が面倒をみる、キャリア女性が少なく、一般社員やパートが多い(時間短縮で働ける)などの理由により、事業所内保育施設を必ずしも必要としていない。 ○ ただし、地方であっても、工場内や工業団地などであれば、共同利用が期待できる。
保育業 II社 ○ 都心でなくても、郊外に中小企業がたくさんある。パート勤務が多い。そのため、複数企業が集まって共同で設置する事業所内保育施設のニーズはある。
保育業 I社 ○ 郊外の工場地帯などの中での保育所であれば、可能性があるが、大都市では施設設置難しいであろう。

2) 共同設置型事業所内保育施設の課題

企業によって人事戦略や事業拠点の広がりなどが異なるので、共同設置型事業所内保育施設は企業間の利害関係の調整が難しい。特に、利用する子どもの人数の多寡に応じた事業主負担をどうするか、利用者がいない場合の事業主負担をどうするかなどが問題である。

図表Ⅳ-4 共同設置型事業所内保育施設の課題について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 III社 ○ 利害関係が異なる複数企業を、一企業が調整する必要があるが、それは無理である。 企業によって、社員に対する考え方、事業拠点の広がり、福利厚生に対する考え方などが異なるので、根本的に目的が異なる企業による共同設置は無理である。資本提携しているとできるかもしれないが、それでも難しい。関連会社間でもまとまらないことがほとんどである。
保育業 I社 ○ 共同設置型が実現できていないのは、利用する子どもの人数が増減した場合に、各事業主の負担をどのようにするという部分など取り決めるべきことが多い。いずれかの企業が移転した場合など複数のリスクもある。

3) 共同設置型事業所内保育施設の可能性

共同設置にあたっては、いずれかの企業が代表して、企業間の調整を図りながら運営をすることが必要である。そのため、コアとなる企業の負担は大きいことが予想される。経済的負担に加え、設置に当たっての調整役としての負担まで負い、しかも、保育施設運営のノウハウがない中で、旗振り役となって共同設置をしようという企業は少ない。

したがって、企業が代表となり調整役を担うことは限界がある。

この点、保育事業者であれば、施設運営のノウハウがあり、調整役を担うことができる。保育事業者がコアとなり、企業を集めて、各企業のニーズに応じて利害関係を調整する役割を担うことで、共同設置型の事業所内保育施設の設置が可能となる。

この場合、調整機能を担うにあたり、必要なコストに対する補助が支給されるような助成制度の仕組みを求める声がある。

図表Ⅳ-5 共同設置型事業所内保育施設の可能性について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業Ⅰ社
○ 共同設置の場合、イニシアチブをとる企業がしっかりしていることが必要である。
○ この点を考えた場合、例えばアドバイザー的な役割を保育事業者が担い、その費用として保育業者に補助金が入る仕組みなどがあれば、企業間の調整がスムーズに進むのではないかと。
保育業Ⅱ社
○ すでに複数の企業からも相談を受けているが、企業にはノウハウが全くないので、先に進まない。
○ 保育事業者でコーディネートすれば、共同設置も可能であろう。その場合、コーディネートする保育業者に補助金が入ることを希望したい。
保育業Ⅴ社
○ 保育事業者がコアになれば、企業を集めて共同設置型の事業所内保育施設も設置できる。

(4) 今後の保育ビジネスの課題と展望

今後、保育ビジネスの成長のためには、サービス業としての保育を伸ばす環境をつくる必要がある。

そのためには、まず、「福祉としての保育」と「サービスとしての保育」を分けて考える必要という声がある。認可外保育施設も安定的に経営できるよう、公的支援の充実を求める意見もある。

これを前提に考えると、今後は、保育所も「選択」の時代に入ることが見込まれる。そうすると保育所の「付加価値」が重要となる。その一つが「教育プログラム」である。

また、保育事業者にとって、こうした「コンテンツ」としての「教育プログラム」開発も重要であるが、保育サービスレベルを全体的に上げることも差別化にとっては重要となる。そのためには、優秀な保育士を確保することが必要である。保育サービスの核となるのは保育士である。保育事業者の中には、保育士の教育を重視し、企業内研修やOJTに力を入れているところが多い。

図表Ⅳ-6 今後の保育ビジネスの課題と展望＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 Ⅲ社 ○ サービス業としての保育を伸ばす環境をつくる必要がある。 ○ 「福祉としての保育」と「サービスとしての保育」を分けて考えるべきである。 ○ 認可保育所の補助金の支給方法を変えるべきである。施設に対する補助でなく、利用者に対する保育料の補助に変えるべきである。「福祉としての保育」は全国統一にして、「サービスとしての保育」は利用者に直接補助金を給付して、地域の特性に合わせて展開していく。 ○ 認可外保育施設を「認め」、認可、認可外にかかわらず、広く利用者が直接選択できる環境をつくるのが事業者間競争による品質向上につながるとともに、利用者に選択の自由権の拡大となる。 ○ 小規模、中規模の保育所を点在させるようにする。
保育業 Ⅴ社 ○ 長期的にみると、待機児童問題は長く続かない。その後、保育所を選ぶ時代が来る。 ○ こうした将来予測を踏まえると、これからの保育は「幼保一元化」の方向になることは明らかである。 ○ 保育所選択の時代になると、これまでの「預かる」機能だけでなく、これからは、付加価値が重要となる。それが教育プログラムである。 ○ 保育士への教育を重視し、研修及びOJTに力を入れている。
保育業 Ⅰ社 ○ 保育士については基本的に、企業内研修やOJTによるトレーニングをおこなっている。 ○ 保護者への対応などコミュニケーション教育も重視している。
保育業 Ⅳ社 ○ 子どもを保育するにあたり、保育士選びは大事である。 ○ 保育士はOJTや研修により教育していく必要がある。

2. 保育サービスの充実・効率化の実態

(1) IT利用について

保育サービスの充実・効率化のために、ITを取り入れることのニーズはある。実際に、経理、利用者データなどの電子化、保育現場の監視のためのウェブカメラの設置などがなされている。

また、活用をしていない保育事業者も、保育料の清算システムの開発及び利用の希望しており、あるいは、労務管理システムの利用について検討中である。

他方、保育事業者の間で、IT活用に差があるという現状もうかがえる。

図表Ⅳ-7 IT利用について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 Ⅲ社 ○ 経理、利用データ、利用の記録、会員の記録などを電子化している。 ○ ウェブカメラは、管理者の立場から、保育現場の品質が保たれているかを監視するものとして設置の意義はあるが、品質担保にはならない。
保育業 Ⅱ社 ○ ITを取り入れることのニーズはある。例えば、保育料清算システムの開発を希望する。月極保育、時間外保育、一時保育など、保育のメニューが多様化しており、料金設定が異なり、また、人によって利用した保育時間も異なるため、保育料清算が複雑になっている。1人の利用者が、1か月に何時間利用したかがわかるように、タイムカードやプリペイドカードなどを活用したシステムが開発されることを希望したい。
保育業 Ⅴ社 ○ 労務管理の効率化が必要である。保育園の数に比例するのが、労務管理事務(出退勤の事務)である。職員の出退勤データを入力し、これを専用のサーバーに入れると、加工して納品してくれるサービスがある。自社でシステムを導入しなくても、これをアウトソーシングできる会社があるが、今は活用していない。 ○ 会社として、一括して労務管理をアウトソーシングするか、各保育所で園長または事務員が管理するか、どちらが効率的か、検討中である。

(2)給食について

食事は保育所にとって重要な要素であると考えている保育事業者が多い。そのため、アウトソーシングというよりも、自社で効率的に提供することを考えている。

図表Ⅳ-8 給食について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 Ⅳ社 ○ 子どもの成長にとって食事は重要である。子どもの将来に関わるものである。 ○ デリバリー給食の方が人件費がかからないので経費は削減できるが子どもの健全な成長にとっては管理栄養士のもと調理師が調理室でつくる手作りの給食の方が望ましい。 ○ デリバリー給食は、運搬時の衛生のことも考慮する必要がある。また冷蔵・冷凍の給食では食感や使用食材の限界など、必ずしも子どもにとってパーフェクトな食事でない場合がある。
保育業 Ⅲ社 ○ 保育の基本は「食べる・寝る・排泄する」プラス教育であると考えている。 ○ 食事で保育施設を差別化できる。よって、調理室は必要であり、食の重要性を認識すべきである。 ○ 調理室がない自社の保育施設には、自社が設置した「給食センター」から食事を提供している。
保育業 Ⅴ社 ○ 食事は、保育所にとって、差別化できる要素であるので、アウトソーシングは考えていない。 ○ 給食も一元化したら効率化できる。献立を一元化して、これをベースに各保育所で調理をする。 ○ 当社で一元化する仕組みをつくり、効率化の方策を検討している。

3. 保育サービスの充実・効率化の課題

(1) 保育サービスの効率化について

保育サービスは労働集約的な事業であるため、ITによる効率化の余地が限られている。しかし、保育事業者の中には、利用者の働き方に合わせて運営時間を設定したり、施設設計を工夫して子どもの人数に合わせて保育スペースを柔軟に対応できるようにしたり、園庭の代わりに地域の資源を活用したりするなどにより、設置・運営の「効率化」を図っている。

図表Ⅳ-9 保育サービスの効率化について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 I 社
○ 保育では、ITによる効率化はあまり考えられない。 ○ ただし、病院の 24 時間保育の場合、子どもがいる看護師たちの勤務を集中させて、週に 1～2 回だけ、24 時間開園とする、というようにシフト勤務体制と連動させて運営すれば、運営の効率化につながる。 ○ 保育室の設計の段階で、パーティションを利用するなど、スペースを柔軟に対応できるようにしている。 ○ 地域の資源を使って効率化を図ることも考えられる。例えば、公園が遠いところに保育所があっても、地域とのコミュニケーションを図って、近くの社会福祉法人の広い庭を遊び場として使わせてもらっている。保育所の設置のために、すべてがそろっていないくても、地域の資源を活用することで対応できる場合がある。
保育業 V 社
○ 光熱費、保育材料で経費削減をしている程度で、経費につながる効率化の余地は少ない。 ○ むしろ、保育士が保育の時間を多くできるようにすることが効率化であると考えている。 ○ 保育士のモチベーションを高め、保育の充実に資するようにすることが保育の効率化であると考えている。

(2) 保育士確保のためのコスト効率について

いずれの保育事業者も保育士不足を認識しており、その採用にかかる負担が大きいことも指摘している。そのため、行政の役割として、子育て経験のある人が保育士資格を取得する機会を広げるなど、潜在的保育士を掘り起こし、その再教育を行うことを希望している。そのことにより、保育事業者としては、その採用・教育コストの負担が軽減されることを期待している。

図表Ⅳ-10 保育士確保のためのコスト効率について＜保育事業者ヒアリング＞

保育業 V社 ○ 潜在的保育士を掘り起こし、保育士を増やすことは、行政の役割である。保育士の再教育をしているNPOがあるが、本来、行政がこうした事業をおこなうべきである。 ○ そうすれば、企業が負担している採用・教育コストの削減ができる。 ○ 保育の質の低下を避けるために企業の教育コストの負担の増大につながるので、資格要件を下げることで保育士を増やすことには反対である。
保育業 II社 ○ 保育士不足は問題と考えている。 ○ 保育士を増やすためには、「眠っている保育士」を掘り起こしたい。例えば、子育て経験のある人が保育士資格を取得する機会を広げることも考えられる。 ○ 保育士国家資格を取得するための養成講座のための受講費用を助成できるようにして、多くの人が国家資格を取得できるような仕組みづくりが必要である。そのことにより、プロとして、子どもの生活をみる力量を備えた保育士が多数増えることを期待したい。

V. 結論

1. 事業所内保育施設の現状

(1) 施設数

事業所内保育施設は、全国に 3,766 施設（平成 20 年現在）存在する。地域的には、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県などの大都市に多い傾向がある。全体の約 3 分の 2 は「医療」や「社会福祉」である。民間企業が設置する施設は、全体の約 3 分の 1 で、業種は「販売」が多くを占める。

民間企業が設置する施設を企業規模別にみると、単独で相当数の保育施設を保有する 1 社を除いた場合、従業員数 100～999 人の企業の施設が全体の約 80% と多く、従業員数 1,000 人以上の企業の施設は約 20% である。しかし、企業数を分母にした場合の「設置率」をみると、従業員数 1,000 人以上の企業は、従業員数 100～999 人の企業の約 4 倍設置率が高い。このことから、規模の大きい企業の方が、事業所内保育施設を設置することが多いといえる。

施設は、事業所の敷地内に設置されるケースが多い。ただし、企業規模別に傾向が異なり、従業員数 300 人以下の企業はもっぱら敷地内に設置することが多いが、300 人以上の企業では敷地内に設置するケースは約 3 分の 2 にとどまり、事業所の近くなどに設置することも多い。

(2) 運営・委託

設置・利用する企業の数に注目すると、事業所内保育施設には以下の 3 つのパターンがあることが確認される。このうち、現状では単独設置・単独利用型が大半を占める。なお、ここでは地域の児童への開放はいずれのタイプでもありうるため、ここでの分類には含めていない。

<1> 単独設置・単独利用型

<2> 単独設置・共同利用型

<3> 共同設置型（共同設置・共同利用）

運営方式をみると、施設の 74% が直営（すべて自社）で運営している。保育事業者等にすべて委託している施設は 17%、保育事業者等に一部を委託している施設は 9% にとどまる。一部を委託している場合、その業務は食事の管理が中心である。

企業規模により運営方式の差は大きく、従業員数 300 人以下の企業の施設は専ら（97%）直営である。このように規模の小さい企業の施設は、事業所の敷地内で直営さ

れており、子どもの食事も「保護者の弁当」が約 60%である。小規模な「保育室」であることがうかがえる。

以上から、保育事業者が受託している施設は、規模の大きい企業の施設であり、受託する場合は保育事業全てを受託するケースが多いといえる。今回ヒアリングした 4 施設についてみると、定員数 20 人前後で年間委託料は 2 千万円程度である。

(3) 利用状況

事業所内保育施設の定員は平均約 24 人、利用児童は平均 13 人である。定員充足率は約 60%であり、多くの施設が定員に余裕がある。

受入児童の年齢は、0～2 歳の低年齢児が多い。約半数の施設が直接雇用者のみ対象にしている。従業員数が 300 人以上の企業は、正社員のみを対象とすることや「保育の必要性のある人に限定」することも多い。

施設は、従業員の就業時間に合わせて運営されている。平均的には、開所が 8 時、閉所が 18 時半である。

(4) 助成金の利用

事業所内保育施設に対する助成は、厚生労働省（昨年度までは財団法人 21 世紀職業財団）、東京都等の自治体、財団法人こども未来財団等が行っている。

44%の施設が、施設設置の助成金を利用している。近年設置された施設ほど、助成金の利用率が高くなっている。

61%の施設が、施設運営の助成金を利用している。こちらは、近年設置された施設ほど、助成金の利用率が高いという傾向はない。

助成金は、主に財団法人 21 世紀職業財団（現在は厚生労働省）から受けている。

2. 事業所内保育施設の需要

(1) 従業員のニーズ

事業所内保育施設に対する従業員側のニーズは多い。既存調査では、小学生以下の子どもをもつ女性正社員の約 40%が、仕事と子育ての両立のために事業所内保育施設が必要であると回答している。

背景には、地域の保育所が不足しているという問題がある。

(2) 企業の設置・拡充意向

既存施設についてみると、約 80%が今後も「現状維持」を予定している。「拡充・増設」を検討中の施設は 5%弱と僅かである。このため、既存施設の拡充・増設により、事業所内保育施設の定員数が増えることは期待できない。

施設の新設についてみると、経済団体加盟企業の間では、事業所内保育施設の設置ニーズは「ある」（経済団体ヒアリングより）とされる。実際に、平成 18 年から平成 19 年にかけて、事業所内保育施設は 146 箇所増加している（対前年比 4% 増加）。近年は、大企業による設置が目立っている。

しかし、事業所内保育施設に関心がある企業も、主として次にあげる理由から施設の設置には至っていない。

第一に、経済的負担の問題があげられる。事業所内保育施設は設置・運営に少なからぬコストがかかる。事業所内保育施設の 4 分の 3 が「施設運営の費用負担」を課題としている。一昨年からの不況も、企業の施設設置意欲を低下させている。企業ヒアリングでは、担当者レベルでは保育施設設置に前向きでも、経営層は慎重であるという事例が複数確認された。

第二に、利用児童数の安定という問題があげられる。既存施設の定員充足率は約 60% である。平成 11 年までに開設した施設をみると、徐々に利用者数は減少している。自社の女性従業員のみで、毎年定員を埋めることは難しい。

設置意欲のある企業が、実際に事業所内保育施設を持つためには、以上にあげた経済的負担と利用児童数の安定確保という 2 つの課題が解決される必要がある。

また、事業所内保育施設を設置する場合、大企業では、本社など従業員が集中する拠点に設置場所を検討することが多い。この理由は、大企業においても地方支社には育児期の女性正社員の数少なく、かつ地方は地域の保育所に余裕があるからである。

(3) 自治体の考え

全国の都道府県・政令指定都市・中核市等のうち、約 30% が事業所内保育施設の設置・運営に対する独自の助成を行っている。自治体別にみると、都道府県と政令指定都市において、そうした助成制度のある割合が高い。これら自治体が独自の助成を行うのは、事業所内保育施設を普及させることが地域の待機児童問題解決に貢献するなどの理由からである。また、事業所内保育施設という保育の選択肢を増やすことが、住民の子育て支援につながるともみられている。

独自の助成を行う自治体に対して施設の設置を推進する上での課題を尋ねると、70% が「関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」と回答している。

自治体に対する調査からも、企業の関心は低くないものの、施設の設置・運営のためのコスト負担の重さが、事業所内保育施設の普及を阻んでいることがうかがえる。

(4) 共同設置型

共同設置型（共同設置・共同利用型）の事業所内保育施設は、事業所内保育施設の設置意向のある企業が実際に設置に至らない主な理由である「経済的負担」と「利用児童数の安定」を解決する選択肢になる。共同設置型であれば、複数の企業で設置・運営するため、1社あたりの費用負担は低くなり、利用児童数も安定的に確保しやすい。

事業所内保育施設アンケートによると、現状において共同設置型は全体の約6%に留まる。具体的な事例としては、事業所内保育施設ヒアリングで紹介した製造業H社等があげられる。

共同設置型を設置するためのハードルとしては、次の点があげられる。

第一に、責任の所在を含め、設置・運営における企業間の調整が課題である。そのため、いずれかの企業がコアとなって保育事業者や物件に関わる契約を代表しておこなう役割を担うか、共同出資による保育運営会社等を設立してそこがコアとしての役割を果たすことが必要である。なお、中堅・中小企業では、コア企業の役割を果たすことは容易ではない。

第二は、国や自治体の助成要件である。既存の助成制度では、共同出資による保育運営会社等の場合は助成制度を利用することができていない。助成制度を利用できなければ、共同設置を行うとしても、企業のコスト負担は重いものになる。

以上をふまえると、共同設置型は経済的負担と利用児童数の安定を解決する選択肢といえるが、それを普及させるためには「企業間の利害の調整」が課題になる。また、「助成要件等の充実」を求める声がある。

(5) タイプ別にみた利点と課題

以上の結果をふまえると、事業所内保育施設のタイプ別の主な利点と課題は図表V-1のようになる。

単独設置・単独利用型は、現状において最も広まっているタイプである。利点としては、現行の助成制度にマッチしていることと、自社の意向のみで設置・運営を行うことができる点にある。ただし、このタイプは、単独で費用を負担するために企業にとって経済的負担が重くなる。利用児童数が安定しないという点も課題である。

単独設置・共同利用型は、輸送業D社など一部の事例で見られる。このタイプは、複数企業が利用するために運営費の負担を分散できるほか、利用児童数は安定する。ただし、設置企業は1社であるため、利用する他の企業に比べて、その企業の設置・運営の負担は重い。また、共同利用する企業の枠の確保やその配分の公平性を保つことに課題がある。

共同設置型は、単独設置・単独利用型の2つの課題をクリアするものである。しかし、企業により施設の設置・運営の意向が異なるものであるため、その調整が課題である。

3. 保育サービスの充実・効率化

保育サービス全般の充実・効率化の方法として、保育事業者が実施・検討している主な方法は下記のとおりである。

第一は、IT 利用である。事業者の中には、既に経理、利用者データなどの電子化、保育現場の監視のためのウェブカメラの設置を行っている。

IT を未活用の事業者も、保育料の清算システムや労務管理システムの利用を検討している。

第二は、食事の調理である。今回調査対象とした事業者は、いずれも食事は「保育所にとって重要な要素」であり、他社と差別化する重要なポイントであると考えている。このため、外部業者から調理済みの食事を搬入することで効率化をはかる方法に対しては慎重な態度を示している。

ただし、保育事業者の中には、自社で設置した「給食センター」において調理を行い、それを自社が運営する保育施設に配送することで効率化をはかっているところはある。この方法であれば、保育事業者も許容できる。

第三は、保育時間および保育士の配置の効率化である。保育施設運営にかかるコストの大半は、保育士の人件費である。開所日・時間ごとの利用児童数に応じて必要な保育士数を配置すれば、不要な人件費を削減することが可能となる。例えば、ある保育事業者は、24 時間運営の病院の事業所内保育施設を受託・運営する際、深夜に子どもを保育施設に預ける看護師の勤務を特定の曜日に集中させることで、運営の効率化をはかっている。ただし、この方法で人件費を削減する場合、保育士の給与体系は働いた時間に応じて支払われるかたちである必要がある。

第四は、保育施設の省スペース化である。例えば、保育事業者の中には、保育室の設計の段階においてパーテーションを利用するなどして、スペースを柔軟に仕切ることができるようにしている。これによって、同一の室内空間を多目的に使用することができる。また、近くの社会福祉法人がもつ庭を子どもの遊び場として使用するなどして、園庭がないことをカバーして、運営している事業者もみられる。

4. 事業所内保育施設の共同設置の推進

(1) 共同設置の推進

女性社員の継続就業や新規人材確保のために事業所内保育施設に関心を持つ企業はあるが、単独企業で施設を設置・運営する経済的負担と利用児童数の安定確保の難しさから、設置に至っていない企業は少なくない。

これに対して、共同設置型は、事業所内保育施設が抱えるこの 2 つの課題を解決する。すなわち、複数企業で設置・運営することにより、保育施設を設置・保有する際の経済

的負担は分散され、利用児童数の安定確保は容易になる。

したがって、今後は共同設置型の事業所内保育施設を推進すべきである。

共同設置型を普及させるためには、第一に、設置・運営における企業間の利害を調整する必要がある。そのためには、事業所内保育施設を設置する意向を有する企業同士が、共同で施設を設置しやすくするように、「事業所内保育施設（共同設置型）の設置・運営ガイドライン（例）」などを作成することが求められる。

第二に、共同設置型を推進しやすいように、公的な支援制度の充実を検討することである。具体的には、複数企業による共同出資による保育運営会社等も、事業所内保育施設の助成制度を利用しやすくすることを求める声がある。

(2)事業所内保育施設のビジネスとしての展望

事業所内保育施設は、規模の大きな企業が設置する保育施設を中心に、施設運営を民間の保育事業者へ委託されることが多い。したがって、事業所内保育施設の増加及び本調査で提言した共同設置型の事業所内保育施設の推進は、それを受託する保育ビジネスの一層の拡大につながるといえる。

民間保育事業者にとって、事業所内保育施設は、独自のサービスや効率的運営等を行う余地が大きい。例えば、事業所内保育施設は企業の営業日・時間に合わせて柔軟に運営されているが、既に民間保育事業者が行っているように曜日・時間に合わせて必要な職員を柔軟に配置する仕組みを導入することで、運営費用の効率化をはかることができる。また、IT によって経理、利用者データなどを電子化すれば、効率化のみならず、設置企業や利用者の利便性の向上につながる。さらに、柔軟な保育内容が可能な事業所内保育施設ならではの独自の教育プログラムを展開する余地もある。したがって、事業所内保育施設は、保育ビジネスにとって、有望な市場であるといえる。

付属資料

1. 企業ヒアリング
2. 事業所内保育施設ヒアリング
3. 事業所内保育施設アンケート票
4. 事業所内保育施設アンケート（結果）
5. 自治体ヒアリング
6. 自治体アンケート票
7. 自治体アンケート（結果）

1. 企業ヒアリング

(1) 調査概要

企業の事業所内保育施設の設置意向等を把握することを目的として、事業所内保育施設を保有している企業および保有していない企業の両者に対するヒアリング調査を、平成 21 年 11 月から平成 22 年 2 月にかけて実施した。

ヒアリング対象とした企業は次のとおりである。このうち、事業所内保育施設を保有する企業に対するヒアリングの結果は、付属資料 2 にまとめる。ここでは、それ以外の結果を示す。

ヒアリング対象

- ① 事業所内保育施設を保有する企業に対するヒアリング（事業所内保育施設に対するヒアリングを含む） 13社
- ② 共同設置型への事業所内保育施設に関心がある企業に対するヒアリング 4社
- ③ 事業所内保育施設を廃止した企業に対するヒアリング 2社
- ④ 事業所内保育施設を保有していない企業
 - 大企業 2 社
 - 中堅企業 2 社
 - 中小企業 2 社

(2) 共同設置の事業所内保育施設に関心がある企業

1) 商業施設 N 社

共同設置の事業所内保育施設に関心がある 4 社に対してヒアリングを行った。

商業施設 N 社は、都内の大型商業施設の開発・運営を行う企業である。社内では十数年前からテナント従業員向けの保育施設の設置について議論がされてきた。同施設の周辺自治体では保育所が不足していること、また E S の観点からテナント従業員が長期に亘って働けるよう事業所内保育施設の具体的な検討に入った。本格的な検討は、昨年行い、役員の出席する事業本部会議に提案した。

N 社が想定した施設の概要は図表付 1-1 のとおりである。同社が運営する大型商業施設 1 箇所に、テナント企業の従業員が利用する定員 10 人規模の保育施設を設置するこ

とを検討した。

しかし、昨年、この計画は凍結となった。問題は、初期投資 1 千万円以上、ランニングコストが約 700 万円であるなど、コストがかかりすぎることであった。

コスト以外の問題としては、テナント企業が共同で保育施設を利用する際、公平に利用枠を設定することができるかという問題があることが懸念された。

行政に対しては、「事業所内保育施設の運営費に対する助成金の支給年限を撤廃し、恒久的に支給される助成金にしてほしい」というのが要望である。

図表付1-1 商業施設 N 社が設置を検討した施設

設置を検討した共同事業所内保育施設
○ 同社が運営する大型商業施設1箇所に、定員10人(0～2歳を中心年齢層として想定)の保育施設を設置することを検討。商業施設の営業日・時間に合わせて、元日を除く年中無休、9:30～19:30 までの開所を想定。
想定した利用者
○ 同施設のテナント企業の従業員が利用することを想定。従業員を優先利用させ、空きのある分は地域の人にも開放する(周辺の自治体には保育所の待機児童が多い)。
利用料金
○ 利用料金は、他の認証保育所・事業所内保育施設よりも安い1人あたり25,000円/月を想定。テナント企業の従業員の月収で支払うことができる金額に設定。

2) 小売業 O 社

小売業 O 社は、全国的に商業施設を展開している企業である。

女性従業員が多い同社では、充実した仕事と子育ての両立支援策を実施している。例えば、同社には、雇用形態にかかわらず、子どもが小学校 4 年生になるまでの間は選択できる短時間勤務(最短は 5 時間勤務)があり、多数の女性従業員が利用している。「女性従業員の定着率が高い」という。

同社では、以前から、社内で事業所内保育施設の設置を求める声はあった。平成 20 年春、社内において事業所内保育施設の設置を求める声が高まり、経営としてもそのニーズを認識し、施設設置に向けた検討が行われた。事業所内保育施設をもつ企業へヒアリングに行き、施設の概要等を検討した。

しかし、平成 20 年秋以降の不況で、経営から「現時点では全社的な利益を上げること考えないといけない」「託児施設にそこまで費用をかけられない」ということで、ストップがかかった。

同社では、「(両立支援を)必ずしも事業所内保育施設ありきで考えていない」。「他社をみると、定員 15～20 人で運営コストが年間 5,000 万円かかっている。費用対効果を考えると、(事業所内保育施設は)人材への投資という形で推進できる範囲を超えてい

る」という。

しかし、一方で、同社では両立支援を推進していることもあり、共同事業所内保育施設のモデルがあれば、「社内で事業所内保育施設の提案をする後押しになる」とされる。

図表付1-2 小売業 O 社が設置を検討した施設

設置を検討した事業所内保育施設
○ 地方店の別館が空いたため、それを有効活用策として保育施設を設置する案があった。ただし、「立地の問題」(店舗・駅から離れている)のほか、当該店舗にのみ設置することの「公平性の問題」があった。
課題
○ 費用対効果を考えると、(事業所内保育施設は)人材への投資という形で推進できる範囲を超えている。
○ 当社が保育施設を設置する場合、1箇所のみを設置することは公平性の点から問題がある。
共同事業所内保育施設について
○ 社内で事業所内保育施設の提案をする後押しになる。

3) 情報サービス業 P 社

情報サービス業 P 社は、広告や書籍・雑誌販売等を行う企業である。

同社は、東京都の助成制度を利用して、本社に事業所内保育施設を設置している。同社の保育施設は、定員が 16 人で、生後 57 日～就学前までの子どもを利用対象にしている。現在は 0～2 歳の 9 人が利用している。利用者は、正社員と契約社員の女性である。この保育施設は、地域の認可・認証保育所に入所することができなかった子どもを預かることにしている。このため、利用者には地域の認可・認証保育所に入所可能である場合はそちらを利用することを優先してもらっている。毎年、地域の保育所に入所申請をしてもらい、そこに入所できれば、事業所内保育施設の方は退園するようになっている。

同社の担当者は、「支社は従業員が少ないため、単独の事業所内保育所を設置することはコスト面からも難しい。今後、支社での設置が必要になった際には、近隣企業と共同で利用する事業所内保育所が検討できる方法はないか」ということも担当者の間で議論していると回答していた。

図表付1-3 情報サービス業 P 社が設置を検討した施設

共同事業所内保育施設について
○ 今のところ共同設置は考えていない。共同設置の具体的方法が示されれば考えたい。(その際、)求める水準の保育方針・内容を確保した上で、どこまでコストを下げられるかが課題。東京以外で設置するのであれば、コストは半額以下にしたい。
地方支社の保育施設

- 本社以外の保育施設の設置は考えていない。本社には、待機児童が多いために設置。
- 地方支社は女性社員も少なく、地域の保育所の待機児童も少ない。大阪支社でさえ、子どもをもつ女性社員は10人程度しかおらず、事業所内保育施設へのニーズがない。

4) 協同組合 Q 組合

協同組合 Q は、卸売業、運輸業、倉庫業など約 200 社が集積する流通センターの一部として、卸売業の地区を管理している。

同組合では、一昨年に同流通センター地区の活性化を目的とした協議会を立ち上げ、その中で事業所内保育施設の設置を検討した。協議会には、会員のほか、地元自治体、自治会が参加した。また、事業所内保育施設の検討にあたっては保育事業者がオブザーバーとして参加した。組合の役職員にアンケート調査を実施した結果、事業所内保育施設への要望が強かった。全国には協同組合で保育所を運営している（または過去に運営していた）施設が 2 箇所あり、それらを参考に保育施設を設置する検討を行った。

しかし、検討の結果、コストの問題と運営委託先の確保の問題のために、計画は休止状態にある。コスト面については、「20 名の子ども預る仮定で収支のシミュレーションを行ったが、福利厚生事業として捉えるには多額の負担を要する」ものだった。また、「協同組合自体に運営のノウハウがないため」運営委託先を探したが見当たらなかった。現在は、保育事業者に当地への進出を検討願い、回答を待っている状況である。

図表付1-4 協同組合 Q 社が設置を検討した施設

検討状況 ○ 一昨年、地域の活性化を目的とした協議会を立ち上げ、その中で事業所内保育施設の設置を検討し、場所の選定や事業主負担などの議論を進めた。 ○ 組合の役職員に需要アンケートを実施。結果として、事業所内保育施設への要望が強く協議の後ろ盾となった。
検討結果 ○ 昨秋の段階で、設置が難しい状況であることが判明。 ○ 20 名の子ども預る収支のシミュレーションにおいても、組合が福利厚生事業として捉えるには負担が大きい。さらに、子どもの人数を増やしても赤字が増加することが判明。設備費も別途負担となる。 ○ 協同組合自体には、運営のノウハウがないため、運営の委託先を探したが、見当たらず。
現在と今後の予定 ○ 保育事業者にアプローチ、当組合の物件利用を前提に進出を検討願っている。

(3)事業所内保育施設を廃止した企業

事業所内保育施設を廃止した企業としては、化学 R 社と共同組合 S がある。

化学 R 社は、食品や栄養補助剤等を手がける企業である。大規模なカスタマーセンターを有しており、女性従業員数は多い。

R 社は、21 世紀職業財団の助成を受けて、平成 8 年に当時本社を置いていた場所に事業所内保育施設を設置した。2 階建ての保育施設であり、定員は 0～3 歳まで 30 名であった。ピーク時は 20 名が利用していた。開園日は、当初は平日のみであったが、その後は土日も含めた。利用者は、カスタマーセンターの社員（オペレーター）などの正社員中心であり、一部パート社員も利用した。

設置した目的は、女性従業員の定着のためであった。オペレーターは熟練が必要になるため、継続雇用が大切とされる。また、施設開設時には、若い女性社員が多く、保育所のニーズが多くあった。

保育施設を廃止した理由は次のとおりである。

- ① 本社を都市部に移転したことに伴い、保育施設の利用者は大幅に減少したことがあげられる（廃止直前には利用者は 4 人であった）。この背景には、移転前の本社は車通勤、現本社は電車通勤という差がある。
- ② 現在は派遣社員を多く活用しているが、そうした社員は育児が一段落している者が多いため、保育所ニーズがないことである。
- ③ 従来の施設の限界として、0～3 歳の保育施設であったために、4 歳以上になれば転園しないといけなかったことになっていた。これが利用者に不便になっていた。
- ④ 助成金を受けても年間 1 千万円近い運営コストが負担になり、施設を維持しておくことが難しかった。

保育施設は、近くの保育施設を運営していた社会福祉法人に施設を譲渡し、現在は同法人が運営する認可保育所の分園になっている。

卸センターを管理する共同組合 S では、昭和 40 年代後半に組合員の従業員およびそれ以外の人を対象とした事業所内保育施設を設置した。設置した目的は、「組合員及びその従業員の乳幼児を健全に保育し雇用の確保と就業の安定化を図り、その福祉を増進し併せて組合員の企業経営に貢献する」ためであった。定員は 60 名（0～3 歳まで）。保育施設は組合の直営であり、保育士も直接雇用していた。組合員の利用料金は、保育料 1.3 万円/月、給食料 3 万円/月であった。

しかし、昭和 55 年頃、コスト負担の重さから、施設を廃止した。「経費のうち 80% が人件費であり、ベースアップ等の関係で年々増加せざるを得ない状況となり、それを賄う保育料は保護者の負担能力の限界」になったためであった。

廃止した施設は、社会福祉法人に移管した。基本組合財産（土地・建物）及び備品、什器、遊具は無償寄付をした。

図表付1-5 事業所内保育施設を廃止した理由

化学 R 社
○ 本社移転に伴い、利用者が減少した(廃止直前には利用者は4人まで減少)。本社勤務の社員にはニーズがない。移転前の本社は車通勤、現本社は電車通勤という差もある。現在は派遣社員が多いが、そうした社員は育児が一段落している。
○ 0～3歳の保育施設であったことの限界。4歳以上になれば転園しないといけない。子どもが複数いる場合、上の子が他の保育施設に移った場合、下の子も同時に移るケースが多かった。
○ コスト的に大きな保育施設を維持しておくことが難しかった。
共同組合 S
○ 福祉施設の運営は予想外に費用の嵩む事業であり、経費のうち80%が人件費であり、ベースアップ等の関係で年々増加せざるを得ない状況となり、それを賄う保育料は保護者の負担能力の限界もあり、勢い組合の負担を年々増加せざる得なくなる事情となってきたため、理事会で協議検討した結果、社会福祉法人化する以外に解決の方法がないとの結論になったため。

(4)事業所内保育施設を保有していない企業

1)事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業

事業所内保育施設を保有していない企業の中には、事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業と検討したことがある企業がある。

まず、事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業についての結果は次のとおりである。該当する企業は、洋服類の製造をする中小企業の繊維製品 Z 社、中小企業のサービス業 Y 社、通信販売を手がける中堅企業の小売業 X 社である。

大きく分けて事業所内保育施設を保有していない理由は、次のとおりである。

第一は、社員のニーズがないとみられていることである。具体的には、「社内からの要望の声は、聞こえてこない」（小売業 X 社）という回答がなされている。

第二は、コスト負担の問題である。例えば、「業績とコスト負担の問題。（中略）優先して対応すべき課題は育児以外のところにある」（繊維製品 Z 社）とされる。

第三に、「（社内に）設置するスペースがない」（繊維製品 Z 社）という問題もある。

図表付1-6 事業所内保育施設を保有していない理由
(事業所内保育施設の設置を検討したことがない企業)

繊維製品 Z 社 ○ 事業所内保育施設はない。これまでも設置を検討していない。理由は、①社員からの要望がない、②(社内に)設置するスペースがない、③業績とコスト負担の問題。(業績不振のため)新卒採用を抑制していることにより、従業員の年齢が上昇。そのため、優先して対応すべき課題は育児以外のところにある。
小売業 X 社 ○ (事業所内保育施設の設置について)社内からの要望の声は、聞こえてこない。必要性も感じていない。

2) 事業所内保育施設の設置を検討したことがある企業

事業所内保育施設の設置を検討したことがあるが、施設を保有していない企業は、大手の電気機器メーカーである T 社、同じく大手の化学メーカーである V 社、中堅企業の化学 W 社、衣類の製造をする大企業の繊維製品 U 社である。

このうち、電気機器 T 社と化学 V 社は、社員の両立支援には力を入れており、充実した育児休業や短時間勤務等を整備している。両社は、両立支援のために、事業所内保育施設の設置も検討している。

両社が事業所内保育施設を保有するにいたらなかった大きな理由は、多額の費用がかかるものの受益者が限られる保育施設よりも、広範な従業員を対象にできる育児休業や短時間勤務等によって両立支援をすすめるものであると考えたからである。「事業所が全国 30 か所近くに散らばっている。保育所の立地により、利用の可否で社員間の公平性の確保が保障できない。不平等感がネックとなっている。費用面の壁もある。ごく一部の人だけがメリットを受けるようなサービスに多額の費用を投入することに対して消極的である。」(電気機器 T 社)、「子どものいない人から希望があったが、子どものいる人からのニーズは少なかった。その理由は、事業所が全国にあるので、1 か所に設置しても不公平ということもある」(化学 V 社)、「女性社員の多くは、販売員として店舗に派遣されている。福利厚生 of 公平性の観点から、保育施設の設置は今のところ行っていない。」(繊維製品 U 社) という。

電気機器 T 社と化学 V 社は、その他に、子どもの怪我等の責任の問題や行政手続きの煩雑さなども、保育施設設置をしていない理由としてあげている。

一方、中堅企業の化学 W 社は、「数年前、当初は、地方の支社での保育施設を検討していた。しかし、調査の結果、支社でのニーズがあまりなかった」という。地方では、認可保育所の定員に余裕があることも、企業が事業所内保育施設を設置する必要がない理由になっている。

図表付1-7 事業所内保育施設を保有していない理由
(事業所内保育施設の設置を検討したことがある企業)

電気機器 T 社 事業所内保育施設の設置の検討 ○ 事業所内保育施設の設置を検討中である。特に、自動車通勤が可能な地方の工場、あるいは、川崎や横浜を中心とした地域での保育施設設置を念頭においた。神奈川県に社宅があることなどにより、神奈川県から通勤してくる人が多い。従業員からのヒアリングの結果、通勤電車で子どもを連れてくるのは大変なので保育園は自宅から近いところが良い、自動車通勤が前提、等の意見があり、都内に設置することは現実的ではないとの判断をしている。 ○ 病児保育をお願いできればよい、復帰前に社内託児所で預かってもらえれば、慣らし保育ができるし、知り合いとの情報交換もできる、といった設置希望の声もあった。 ○ 都内での設置は無理でも、待機児童が多い地域で保育ニーズを満たすため、地域にも開放する保育所の設置を要望する声もあった。 事業所内保育施設を保有していない理由 ○ 事業所が全国30か所近くに散らばっている。保育所の立地により、利用の可否で社員間の公平性の確保が保障できない。不平等感がネックとなっている。 ○ 費用面の壁もある。ごく一部の人がメリットを受けるようなサービスに多額の費用を投入することに対して消極的である。 ○ 首都圏の保育事情を考慮し、保育所がなくても、両立支援をカバーできる柔軟な休業・勤務制度を整えている。 ○ 設置のための行政的な手続きが煩雑であることもネックとなっている。
化学 V 社 事業所内保育施設を保有していない理由 ○ 社内の意識調査の結果、子を持つ社員からの強い要望が少なかった。フレキシブル勤務や在宅勤務など働き方の多様化への要望は高かった。事業所内保育施設は、子どものいない人から希望があったが、子どものいる人からのニーズは少なかった。その理由は、事業所が全国にあるので、1か所に設置しても不公平ということもある。 ○ 子育て中の人へのヒアリング調査も実施している。勤務時間の短縮への要望が最も高かった。それは、育児休業復帰後の生活に必要であるため。また、小学校入学直後(小1の壁)も不安になっている。しかし、事業所内保育施設に対するニーズは少ない(平成19年時点)。その理由は、以下のようなものである。(以下の理由から)事業所内保育施設のメリットが見出せない。 ・ラッシュの中、子どもと一緒に通勤が無理である ・病気のときは、(自宅近くの)かかりつけの病院に診てもらいたい ・サポートしてくれる人(自分や配偶者の親・兄弟、近所の人など)の近くのほうがよい ・自動車通勤が可能であればいい
化学 W 社 ○ 当社は(事業所内保育施設は)ない。見送りとなった。ただし、検討は行った。数年前、当初は、地方の支社での保育施設を検討していた。しかし、調査の結果、支社でのニーズがあまりなかった。
繊維製品 U 社 ○ 女性社員が4,000名。うち販売関連は約3000名。純粋に店頭勤務は2,500名程度(全国)。本社勤務の女性もいるが、女性社員の多くは、販売員として店舗に派遣されている。(本社のみに保育施設を設置するとなると)福利厚生の公平性の観点から、保育施設の設置は今のところ行っていない。

2. 事業所内保育施設ヒアリング

(1)調査概要

事業所内保育施設の運営実態や課題等を明らかにすることを目的として、事業所内保育施設を保有する企業 13 社に対し、平成 21 年 11 月から平成 22 年 1 月にかけてヒアリング調査を実施した。以下に、掲載に承認を得られた 12 社の属性とヒアリング結果を示す。

図表付2ー1 ヒアリング対象企業の属性等

	業種	従業員規模	事業所内保育施設の定員
A	卸売業	大企業	28 名
B	卸売業	大企業	月極 15 名／一時 5 名
C	金融業	大企業	2 施設 ①12 名 ②25 名
D	輸送業	大企業	15 名
E	化学	大企業	3 施設 いずれも月極 45 名／一時 4 名
G	製造業	大企業	35 名
H	製造業	大企業	5 施設 いずれも 50 名
I	陸運業	大企業	—
J	化学	中堅企業	月極 30 名／一時 8 名
K	その他製品	中堅企業	17 名
L	その他製品	中堅企業	70 名
M	共同組合	中小企業	32 名

(2)事業所内保育施設の概要

1)施設の規模

a)施設定員

施設定員は、事業所内保育施設により 12 名から 50 名の幅がある。定員数は保育施設の面積との関係で決まることが多い。というのは、国の助成要件に、乳幼児「1 人当たりの面積が原則として 7 m²以上であること」とあり、国からの助成金を得て設置した施設の場合は、これを遵守する必要があるため、保育施設の面積に基づき定員を設定している。

b)利用率

利用率（定員に対する利用者の割合）は、13%程度から 100%（満員）まで、施設により様々である。ほぼ定員いっぱいの施設もあるが、定員に満たない施設の方が多い。

c)利用対象者

事業所内保育施設の利用対象者は、直接雇用者に限定している施設が多いが、直接雇用者に限定していない施設もある。

d)年齢構成

年齢構成については、利用児童に占める 0～2 歳児の割合が高い施設が多い。このことから、事業所内保育施設が、待機児童が多く、地域の認可保育所を利用できない人の職場復帰を支えているといえる。

e)開園日・時間

地域の認可保育所を利用できない日曜・祭日や夜間などの勤務が必要の場合でも利用できるように、自社の勤務日・時間に合わせた設定をしている。

図表付2ー2 施設定員及び利用対象者

卸売業A社 ○ 定員設定は、財団法人 21 世紀職業財団の面積基準に則っている。
卸売業A社 ○ 正社員及び嘱託社員。空きがあれば、派遣社員も受け入れ可能であるが、現状は定員いっぱいとなっている。
化学J社 ○ 利用者は、正社員のみでなく、契約社員、パート、アルバイト等、わけへだてなく利用できるようにしている。
製造業H社 ○ 保育施設は、会社で長期間働こうと考える正社員の活躍推進を目的として設置した施設である。短期的な雇用契約を結んでいる派遣社員や有期雇用者に施設を開放することで、本来支援すべき正社員が利用できなくなることは、その本来の趣旨に反することである。

2)設置形態

設置形態は、大きく分けて次の 5 つの形態がある。

<1>1 社単独で設置・運営。

<2>1 社が単独で設置し、運営しているものを他社や地域に開放。

<3>グループ会社による共同設置・運営。

<4>労働組合と会社との共同経営。

<5>複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営。

以下に、具体的な事例を示す。

まず、＜1＞「1 社単独設置・運営」のケースについては、他社の従業員の子どもの預かることの責任の重みを感じていること、また、そもそも定員が自社の利用者でいっぱいであることなどから、単独設置・運営をしている。

＜2＞「1 社単独設置・運営の施設を他社や地域に開放」のケースには、「他社」をグループ会社限定している場合と、限定しないで近隣の他社に開放している場合がある。グループ会社限定しているケースでは、事業所内保育施設の設置者である本社の近くにグループ会社が集積している場合が多い。他方、近隣の他社に開放しているケースでは、自社のみでは、利用者が少ないため、余裕のある定員枠を他社に活用してもらうというねらいがある。定員のうち、ある一定枠を自社が確保しておいて、残りの人数枠を他社に開放している。運営に関わる費用として、他社からは契約料を徴収している。また、地域に開放している場合は、企業の社会貢献として行っている。

図表付2－3 単独設置・運営の施設を他社や地域に開放

卸売業A社
○ 財団法人21世紀職業財団の助成基準に則り、利用者の半数以上は設置者の従業員としているが、残りの枠をグループ会社の従業員に開放している。
輸送業D社
○ 自社の従業員の利用枠を確保した上で、空きがあった場合、他社の従業員を受け入れる。
○ グループ企業のみならず、グループ外企業とも法人契約を締結している。
○ 法人契約企業は、自社で保育所を作るまでの一時的な利用として、また、自社では保育所を設立できないから、という理由で契約することが多い。
○ 契約するだけでは費用はかからない。利用者がいる場合に、法人契約料を徴収する。
○ 利用者の保育料の料金設定では、グループ内外で差をつけていない。
化学J社
○ 企業(他社)との契約により、その企業の子どもを受け入れている。企業との契約に当たっては、1社につき1名から利用できるようにしている。契約料は月額で徴収している。
○ 定員の3分の1を自社枠として確保し、残りの枠を他社の子どもに開放している。
○ 他社の従業員の子どもの利用に対しても、東京都の助成制度から補助金が支給される。
化学E社
○ 事業所内保育施設の設置にあたり、工場近隣の自治会長に、企業の社会貢献の一環として地域開放についての説明をした。数名の地域住民枠を設定したところ、3名の申し込みがあった。

＜3＞「グループ会社による共同設置・運営」のケースについては、利用者数の確保および費用負担の分散がねらいである。別企業との共同よりも、利害関係の調整がしやすいという利点もある。

図表付2-4 グループ会社による共同設置・運営

金融業C社
○ グループ会社数社により共同で設置し、運営。
○ 運営費用は、企業負担となる部分についてグループ各社の在籍人数に応じて各社按分。
化学E社
○ 利用者数の変動があっても、グループ会社間であれば調整が可能である。

＜4＞「労働組合と会社との共同経営」のケースについては、女性の継続就業を支えるためには事業所内保育施設が有効であるとして、労働組合とともに設置されたものである。

＜5＞「複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営」のケースは、「共同設置型事業所内保育施設」の一つのパターンである。ここでの特徴は、「保育施設管理会社」を共同出資により設立したことである。企業によって、利用者数が異なる場合が多く、人件費や賃料などの運営費負担のバランス調整が重要である。その調整機関が「保育施設管理会社」である。

ただし、財団法人 21 世紀職業財団の助成制度(当時)では、こうした管理会社は助成対象とされていないため、設置・運営のための補助金を受けることができなかった。

図表付2-5 複数企業との共同設置・運営

製造業H社
○ 複数の企業が共同で設置し、運営していくためには、運営会社の設置が必要であると考え、共同出資により保育施設を管理・運営する会社を設立した。
○ 保育施設の設置費用(土地の確保・建物の建設)は、各出資企業が負担した。
○ 運営会社は、保育施設を設置した各社に、土地・建物の賃料を支払う。
○ 出資企業が運営会社に支払う委託料＝運営会社の支払い費用(賃料、保育事業者への委託料、セキュリティ会社への支払い等)－運営会社が利用者から徴収した保育利用料
○ 委託料は、出資会社の社員の利用率で算出する。
○ 運営会社の役割は、施設及び運営全般の管理業務、及び全ての施設で保育の質を同等に保つための保育事業者への指導等である。
○ 出資企業の従業員は、自社が設置した保育施設、他の企業が設置した保育施設を区別なく利用できるため、自宅周辺や勤務地周辺、通勤経路など、ニーズに合わせて施設を選んで利用することができる。

3)運営状況

a)運営形態

ヒアリング対象の事業所内保育施設はすべて、保育事業者に委託をして運営を行っている。なお、1社が複数の事業所内保育施設を設置している場合、異なる保育事業者に委託しているケースがある。そのうち1つのケースでは、事業所内保育施設の立地が離れており、それぞれ地元の保育事業者との契約が必要であったことによる。

b) 利用料金

2歳までと3歳以上というように、利用する子どもの年齢別に料金設定をしている施設が多い。概ね、2歳までは5～6万円、3歳以上は3万円である。

c) 設置・運営費用

事業所内保育施設の設置・運営費用に関する事例から、次の3点が指摘できる。

第一は、土地取得から建物を建築する場合と、建物の一部を改装する場合とでは、当然ながら設備費用が大きく異なることである。例えば、土地取得から建物を建設する場合、1施設あたり、およそ1億3,000万円であるのに対して、建物の一部を改装する場合は、1施設あたり、およそ5,000～6,000万円である。

第二は、運営費用についてみると、定員数が少ない施設（小規模施設）の方が、支出額が少ない傾向がある。ただし、定員一人当たりの運営費用でみると、定員数が少ない方が、年間支出にしても、事業主負担にしても、金額が大きい。例えば、約15人定員の施設の年間支出額は約3,000万円（定員一人当たり年間支出額約200万円、事業主負担約170万円）であるが、約30人定員では約4,000万円（定員一人当たり年間支出額約130万円、事業主負担約100万円）である。定員が多い施設（大規模施設）の方が、効率的な運営ができるようだ。

第三は、利用者一人当たりの事業主負担（運営費用）については、補助金の有無及び金額、保育事業者に支出する委託料、土地・建物の賃料の有無及び金額、収入全体に占める保育利用料の割合等の収支バランス、及び利用率（定員に占める利用者数の割合）等、様々な要因によって異なるようだ。

d) 子どもの食事

保育事業者への委託業務に給食も加えられているケース（保育施設内の厨房で調理師が調理をする）が多いが、設置企業の社員食堂を利用するケースや、地元の惣菜業者に委託しているケースなどがある。

図表付2-6 子どもの食事

卸売業B社

- 館内食堂の厨房の一部を保育所のための専用厨房として給食を調理し、保育所までデリバリーしている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 館内食堂を運営している事業者に、保育所の給食調理及びデリバリーを委託している。委託先で負担しているコストは調理人として専門の栄養士を置いているため人件費が殆どであると推測される。 |
|---|

e) 事業所内保育施設の園長

事業所内保育施設の園長は、多くの施設が、委託した保育事業者の職員であるが、設置企業の職員（人事部）が専属で園長をしている施設もある。

4) 施設の質

「託児」のみでなく、教育プログラムを導入している施設もある。

子どもへの保育、教育のみでなく、親への教育（育児アドバイス）も重視している施設もある。また、親とのミーティングを行い、利用者の声として運営に反映している施設もある。

さらに、地域とのつながりを大切に考えている施設もあり、企業にとって保育所が地域との接点となっている。

図表付2-7 保育の質

その他製品L社

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 保育のカリキュラムは園長が中心となって独自に作成をする。英語や自然教育などを行っている。○ 園長と母親とのミーティングを行い、利用者の声として運営に反映している。 |
|--|

(2) 設置した理由

事業所内保育施設を設置した理由は、女性の継続就業支援を挙げた企業が多かった。具体的には、大きく分けて、次の3つのパターンがある。

まず、事業所内保育施設の役割として、あくまでも育児休業からの「復職支援」に限定している施設もある。ここでは、地元の保育所を利用できるまでの「避難所」として、継続利用を想定せず、1年ごとに契約をしている。待機児童問題への対応として、限られた定員の中、多くの社員が育児休業から復職するときに利用できることを重視している。

また、ワーク・ライフ・バランスを重視し、出産しても継続就業ができるという安心感を与えるために、事業所内保育施設を用意しているという企業もある。

さらに、企業トップの強い意向により、現在は利用者が少なくても、これから利用する可能性のある人が増えることを見込んで、長期的な女性活用のための企業戦略として設置している企業もある。

その他、採用広報、会社のイメージ向上、企業の社会的責任なども設置理由としてあげられた。

図表付2－8 設置した理由

卸売業B社
○ 保育所は待機児童問題への対応として、避難所的な考え方で設置している。毎年復職してくる社員に公平に利用してもらう為、年度ごとの契約としている。 ○ 育児休業からの「復職支援」が保育所設立の第一目的である。 ○ 子どもの将来育成を考えると、就労先の保育所よりも社員の居住地の保育所のほうが、地元での交友関係構築や園庭があるといった物理面からも好ましいと考える。
金融業C社
○ 社会的に保育所不足が問題となる状況下、職場復帰を目指す社員の不安を少しでも取り除く観点から、いざというときの緊急避難的な役割を果たすべく設置。
製造業H社
○ 福利厚生や社会貢献を目的としたのではなく、女性社員の活躍推進施策の一環と位置づけ、企業戦略として設置した。 ○ 会社は、国民の祝日も稼働しているので、地域の保育施設とは稼働日が合わない。
化学J社
○ 「社会貢献」として設置した。待機児童の解消のための「社会貢献」ということは、社内外に理解されやすい。 ○ 費用負担は、福利厚生費というよりも、社会貢献事業活動費と考えている。 ○ 保育所の利用可能性のない他の社員とのバランスを考えても、福利厚生費よりも、社会貢献事業活動費としたほうが理解されやすい。
その他製品L社
○ 幅広い年代が働いており、ライフステージにあわせた福利厚生プランを提示している。そのうちの一つが事業所内保育施設である。 ○ ワーク・ライフ・バランスを重視し、必要なところに資金を投資するという考え方が浸透しており、社内で特に不公平感などはない。

(3) 社内評価

事業所内保育施設に対する社内評価として、利用者が増えていることが、ニーズに応えていることの証左であり、評価されていると捉えている企業が多い。

また、評価の指標として、稼働率と定性評価があるという考え方の企業がある。稼働率は、必ずしも 100%であればいいというものではなく、受け入れ可能な状態でなければいけない。人数調整に注意が必要である。定性評価については、アンケート調査により把握することを考えている。

他方、企業トップの強い意向により設置されたので、もともと評価の対象ではないと認識している企業もある。

図表付2-9 社内評価

卸売業A社 ○ 利用者が増えており、ニーズに応えられていることを実感している。 ○ 経営層からは、もともと儲かる事業ではないことは理解してもらっており、赤字幅をできる限り圧縮できるように運営を行っていくこととしている。
卸売業B社 ○ 経営幹部からは、設置してよかったとの評価を得ている。 ○ 配偶者の病気のときなどの一時預かりも、子育て支援のセーフティネットとなっている。

(4)事業所内保育施設の多様なあり方について

1)共同設置について

a)実態

グループ企業会社による共同設置・運営をおこなっている場合(図表付 2-4 参照)と、事業所内保育施設を設置しようとしている企業が共同出資をして「保育施設管理会社」を設置し、これが各社の運営費負担等の利害調整を行い、運営をしている場合(図表Ⅲ—6 参照)がある。

b)利点

複数企業による共同設置型事業所内保育施設の利点として、1社単独で設置するよりもコスト負担の軽減になること、また、利用者数の確保ができることがあげられる。

図表付2-10 共同設置の利点

化学E社 ○ 他社との共同設置により、比較的規模の大きい施設を効率的に運営することができる。
製造業H社 ○ 出資企業の従業員が、(出資企業が設立した保育施設の中から)勤務地周辺、通勤経路、自宅周辺等、個人のニーズに合わせ好きなところを選んで、どこでも利用できる。他の会社が設置した保育施設も利用できるので、従業員の利便性が高い。 ○ 1社で建てるより、コスト負担の軽減にもなる。

c)課題

共同設置型事業所内保育施設についての課題として、次の2点があげられる。

まず、複数企業間での利害関係の調整、特に利用者数と費用負担についての公平性の確保が難しいことである。経営悪化、利用者数の減少により、撤退したいときに容易にそれができるかどうか不安である。

また、保育事業は、子どもを預かるというリスクや責任が重い事業である。責任の所在についての合意形成が難しい。

図表付2－11 共同設置の課題

卸売業B社
○ 複数の設置者の自由度をどのようにするかも課題の一つ。脱退したいときに、抜け出すことができるのか。利用者の人数によって、費用負担の公平性をどうするのか。
化学E社
○ 共同設置は、主たる設置者をいずれの会社にするか、設置・運営費用の分担や問題が発生した場合の責任の所在をどうするかなど、合意形成が必要となる。

d) 可能性

共同設置型事業所内保育施設の設置可能性として、次の2点があげられる。

まず、責任の所在を含め、企業間の利害関係の調整をするための別組織（保育施設を設置したい企業の共同出資による株式会社）を設立することで、公平性の確保を図りながら運営をしている企業がある。

ただし、この場合、実質的に運営をおこなっているにもかかわらず、この調整機関（株式会社）に対しては、「設置者」ではないため、助成金が支給されない。

図表付2－12 共同設置の可能性

製造業H社
○ 行政でも、商工会議所でもいいが、共同で設置・運営しようとする各社を取りまとめる組織が必要である。
○ 当時は、国の助成制度は、調整機関（共同出資の株式会社）は対象外ということで、支給される仕組みとなっていなかった。

2)地域開放について

a) 実態

事業所内保育施設の地域開放については、近隣の企業との契約により、その従業員の子どもを受け入れる方式と、地域住民の子どもを受け入れる方式がある（図表付 2-3 参照）。

b) 利点

いずれの方式についても、事業所内保育施設の利用者数の確保により、運営費用の軽減が図れることが利点の1つである。また、待機児童問題への対応ということで、企業の社会的責任を果たすことができることも利点としてあげられた。

さらに、東京都の助成制度を活用することにより、他社の子ども利用に対しても、運営費の補助が支給される。

図表付2-13 地域開放の利点

輸送業D社
○ 利用者確保の一方策として、社外への開放を実施した。
化学E社
○ 事業所内保育施設を福利厚生としてのみでなく、企業の社会的責任として考えている。
化学J社
○ 他企業の従業員の子ども利用に対しては、東京都の助成対象となる。

c) 地域開放をしていない理由

地域開放をしていない事業所内保育施設からは、その理由として、実際に、自社の利用者だけで定員がいっぱいである、自社社員の利用を制約されることになる、子どもを預かることの責任の重みがある、などがあげられた。

図表付2-14 地域開放をしていない理由

卸売業B社
○ 他企業からの受け入れは考えていない。自社の利用希望者も全員受けられるかどうかの状況では、自社社員以外の子どもを預かる人数的な余裕は全くない。また、子どもを預かることの責任の重みがある。
金融業C社
○ 利用人数の波があるので、他社の子どもを受け入れることは困難（入園中の他社の子どもと、入園を希望する自社の子どもの優先順位付けが困難）。

3) 地方への展開について

事業所内保育施設を複数設置し、地方にも展開している企業は、従業員の多いところ（ニーズのあるところ）に設置している。

地方展開していない企業は、その理由として、助成制度が1社に対して1施設しか対象となっていない等、費用負担面で無理であること、また、ニーズのある人（女性や育児期の人）が本社（首都圏）に集中しており、地方には相対的にニーズが低いことなどが挙げられた。

他方、東京で設置して、ノウハウが確立できたら、地方展開も検討している企業もある。

図表 付2-15 地方への展開をしていない理由

卸売業A社

○ 他の地方での展開は現時点では考えていない。 ○ 費用負担(運営費の20%も助成してもらっていないし、1施設しか助成金が受けられない)が大きい上に、限られた人のための施設であることから、開設間もない現時点においては拡大することは考えていない。 ○ 地方にも、ニーズが全くないわけではないが、女性社員の80%以上が東京エリアに集中していることや、東京エリアにおける待機児童問題を踏まえると、まず東京に開設したことは妥当であると判断している。
卸売業B社 ○ 本店以外に設置することは考えていない。育児期の人の多くは本店におり、支店ではそれほどニーズが高くない。

(5) 支援策に対する評価

助成制度をもっと利用しやすいものにしてほしいとの意見が多かった。具体的には、面積基準、施設基準、支給対象基準(1企業1施設、共同設置)の緩和などがあげられた。

図表付2-16 支援策に対する評価

卸売業A社 ○ 財団法人21世紀職業財団から、保育料の設定について、助成をしているので利用者負担を軽くすべきであるとの指摘があった。 ○ 企業負担も考慮すると、利用料の設定にもう少し自由度があっても良いのではないかと。
卸売業B社 ○ 面積基準の規制緩和がなされると、定員を増やすことが出来るので、期待している。 ○ 何よりも地域の自治体で待機児童問題を解消してくれることを望む。
金融業C社 ○ 都の指導監督基準において、4階以上に保育室を設置する場合、避難経路として「屋外階段」の設置が定められているが、都心の高層ビルにそのような「外階段」が設置されていないケースは多(建物内に、防火設備の整った「避難階段」はあるが、「外階段」を代替とはならず)。 ○ 従って、オフィスビル内の上階での保育所設置は困難なものに。
化学E社 ○ 税制上の優遇が、設置者の従業員の利用が半数以上という条件があるため、共同設置となると税制上の優遇が受けられなくなる。
製造業H社 ○ 共同出資の株式会社は支給対象外ということで、財団法人21世紀職業財団の助成金は得られなかった。

3. 事業所内保育施設アンケート票

事業所内保育施設アンケート

経済産業省 平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業（事業所内保育施設等実態調査事業）

事業所内保育施設についてのアンケート調査

調査実施：株式会社第一生命経済研究所

※このアンケートは、事業所内保育施設を管理・運営するご担当者様にご回答くださいますようお願いいたします。

問 1. 貴施設の名称・ご連絡先等をお答えください。

施設名称			電話番号
ご住所			
設置者名	設置者名	設置者の従業員数（ ）人	
	<u><他社と共同で事業所内保育施設を設置している場合は、御社以外の設置者名称を記載して下さい></u> （ ）（ ） （ ）（ ）		
開設年月	西暦（ ）年（ ）月	開設当時の定員 及び利用者数	定員（ ）人・利用児童数（ ）人
開所時間	1.（ ）時（ ）分から（ ）時（ ）分 2. 24 時間運営である		

問 2. 貴施設の設置・運営にあたり、利用されたまたは利用されている助成金についてお答えください。

1 を選択された場合には助成金名及び助成機関名についてもご回答ください。

【施設の設置について】	
1. 利用した → 助成金名（ ）	
助成機関名（ ）	
2. 利用していない	
【施設の運営について】	
1. 利用した → 助成金名（ ）	
助成機関名（ ）	
2. 利用していない	

問 3. 貴施設はどのような場所に設置されていますか？（○は 1 つ）

1. 事業所の敷地内に設置されている	4. 御社の社宅の近くに設置されている
2. 事業所の近くに設置されている	5. 従業員の多くが利用する駅の近くに設置されている
3. 御社の社宅の敷地内に設置されている	6. その他（ ）

問 4. 貴施設では、施設の利用について、何らかの条件を定めていますか？（○はいくつでも）

1. 正社員のみを対象としている	4. 職種による制限を定めている
2. 直接雇用者のみを対象としている	5. その他（ ）
3. 保育の必要性のある人（共働きをしている等）に 限定している	6. 特に利用条件を定めていない

問 5. 児童の食事は、どのようにしていますか？（○は 1 つ）

1. 貴施設内の調理室で調理する	4. 従業員用の社員食堂を利用する
2. 外部の給食サービスを利用している	5. その他（ ）
3. 保護者がお弁当を用意する	

問6 2009年4月現在の定員と利用児童数（一時保育は除く）について、下記の表に人数をご記入下さい。自社の従業員の他に、他社の従業員や地域の一般の児童を受け入れている場合は、それぞれの児童数もご記入ください。なお、ここで貴施設の設置者が複数である場合は、「自社」には御社及び共同設置者を含みます（以下、同じ）。年齢別に定員を設定していない場合には、合計数のみご記入ください。

児童数 (人)	定 員 (人)	利用児童数 (人)		
		自社	他社	地域
0歳児				
1歳児				
2歳児				
3歳児				
4歳児				
5歳児				
就学児				
合 計				

問7 定員と利用児童数（一時保育は除く）について、過去10年間の推移（各年4月時点）をお答えください。

設置期間が10年に満たない施設におかれては、開設年からの推移についてご記入ください。

(人)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
定員										
利用 児童数										

問8 貴施設では、「常時保育」の他に、「一時保育」も実施していますか？（○は1つ）

1. 一時保育を実施している → 付問8-1へお進みください
 2. 一時保育を実施していない → 問9へお進みください

【問8で、1を選択されたご回答者様のみ】

付問8-1. 「一時保育」では、自社の他に、他社や地域の一般の児童も受け入れていますか？（○は1つ）

1. 受け入れている 2. 受け入れていない

【「常時保育」「一時保育」ともに、他社や地域の一般の児童を受け入れていないご回答者様のみ】

→他社や地域の一般の児童を「受け入れている」場合には、次ページの問10へお進みください

問9 今後、他社や地域の一般の児童を受け入れる具体的計画がありますか？（○は1つ）

1. 具体的計画がある → 次ページの問10へお進みください
 2. 具体的計画はないが関心はある → 付問9-1へお進みください
 3. 具体的計画も関心もない → 付問9-1へお進みください

【問9で、2または3を選択されたご回答者様のみ】

付問9-1. 他社や地域の一般の児童の受け入れについて具体化しないあるいは関心がないのはなぜですか？

(○はいくつでも)

1. 自社の従業員の子どもだけで定員が一杯だから 4. 運営費に余裕がないから
 2. 他社や地域からの要請がないから 5. 自社内の理解が得られないから
 3. 関係者間の合意形成、費用負担や責任分担等が難しいから 6. その他 ()

問 10. 貴施設の運営方式について、お答えください。(○は1つ)

1. すべて自社で運営している →問 11 へお進みください
2. すべて保育事業者に委託している →委託先の保育事業者名()
→付問 10-1 へお進みいただき、その後、問 11 へお進みください
3. 一部の業務を保育事業者に委託している →委託先の保育事業者名()
→付問 10-1 と付問 10-2 へお進みください

【問 10 で、2または3を選択されたご回答者様のみ】

付問 10-1. 以下の項目について、保育事業者に対する満足度をお答えください。委託業務の範囲外のものには、「0」(該当しない)に○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	とても満足 している	満足 している	あまり満足 していない	全く満足 していない	該当しない (委託範囲外)
1. 委託費用	4	3	2	1	—
2. 保育士の力量	4	3	2	1	—
3. 子どもの食事内容	4	3	2	1	0
4. 子どもの病気やけがへの対応	4	3	2	1	0
5. 行事やイベント	4	3	2	1	0
6. 教育的プログラム(英語や体育、学習等)	4	3	2	1	0
7. 保育士の保護者への対応	4	3	2	1	0
8. 御社とのコミュニケーション	4	3	2	1	—
9. 保育時間の柔軟性	4	3	2	1	—

【問 10 で、3を選択されたご回答者様のみ】

付問 10-2. 御社が自ら、または保育事業者以外に委託して実施している業務は何ですか。(○はいくつでも)

1. 遊具等の備品の購入
2. 子どもの食事の用意
3. その他()

【全員の方がお答えください】

問 11. 御社が事業所内保育施設を設置した最も重要な目的・動機は、どのようなものですか？(○は1つ)

1. 人材の確保・定着
2. 企業の社会的責任
3. 同業他社が設置しているから
4. 地域からの要請があったから
5. その他()

問 12. 貴施設の特徴(例えば一般の保育所との比較において)をお答えください。(○はいくつでも)

1. 保育料を低く設定している
2. 従業員の就業日・就業時間に合わせた運営をしている
3. 始業時間繰上げやフレックスタイム制度等との連携がある
4. 広さや保育士の数等で一般の保育所の水準を大幅に上回る施設である
5. 英語等の学習プログラムを導入している
6. その他()
7. 特にない

問 13. 貴施設の運営にあたっての課題はどのようなものがありますか？(○はいくつでも)

1. 施設の運営にかかる費用負担が大きい
2. 利用児童数の安定が難しい
3. 保育にあたる人材の確保が難しい
4. 保育の質の管理・維持が難しい
5. 施設の利用者と非利用者間の公平性の確保が難しい
6. 施設の利用希望者が多く、優先順位付け等の対応が難しい
7. リスク管理、事故防止対策が難しい
8. その他()
9. 特にない

1. 拡充または増設の予定があり、具体的計画を検討中である → 付問 14-1にお進みください
2. 拡充または増設したい（社内のニーズがある）が、具体的計画はない → 付問 14-2にお進みください
3. 現状維持である → アンケートは終了です
4. 閉鎖または縮小を考えている → 付問 14-6にお進みください

1. 時期	→	(年 月ごろ)
2. 規模	→	()
3. 場所	→	()
4. 設置形態	→	☐ ①単独 ☐ ②共同 ☐ ③その他()
5. 回答できない		

1. よく知っている → 付問 14-4にお進みください
2. 聞いたことはあるが詳しくは知らない → 付問 14-4にお進みください
3. 全く知らない → アンケートは終了です。

4. 事業所内保育施設アンケート（結果）

(1) 調査概要

事業所内保育施設アンケートは、平成 21 年 11～12 月にかけて実施した。調査概要は図表付 4-1 のとおりである。

調査対象は、企業が設置する全国の事業所内保育施設である。調査対象は次の方法で選定した。まず、全都道府県・政令市・中核市のうち、図表付 4-1 にある 35 都道府県、27 市から事業所内保育施設の施設名・住所の提供を受けた。次に、施設名等が提供されなかった自治体については、インターネットで施設名・住所が公開されているところを対象にした。このようにして抽出した事業所内保育施設のうち、医療法人・社会福祉法人・学校法人を除き、民間企業が設置する事業所内保育施設 245 箇所調査票を郵送した。

このようにして抽出した事業所内保育施設の中には、同じ企業が複数設置している施設も含まれている。ただし、1 社で相当数の保育施設を保有する飲料会社の保育施設については、これを調査対象に含めた場合に同じ企業の施設の特徴が全体の集計にバイアスを与えることが懸念されたため、調査対象外にした。

調査の有効回収数（率）は、89 施設（36.3％）である。このうち、単独の企業が設置しているものが 84 施設、複数企業で設置しているものが 5 施設（6％）である。

図表付 4-1 調査概要

調査対象	企業が設置する全国の事業所内保育施設 計 245 施設 ※ 全都道府県・政令市・中核市のうち、下記35都道府県、27市から事業所内保育施設の施設名・住所の提供を受けた。施設名等が提供されなかった自治体については、インターネットで施設名等が公開されている施設を対象にした。 ※ 施設名等の提供を受けた自治体名：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、大分県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、広島市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、豊橋市、高槻市、西宮市、奈良市、福山市、下関市、高知市、久留米市、長崎市、鹿児島市
有効回収数 (率)	計 89 施設(36.3%) ※以下では、各質問について無回答の企業を除いて集計。

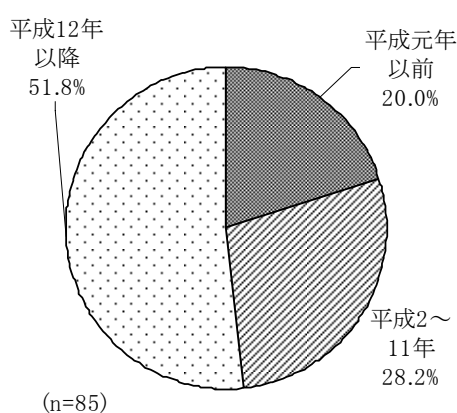
調査方法	郵送調査法
調査時期	平成 21 年 11～12 月

(2)開設

1)開設年

開設年は、「平成元年以前」が 20.0%、「平成 2～11 年」が 28.2%、「平成 12 年以降」が 51.8%である。近年設置された施設が多い。

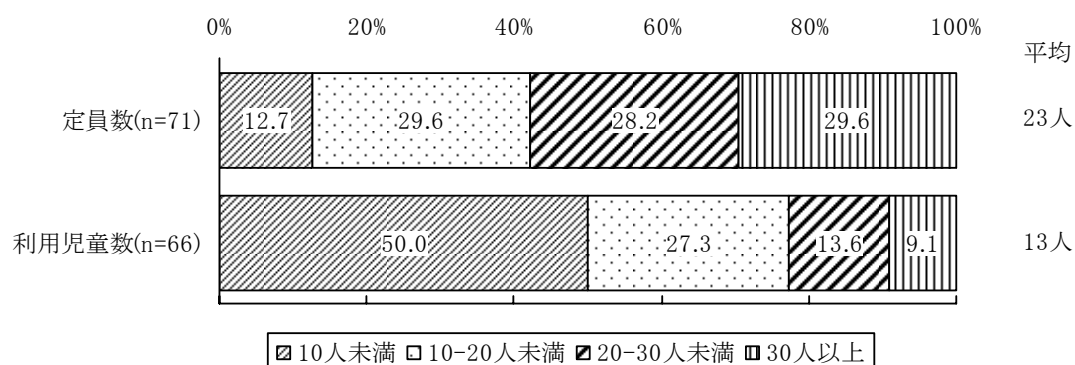
図表付 4-2 開設年



2)開設時の定員数・利用児童数

開設時の定員数は平均 23 人である（図表付 4-3）。分布をみると、「10～20 人未満」「20～30 人未満」「30 人以上」がそれぞれ約 30%を占める。一方、開設時の利用児童数は平均 13 人であり、これは定員の約 60%の水準である。分布をみると、「10 人未満」が 50.0%と多い。施設の開設時において、大半の施設が定員を満たしていない。

図表付 4-3 開設時の定員数・利用児童数

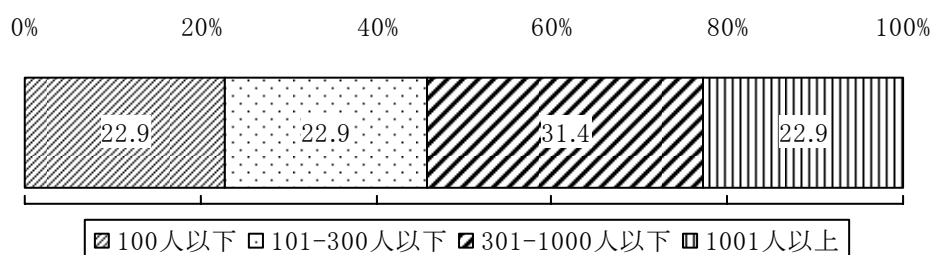


3) 設置企業の規模

設置企業の従業員数の中央値（人数の少ない企業から並べたときに中央に位置する値）は、約 340 人である。規模を区分すると、「100 人以下」「101～300 人以下」「301～1000 人以下」「1001 人以上」が、おおよそ 4 分の 1 ずつである（図表付 4-4）。300 人以下の企業の設置数が約半数を占める。

ただし、わが国の企業数をみると、301 人以上よりも 300 人以下の企業数の方がはるかに多い。このため、企業規模別にみた設置率は、規模の大きい企業の方が高い。

図表付 4-4 設置企業の規模

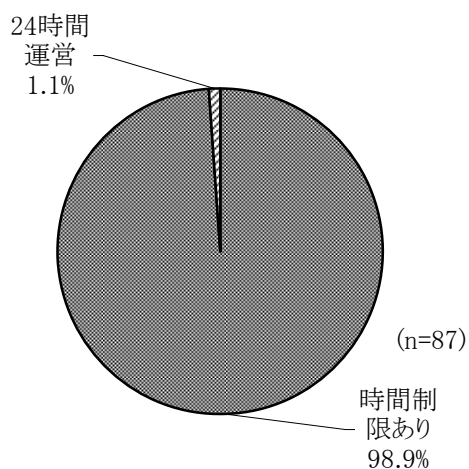


(3) 開所時間・閉所時間

98.9%の施設が開所時間・閉所時間を定めており、24 時間運営は 1.1%と少ない。

時間制限のある施設の開所時間は、平均 8 時である。最も早い 6 時から最も遅い 10 時まで幅がある。時間制限のある施設の閉所時間は、平均 18 時 30 分である。ここでも早い施設は 13 時台に閉所している一方、深夜まで開いている施設もある。事業所内保育施設は、従業員の就業時間に合わせて運営されている。このため、ここでみたように施設による開所時間・閉所時間の分散が大きくなっている。

図表付 4-5 開所時間・閉所時間



時間制限のある施設の開所時間と閉所時間

	最小値	最大値	平均値
開所時間	6:00	10:00	8:00
閉所時間	13:20	23:50	18:30

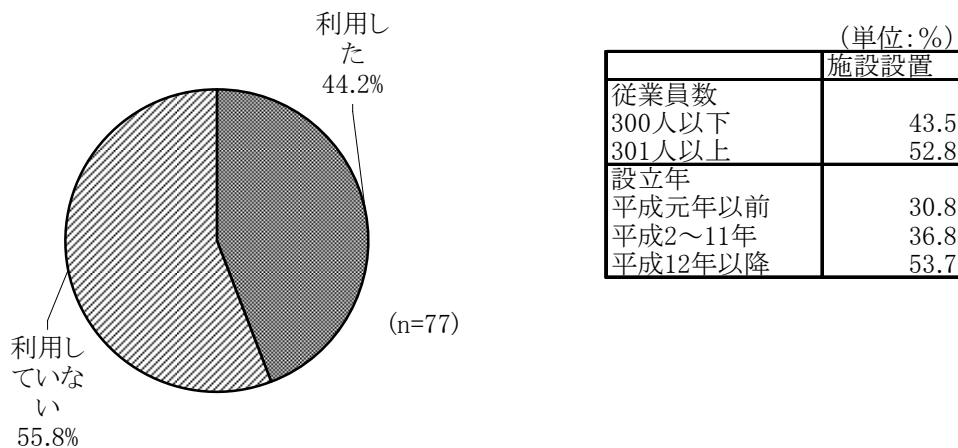
(4) 助成金

1) 施設設置の助成金

約半数の施設設置の助成金を利用している（図表付 4-6）。従業員数別にみると、300 人以下の企業よりも 301 人以上の企業の方が施設設置の助成金を利用している。また、近年設置した施設ほど、助成金を利用している割合が高い。

助成を受けた機関をみると、最も多くあげられたのは財団法人 21 世紀職業財団（23 施設）であった。

図表付 4-6 施設設置の助成金



助成機関	施設数	回答された主な助成金名
財団法人21世紀職業財団	23	事業所内託児施設助成金(設置費) 育児・介護雇用安定等助成金
財団法人子ども未来財団	5	保育遊具等助成事業
厚生労働省	2	事業所内託児施設助成金
県	1	事業所内保育施設推進事業補助金
こどもの城	1	事業所内保育施設助成金
財団法人日本育児手当協会	1	事業所内保育施設整備費助成①

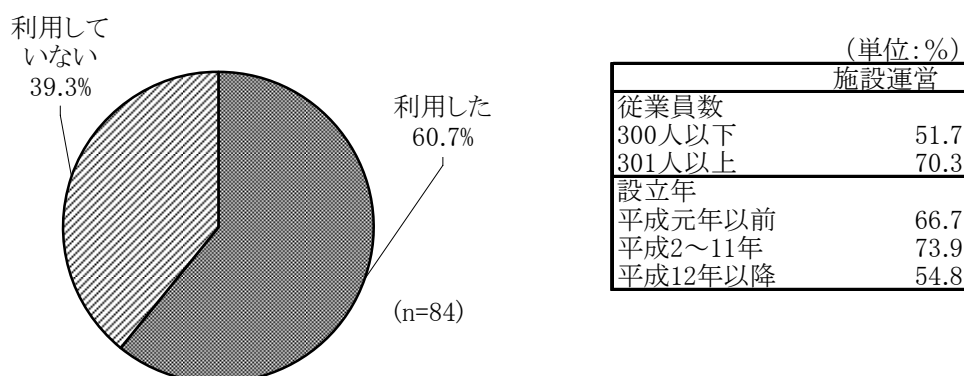
2) 施設運営の助成金

約 60%の施設が、施設運営の助成金を現在または過去に利用している（図表付 4-7）。従業員数別にみると、施設設置の助成金と同様に、301 人以上の企業の方が助成を利用している。

利用割合を設置年別にみると、平成元年以前に設置された施設は 66.7%、平成 2～11 年に設置された施設は 73.9%、平成 12 年以降に設置した施設は 54.8%が、助成を利用している。施設運営の助成金は、施設設置と異なり、近年設置された企業の方が利用している割合が高いという傾向はみられない。

助成を受けた機関は、財団法人 21 世紀職業財団（42 施設）が最も多い。

図表付 4-7 施設運営の助成金



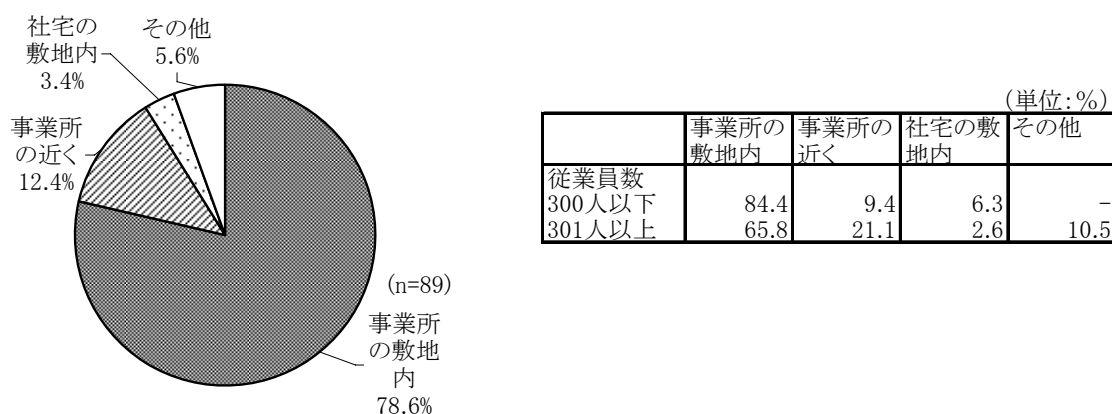
助成機関	施設数	回答された主な助成金名
財団法人21世紀職業財団	42	事業所内託児施設助成金(運営費) 育児・介護雇用安定助成金
財団法人こども未来財団	3	事業所保育施設運営費助成金
厚生労働省	2	事業所内保育施設設置・運営等助成金

(5) 設置場所

事業所内保育施設の設置場所をみると、「事業所の敷地内」が78.6%で最も多い。以下、「事業所の近く」(12.4%)、「社宅の敷地内」(3.4%)である。

従業員数が300人以下の企業は「事業所の敷地内」に設置している割合が高い。301人以上の企業では、「事業所の近く」に設置している割合が約20%である。

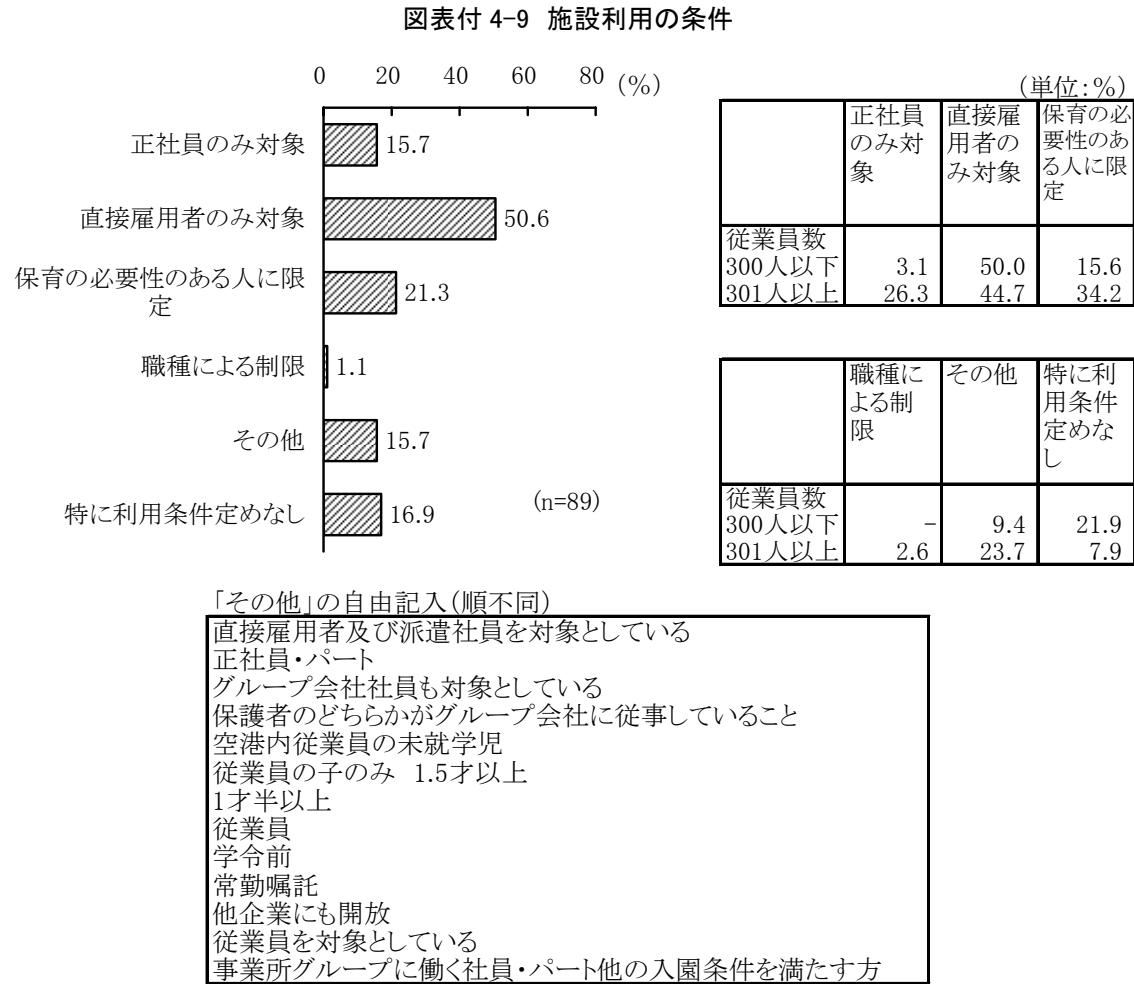
図表付 4-8 施設の設置場所



(6) 施設利用の条件

事業所内保育施設の利用者は、「直接雇用者のみ対象」に限定する企業が50.6%で最も多い。以下、「保育の必要性のある人に限定」(21.3%)、「正社員のみ対象」(15.7%)などが続く。

従業員数別に施設利用の条件は大きく異なる。301人以上企業の場合は、「正社員のみ対象」「保育の必要性のある人に限定」が多い。

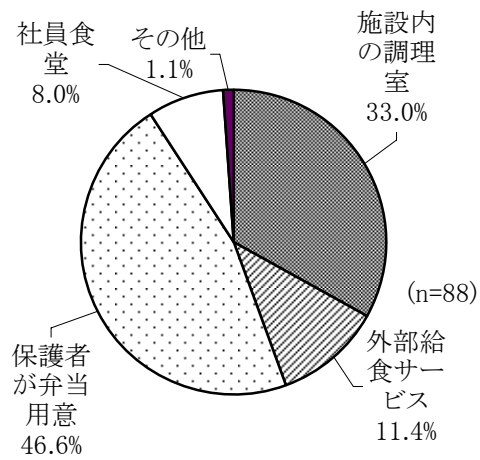


(7) 食事

児童の食事についてみると、「保護者が弁当用意」が 46.6%で最も多い。「施設内の調理室」は 33.0%、「外部給食サービス」は 11.4%である。

従業員数別にみると、300人以下では「保護者が弁当用意」が約 60%と多い。
 一方、301人以上企業では「保護者が弁当を用意」は少なく、約半数が「施設内の調理室」である。

図表付 4-10 食事



(単位: %)

	施設内の調理室	外部給食サービス	保護者が弁当用意
従業員数 300人以下	25.0	6.3	59.4
301人以上	47.4	18.4	23.7

	社員食堂	その他
従業員数 300人以下	6.3	3.1
301人以上	10.5	-

(8) 定員数

平成 21 年 4 月現在の定員数は、施設全体で平均 23.6 人である。年齢別にみると、1～3 歳の定員数が 5 人前後で、その前後の年齢よりも多い。

利用児童数は、自社が 13.2 人、他社（グループ社員含む）が 0.8 人、地域が 0.3 人である。利用児童数も 1～3 歳が多い。

以上から、事業所内保育施設は、低年齢児を中心に受け入れているといえる。

図表付 4-11 定員数(平成 21 年 4 月現在)

(単位: 人)

	定員	利用児童数		
		自社	他社	地域
0歳児	2.9	0.8	0.1	0.0
1歳児	4.8	2.8	0.2	0.1
2歳児	5.1	3.1	0.2	0.1
3歳児	4.6	2.3	0.1	0.0
4歳児	2.4	1.8	0.1	0.0
5歳児	2.4	1.3	0.1	0.0
就学児	2.4	0.8	0.0	0.0
合 計	23.6	13.2	0.8	0.3

注：定員は回答があったセルの平均値。利用児童数は、無回答のセルを 0 人とした平均値。このため、各年齢または種類別の利用児数を足し合わせた数と合計は一致しない。

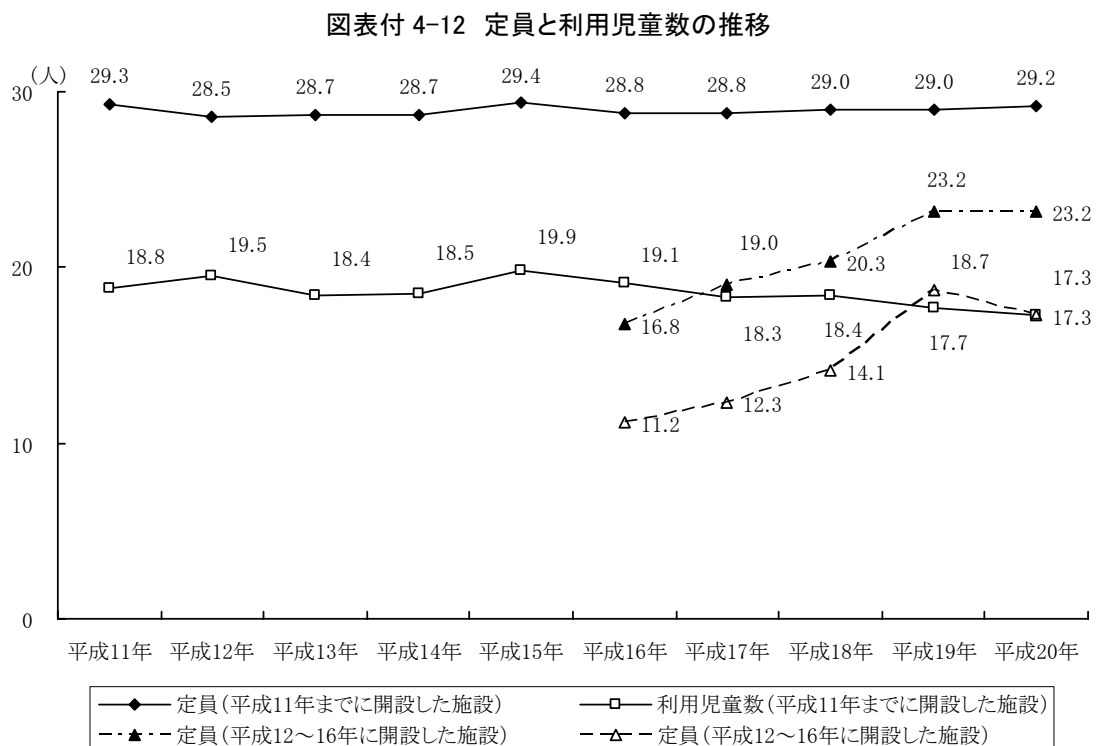
(9) 定員と利用児童数の推移

平成 11 年までに開設した施設と平成 12～16 年に開設した施設に分けて、それぞれの定員と利用児童数の推移を集計した（図表付 4-12）。

平成 11 年までに開設した施設をみると、平成 11～20 年まで定員数は 29 人台でほぼ一定であり、増改築等によって定員を増減させた施設が少ないことがわかる。一方、利用児童数は、平成 15 年をピークに減少し、平成 20 年時点では 17.3 人となっている。

平成 12～16 年に開設した施設をみると、近年ほど定員、利用児童数とも多くなっているが、平成 19 年から平成 20 年にかけて利用児童数は減少している。

定員充足率をみると、平成 11 年までに開設した施設の場合、その後 65%前後で推移していたが、徐々に低下して、平成 20 年は 60%を割っている。平成 12～16 年に開設した施設の場合、定員充足率は平成 16 年時点では 66.7%であったが、平成 20 年時点では 74.6%へと高まっている。



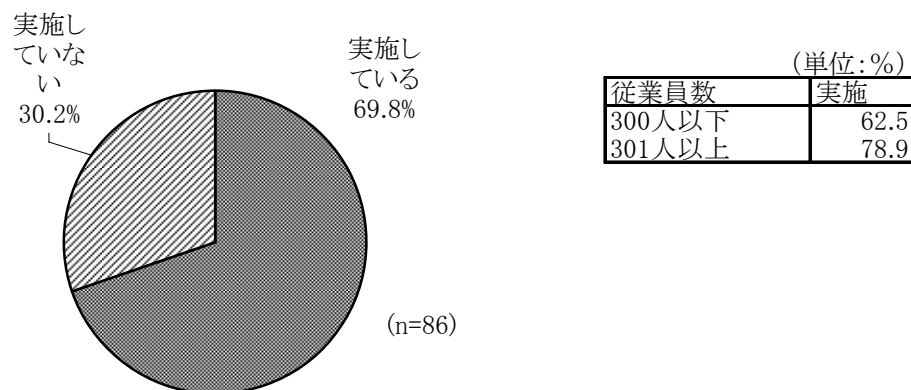
(10) 一時保育

1) 一時保育の実施

約 70%の施設が、一時保育を実施している（図表付 4-13）。

従業員数別にみると、301 人以上の企業の方が一時保育の実施率が高い。

図表付 4-13 一時保育の実施

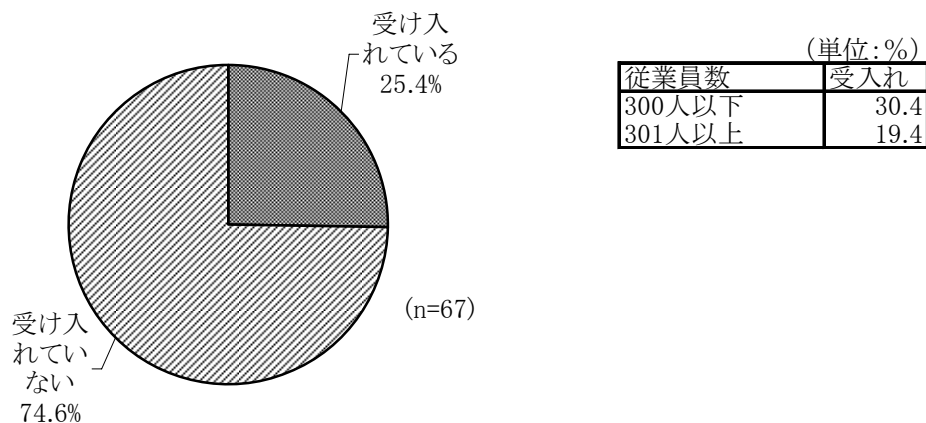


2) 一時保育における他社・地域の児童の受入れ

一時保育を実施している施設を対象に、一時保育における他社・地域の児童の受入れ状況を尋ねた。他社・地域の児童を受け入れている施設は、一時保育を行う施設の約 4 分の 1 である（図表付 4-14）。

従業員数別にみると、300 人以下の企業の方が受け入れている割合が高い。

図表付 4-14 一時保育における他社・地域の児童の受入れ



(11) 他社や地域の児童を受け入れる計画

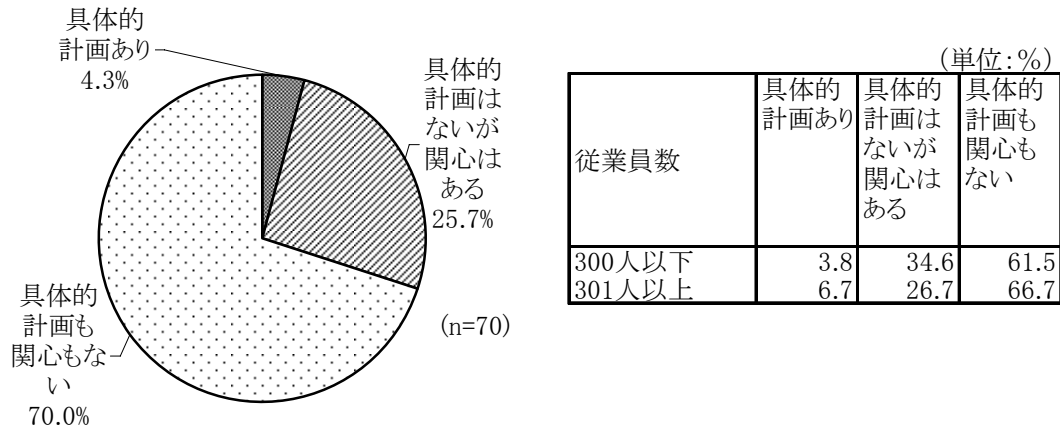
1) 計画の有無

現在他社や地域の児童を受け入っていない施設を対象に、今後他社や地域の児童を受け入れる計画があるか否かを尋ねた。

今後受け入れる具体的計画がある施設は 4.3%に過ぎない（図表付 4-15）。「具体的計画はないが関心はある」施設が 25.7%、「具体的計画も関心もない」が 70.0%である。

300 人以下の企業と 301 人以上の企業のいずれも、「具体的計画あり」の割合は低い。

図表付 4-15 他社や地域の児童を受け入れる計画の有無



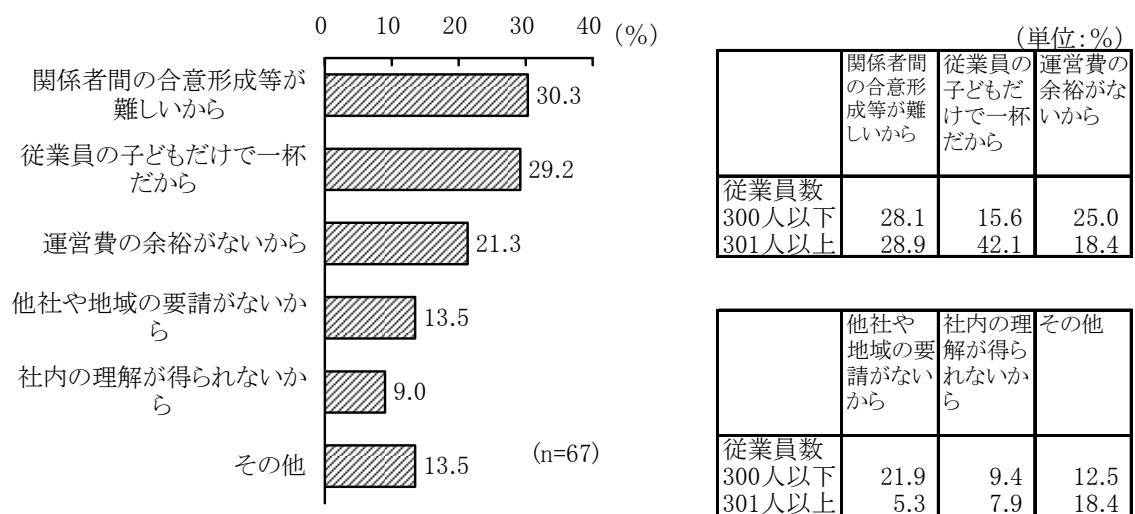
2) 他社や地域の児童を受け入れない理由

今後他社や地域の児童を受け入れる具体的計画がない企業に対して、他社や地域の児童を受け入れない理由を尋ねた。

「関係者間の合意形成等が難しいから」および「従業員の子どもだけで一杯だから」という理由が共に約 30%である（図表付 4-16）。

従業員数別にみると、301 人以上の企業の方が「従業員の子どもだけで一杯だから」という理由が多い。また、300 人以下の方が、「運営費の余裕がないから」「他社や地域の要請がないから」という理由が多い。

図表付 4-16 他社や地域の児童を受け入れない理由



(12)施設の運営

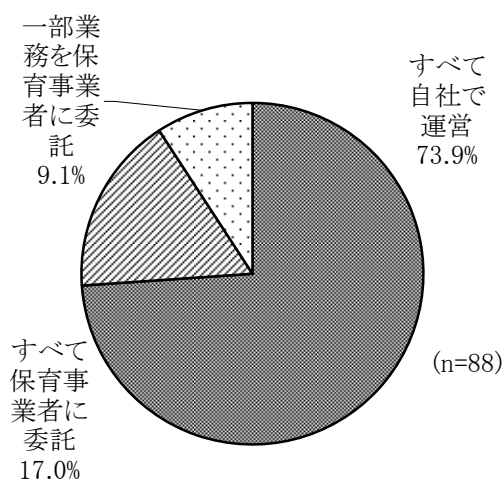
1)運営方式

運営方式をみると、「すべて自社で運営」が 73.9%と多くを占める。「すべて保育事業者に委託」している施設は 17.0%に過ぎない。

従業員数別にみると、300 人以下企業のほとんどの施設は自社運営である。301 人以上企業では、保育事業者に委託している割合が高い。

委託先としては、株式会社ポピンズコーポレーションやピジョンハーツ株式会社など大手のほかに、地元の中小事業者もあげられている。

図表付 4-17 施設の運営方式



(単位: %)

従業員数	すべて自社で運営	すべて保育事業者に委託	一部業務を保育事業者に委託
300人以下	96.9	3.1	-
301人以上	52.6	26.3	21.1

すべての業務を委託している業者

業者名	施設数
株式会社ポピンズコーポレーション	3
ピジョンハーツ株式会社	2
株式会社アイ・レンタル	1
株式会社アピカル	1
株式会社マミーズファミリー	1
アライブキャリア株式会社	1
株式会社アイ・レンタル	1
株式会社アミー	1
株式会社キャリア・ン	1
株式会社コティ	1
社会福祉法人優心会	1
有限会社キッズ・プランニング	1

一部業務を委託している業者

業者名	施設数
ピジョンハーツ株式会社	2
株式会社ポピンズコーポレーション	2
株式会社コマーム	1
株式会社パソナフオスター	1

2)保育事業者の一部を委託している内容

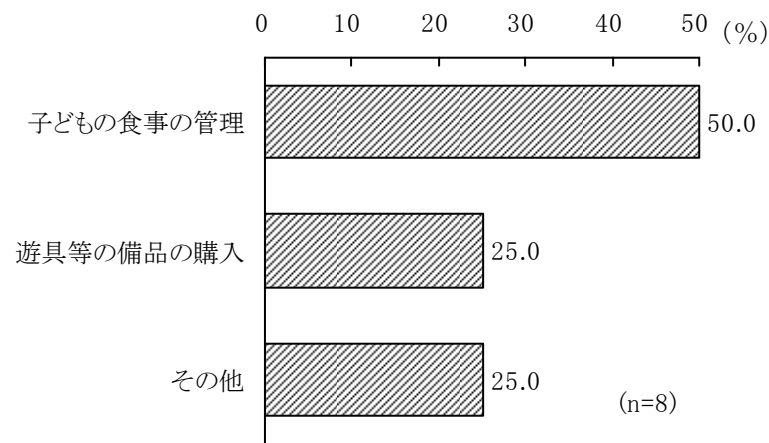
保育事業者の一部の業務を委託している施設 (8 施設) に対して、委託内容を尋ねた。

「子どもの食事の管理」が 50.0%、「遊具等の備品の購入」が 25.0%である (図表付 4-18)。

その他の回答としては、「施設管理」「保育事務・監視・警備業務」「入園・退園許可、

規約の改定変更」があげられている。

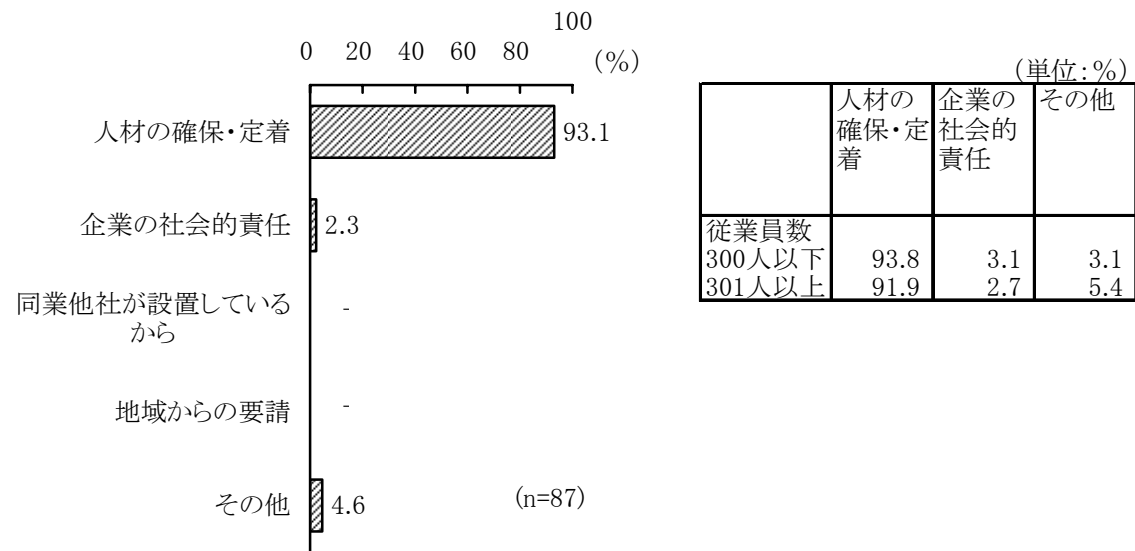
図表付 4-18 保育事業者の一部を委託している内容



(13)施設設置の目的・動機

事業所内保育施設を設置した目的・動機としては、「人材の確保・定着」をあげた企業が 93.1%である（図表付 4-19）。「企業の社会的責任」をあげた企業は 2.3%に過ぎず、「同業他社が設置しているから」「地域からの要請」をあげた企業は皆無であった。従業員数別にみても、この傾向は同じである。

図表付 4-19 事業所内保育施設を設置した目的・動機



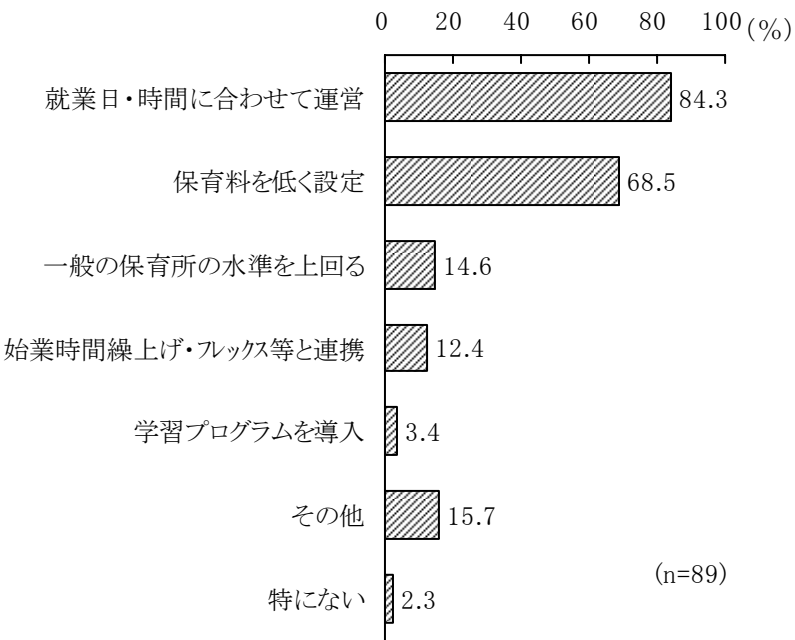
(14)施設の特徴

施設の特徴をみると、「就業日・時間に合わせて運営」をあげた割合が84.3%で最も多い（図表付 4-20）。就業日・時間に合わせて運営しているところが、事業所内保育施設の最大の特徴である。

また、「保育料を低く設定」が68.5%である。なお、「その他」で「保育料無料」と回答した施設が7箇所ある。「保育料を低く設定」と「保育料無料」を合わせると、全体の約40%の施設は保育料が低いといえる。「一般の保育所の水準を上回る」施設は14.6%である。

従業員数別にみると、300人以下の企業の方が「就業日・時間に合わせて運営」「保育料を低く設定」をあげた割合が高い。

図表付 4-20 施設の特徴



(単位: %)

	就業日・ 時間に 合わせ て運営	保育料 を低く設 定	一般の 保育所 の水準 を上回 る	始業時 間繰上 げ・フレ ックス等 と連携	学習プ ログラム を導入	その他	特にな い
300人以下	90.6	81.3	9.4	3.1	3.1	15.6	－
301人以上	81.6	52.6	23.7	18.4	－	21.1	5.3

「その他」の自由記入(順不同)

記入内容	施設数
保育料無料	7
365日開園している	1
洗たくサービス、おむつ配送サービス	1
個性尊重、食育等において独自の保育方針を打ち出している	1
食育、しつけ	1
食育・給食に力を入れている。	1
太陽光発電の利用	1
定員枠を他企業にも一部開放している	1

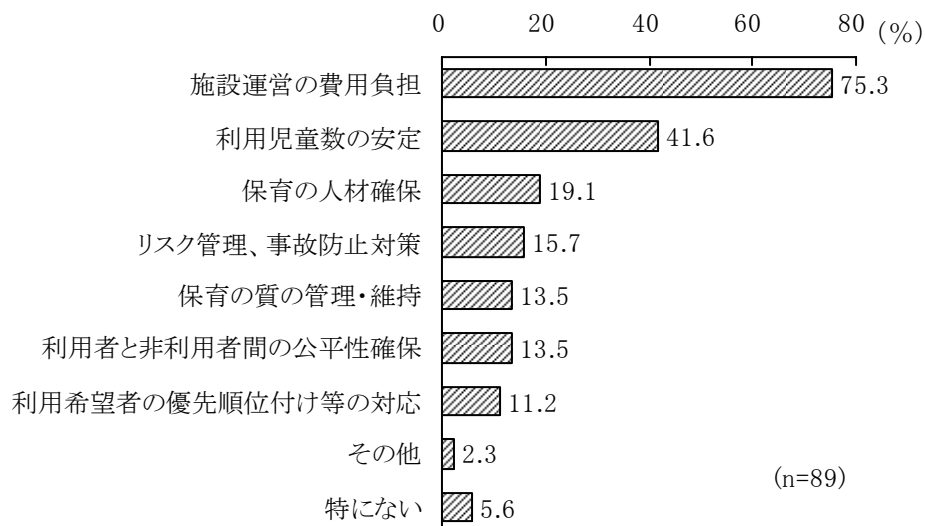
(15) 施設運営の課題

施設運営の課題をみると、「施設運営の費用負担」をあげた施設が 75.3%と最も多い(図表付 4-21)。次いで、「利用児童数の安定」が 41.6%であり、それ以外の項目は 20%未満である。

従業員数別にみると、301 人以上の企業の方が「施設運営の費用負担」「保育の質の管理・維持」などをあげた割合が高い。301 人以上の企業の施設の方が、保育事業者に運営を委託したり、食事を自園で調理していることが多いが、このことが費用負担を重くしている背景にあるとみられる。

300 人以下の企業では、「利用児童数の安定」や「保育の人材確保」が比較的多い。

図表付 4-21 施設運営の課題



(単位: %)

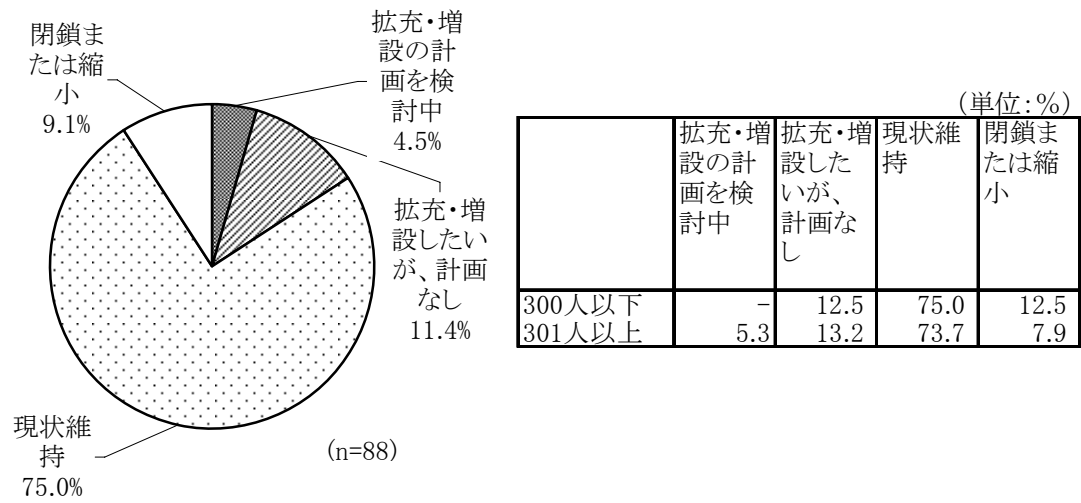
	施設運営の費用負担	利用児童数の安定	保育の人材確保	リスク管理、事故防止対策	保育の質の管理・維持	利用者と非利用者間の公平性確保	利用希望者の優先順位付け等の対応	その他	特にない
300人以下	68.8	43.8	28.1	15.6	6.3	3.1	6.3	3.1	9.4
301人以上	89.5	31.6	13.2	18.4	23.7	23.7	18.4	2.6	2.6

(16) 拡充・増設の予定

1) 拡充・増設の予定の有無

今後の拡充・増設の予定を尋ねた結果、「拡充・増設の計画を検討中」は 4.5%にとどまる（図表付 4-22）。いずれも、全て 301 人以上企業の施設である。施設の 4 分の 3 は「現状維持」と回答している。「閉鎖または縮小」を予定している施設が、全体の約 10%存在する。

図表付 4-22 施設の拡充・増設の予定



2) 拡充・増設の具体的計画

「拡充・増設の計画を検討中」の施設（4 施設）に対して、その具体的計画を尋ねた。そのうち、回答した施設は 2 施設である。

うち 1 施設は、「数年後に、今より大きな規模の単独利用の施設を、現在と別の場所に設置する」と回答している。

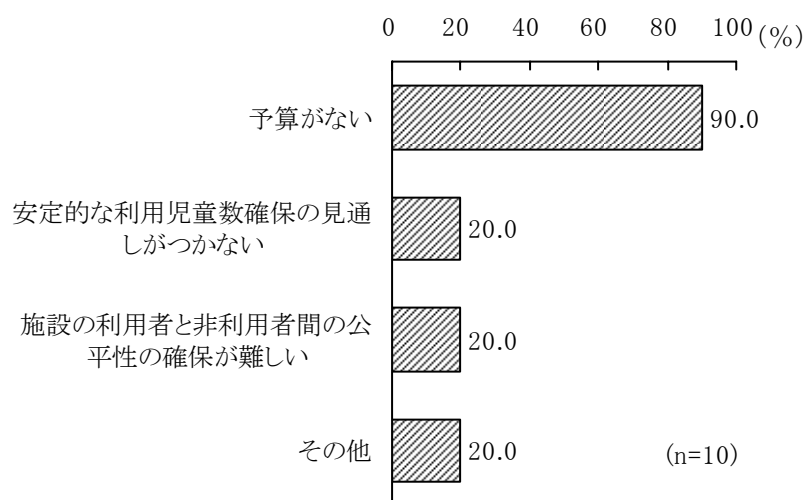
別の 1 施設は、時期や規模については無回答だが、単独で設置すると回答している。

3) 拡充・増設の具体的計画のない理由

「拡充・増設したいが、計画なし」の施設に対して、その理由を尋ねた（図表付 4-23）。「予算がない」が 90%である。

事業所内保育施設を拡充・増設するためのハードルは予算にある。

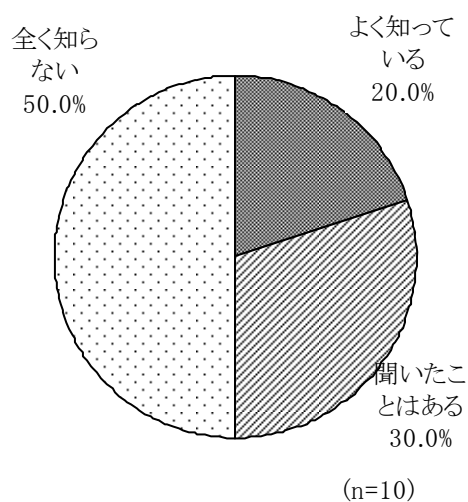
図表付 4-23 拡充・増設の具体的計画のない理由



4) 共同設置の認知度

「拡充・増設したいが、計画なし」の施設（10 施設）に対して、共同設置の認知度を尋ねた。「よく知っている」は 20%に過ぎず、約半数は「全く知らない」（図表付 4-24）。

図表付 4-24 共同設置の認知度



5) 共同設置は解決策になるか

「拡充・増設したいが、計画なし」の施設のうち共同設置を知っている施設（2 施設）に対して、「共同設置」が現在抱えている課題の解決策になるか否かを尋ねた。

その結果、「（課題解決に）なる」という回答が 2 施設、「（課題解決に）ならない」という回答が 2 施設であった（1 施設は無回答）。

6) 共同設置が解決策にならない理由

共同設置が「(課題解決に) ならない」と答えた施設 (2 施設※) に対して、その理由を尋ねた。

1 施設は「会社の方針に合わない」、もう 1 施設は「共同設置のパートナーとの調整が難しい」と回答している。

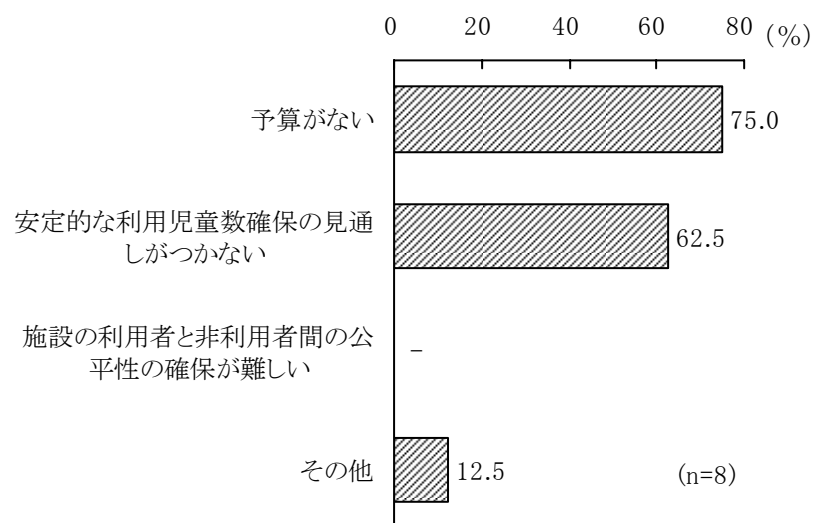
※共同設置の認知度を尋ねる質問に無回答でここでの問いに回答した施設が 1 社あるが、ここでの回答結果には含めていない。

7) 施設の閉鎖・縮小を考えている理由

「閉鎖または縮小」を予定している施設 (8 施設) に対して、その理由を尋ねた (図表付 4-25)。

最も多くあげられた理由は「予算がない」(75.0%) であった。次に、「安定的な利用児童数確保の見通しがつかない」が 62.5% であった。

図表付 4-25 施設の閉鎖・縮小を考えている理由



5. 自治体ヒアリング

(1) 調査概要

主に事業所内保育所の共同設置に対し、積極的に取り組んでいる1都6県3市に対し、電話によるヒアリング調査を実施した（図表付 5-1）。実施期間は平成 21 年 10 月～11 月である。ヒアリング項目は図表付 5-2 のとおりである。

図表付 5-1 ヒアリング対象となった自治体一覧

都県	宮城県	市	さいたま市
	埼玉県		横浜市
	東京都		福岡市
	神奈川県		
	新潟県		
	滋賀県		
	兵庫県		

注：兵庫県、横浜市は助成状況についてのみ掲載

図表付 5-2 自治体へのヒアリング項目

1. 独自で助成事業をしている理由
2. 関連部局との連携
3. 共同設置を可とした理由・申請がない理由（設置の難しさ）
4. 中小企業が設置しやすくなるための工夫
5. 国（県）への要望
6. 事業所内保育施設に対する評価・期待（保育行政における位置づけ）

(2) 調査結果

各自治体からのヒアリングの結果の要点を、図表付 5-3 に一覧にまとめた。図表付 5-3 をもとに、以下ではヒアリング項目別に、結果をみていく。

図表付 5-3 自治体ヒアリング結果一覧

自治体名		事業所内保育所への助成の有無*	共同による事業所内保育所の事例の有無	共同による事業所内保育所への助成の事業の有無	助成開始年度	事業費	独自で助成事業をしている理由	関連部局との連携
都 県	宮城県	◎	なし	なし	平成21年度(単独設置・共同設置ともに)	宮城県事業所内保育施設整備支援事業。県単独の事業。1ヶ所あたり300万円の設置費補助。	国の助成事業は、人数が10人以上となっているが、県内は中小企業が多いため、基準に達しない6人以上9人までを対象とした。また、10人以上でも、国の助成を受けない場合は対象とした。	経済商工観光部の企業訪問において事業紹介するとともに、県内事業主団体に、制度説明を行い周知を図った。
	埼玉県	◎	クリタエタイムデリカやケアハウスしあわせの里が企業内保育所を設置し、近隣の中小企業の従業員も利用出来る。	なし(左記のとおり共同利用という形式での保育所設置はあり)	平成18年度。(当初は、従業員のお子さん以外の地域の児童を預かってもらう場合のみ) 平成20年度に事業内容を拡大。(保育所の待機児童の解消につながるため、従業員の児童のみの企業内保育所も対象とした。)	1ヶ所あたり500万、平成21年度予算:10ヵ所程度、計5000万円	認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る。	市町村や商工会議所等とも連携を図り、広報や情報収集に積極的に取り組んでいる。
	東京都	◎	なし	保育事業者が近隣の企業のために設置する保育所を平成22年4月1ヶ所開設予定	平成19年度(当初から企業の共同設置については想定していたが、なかなか難しいという意見があり、平成21年度から、保育事業者が設置して、その施設に利用したい企業が法人契約をして行うなど認めて補助対象とするようにした)	1ヶ所あたり設置費補助対象経費の2分の1、2300万円上限、運営費経費の2分の1で人数、時間、病児保育などで加算、上限380万弱～1200万くらい	企業の次世代育成の支援。望ましいと考える規模、内容のものを作って欲しい(認証保育所制度の基準を設けている。国の助成では施設全体の要件がある。東京都ではもとも要件はない)。	産業労働局、生活文化スポーツ局とも連携し、次世代育成に関するとりまとめをしている
	神奈川県	◎	なし	単独設置の申請が1件(平成21年12月に工事着手)	平成21年度	補助対象限度額1000万円。対象経費は、事業所内保育施設の新規設置に要した経費として、工事費と保育事業に必要な備品(備品のみは不可)。土地や建物の取得費は対象外。病院、診療所内の保育施設は除く。負担割合は、県4分の1、市町村4分の1、事業者2分の1。県・市町村の補助額は上限各250万円。来年度は、継続予定。	今年度から平成21年度モデル事業として行っている。目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである。	今後は、商工労働部や市町村を通して、事業者等へ制度周知を図っていきたいと考えている。
	新潟県	◎	なし	設置には至らなかったが、共同設置の相談は、1件あり	平成21年度	共同設置調整費補助金はある。複数の企業での設置調整に係る人件費を想定。 設置費:建築費 限度額750万円、備品費 限度額250万円 運営費:限度額250万円/年(5年間) 共同設置調整費補助金 限度額30万円 補助率:中小企業2/3 大企業1/2	安心して子育てのできる職場づくりの一環として、企業のワーク・ライフ・バランスの実現支援のために実施している。	福祉保健部とは、県内の託児所設置状況や保育基準の相談などの情報交換を行っている。
	滋賀県	◎	なし	なし	平成21年度(平成21年度限り) 注:助成制度ではなく、県の委託事業である	100万円(事業所内保育施設共同設置モデル事業委託料) 滋賀県から滋賀県中小企業家同友会へ委託	事業所内保育施設の設置は、中小企業においては採算性などの面で単独設置は困難であるため、複数の事業所が共同で設置することが有効と考えられる。しかし、県内で過去そのような事例がないことから、今後の県内事業所の取組に役立てるため、共同設置の手法等について調査・研究を行うこととした。	特になし
	兵庫県	◎	保育事業者が中小企業と一緒に設立。	なし	平成17年度	保育施設の設置に要する経費 (1)施設の建築費、工事費、設計監理料 (2)施設購入費 (3)一品の単価が1万円以上の保育遊具等購入費 ・補助対象経費の1/2を県が補助 ・補助限度額:750万円		
市	さいたま市	◎	なし	なし	平成20年度	整備費補助は新築・増築・改築の場合は上限62万5千円(×定員)、改修の場合は上限30万円(×定員)。平成21年度は1施設について整備費を補助した。運営費補助については、従業員の児童以外の地域の児童を受け入れた場合に補助の対象としている。		地元の商工会議所の広報に事業内容を掲載してもらい、情報提供面で協力を得ている。
	横浜市	◎	昨年度、今年度のモデル事業として実施。平成20年度単独助成2件、平成21年度は応募なし	なし	平成20年度	・事業経費の総額の1/2以内 500万円(うち備品・遊具等については40万円以内) 事業所内保育施設の設置費として、施設の新設・増改築・改修にかかる建築費、工事費、設計監理料 等 ・保育事業に必要な備品・遊具等の購入費(単独での申請は不可)1品の単価が1万円以上で、総額10万円以上の備品・遊具等の購入費		
	福岡市	○						

* ◎ 単独・共同設置への助成 ○ 単独設置への助成のみ × 助成なし

共同設置とした理由	申請がない理由(設置の難しさ)	中小企業が設置しやすくなるための工夫	県・国への要望	事業所内保育所に対する期待・評価(保育行政における位置づけ)
印刷団地の一事業所から協同組合での共同設置も対象となるかという問い合わせを受けたこともあり、子育て世代の人数が少ない等の場合は安定的運営のための共同設置が必要と考えた。	急激に景気が落ち込み低迷が続いている。企業は、事業縮小などにより福利厚生分野に着手できなかったと思われる。また、運営費に対して要望が強いが県補助は運営費を対象としていないことも原因と思われる。	園庭の設置は義務づけていない。保育室施設内の基準については国とほぼ同様としている。	現在の国の補助制度の大部分は、認可保育所を対象としている。待機児童の解消、保育の質の確保という観点から、現実には保育が実施されている認可外の施設にも実態に合わせた補助の制度が必要と考える。	身近なところに子どもがいるという点で保護者の安心感も大きい。従業員の安定的雇用、企業イメージの向上にも繋がる。
従業員規模が小さい企業では1社で設置することが困難な場合がある。	個々の企業の保育需要等が様々で、保育の必要性、出資割合等の調整が困難。取りまとめ企業(代表企業)の負担も大きい。	定員面、面積基準、申請手続き等を国の助成事業よりも緩め、小規模な施設でも設置を可能としている。(国が示す基準はクリアしてもらう)	企業内保育所の設置の促進に必要な財源の確保を要望	景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスにつながるという企業が多い。 県としては、今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい。
一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる。		定員要件を外した。当初は、6名以上(国は10名以上)とゆるくしていたが、6人にならない小さな施設でも対象にしている。共同設置を利用しやすい仕組みとして、保育事業者が中心とする場合、2つに要綱を改正した。平成21年の4月改正。	事業者がどちらの補助制度を活用してもらうか。最初から小規模でも補助対象にできるような形をとったらどうか。施設全体の面積要件は不要ではないか。	東京都の全庁の中でも10年後の東京実行プログラムのひとつとしても位置づけ。直接待機児童の解消につながるのには難しいが、多様な保育施設の中の一つ。どちらかというと企業の次世代育成の支援をするため。ワーク・ライフ・バランスの支援。そういった点から他県でも労働関係の部署が担当されていると思う。
小さな企業にとって、事業所内保育施設の単独設置は、資金繰りの関係で困難となることが考えられるため、共同設置を可とした。	景気悪化により、なかなか手が上がらないという事情があると思う。	神奈川県子ども子育て支援条例に基づく認証制度があり、それを受けた企業が対象。雇用者が300人以下、乳幼児の定員が5人以上。複数の事業者による共同設置も認めている。企業や商店が集まって設置することも可能にした。	財団法人21世紀職業財団が300人以下以上も含めてやっているし、設置、運営費などへの助成を幅広くやっているの、特に要望はない。	この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上がらないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与する考えるので、今後も制度を継続していきたい。
工場団地内における複数事業所での共同設置のニーズ等を考慮し、共同設置に係る調整費も補助対象とした。	託児所設置場所の選定や事業所ごとの経費負担割合等の調整の難しさも申請がなかった一因と思われる。	託児所を設置するには、設置費の他、毎年度の運営費等の多額の費用が必要であり、地域の実情に応じた託児所への国の助成制度が必要と思われる。	事業所内託児所の設置については、国が地域の実情を踏まえて事業所を支援していくことが望まれる。	事業所内託児所への補助については、男女が共に働きやすい職場づくりの支援や事業所内のワーク・ライフ・バランスの推進を目的として行っており、託児所の設置により、これらの目的が達成されることを期待する。
厳しい経済情勢の下、経費や人員の問題が大きい。滋賀県の場合、製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい。		県中小企業家同友会の会員企業およびその従業員に対しニーズ調査を実施。実際に共同設置することを視野に運営形態などについて具体的に検討。他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる。	事業所内保育施設の設置が促進し、さらにその保育の質が維持・向上できるように、助成制度の拡充を希望する。	企業にとって、子育てをしながら働ける環境を整えるための一つの手法であり、人材確保方策としても有効。 特に女性の継続就業や再就職の支援につながるのと、待機児童の解消にも資すると期待している。
		整備費補助について、従業員の児童のみを預かる場合には、定員10人未満の小規模施設に限り対象としている。企業の従業員数等について特に制限はない。		待機児童を解消し、より働きやすい環境を整備するために効果がある。
経費面の運営上の問題。イニシャルでかなりの経費がかかる。それぞれ財団法人21世紀職業財団でも半額程度は事業主の負担となり、その分の負担がないと開設に至らない。運営費のコストが利用者からの負担だけでは難しい。		単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない。	ワーク・ライフ・バランスといった理念的な部分で普及している仕組みづくり。財政支援は職業財団があるが、それ以外でも経産省からの助成、開設しやすい助成作り。小規模でも合同でできるようなコーディネートについても助成。コンサルタントなどの専門家が入っているの、準備費用も必要。行政の方が支援できる仕組みづくり。	待機児童が発生している中で、保育所の整備が求められているが、事業所内保育所が増えれば働きやすい、ワーク・ライフ・バランスでも有効な手段ではないか。

1) 独自で助成事業をしている理由

独自で助成事業をしている理由としてあげられた回答として最も多かったのは、ワーク・ライフ・バランスの支援のためであった。次いで、国の助成の条件に合致しない保育所を支援するため、待機児童対策のため、企業からのニーズに対応するためとなった。埼玉県と神奈川県では、待機児童対策を回答にあげている。単独での設置が難しいため（滋賀県）という回答もあった。

全体としてみると、ワーク・ライフ・バランスの支援と企業による単独での設置を支援することを目的として独自の助成事業が行われている。

図表付 5-4 独自で助成事業をしている理由

回答の分類	個別の回答
ワーク・ライフ・バランスの支援	・ 安心して子育てのできる職場づくりの一環として、企業のワーク・ライフ・バランスの実現支援のために実施している(新潟県) ・ 企業の次世代育成、ワーク・ライフ・バランスへの支援(東京都) ・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
国の助成の条件に合致しない保育所への支援	・ 国の助成事業は、人数が10人以上となっているが、県内は中小企業が多くいため、基準に達しない6人以上9人までを対象とした。また、10人以上でも、国の助成を受けない場合は対象とした(宮城県) ・ 国の助成では施設全体の要件があるが、望ましいと考える規模、内容のものを作って欲しい(東京都)
待機児童対策	・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県:再掲) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
単独での設置が難しいため	・ 事業所内保育施設の設置は、中小企業においては採算性などの面で単独設置は困難であるため、複数の事業所が共同で設置することが有効と考えられる。しかし、県内で過去そのような事例がないことから、今後の県内事業所の取組に役立てるため、共同設置の手法等について調査・研究を行うこととした。(滋賀県)

2) 関連部局との連携

関連部局との連携は、大半の都県や市で行われていた。具体的な連携先として、自治体内では事業者を担当する産業労働部局や保育所を担当する保健福祉部や企業の誘致などを担当する経済や商工、観光にまつわる部、自治体外では、事業者の協会、商工会議所などがあげられた。事業者とかかわりのある部局等を通じて情報提供を依頼している場合が多かった。

図表付 5-5 関連部局との連携

・ 経済商工観光部の企業訪問において事業紹介するとともに、県内事業主団体に、制度説明を行い周知を図った(宮城県)
・ 産業労働局、生活文化スポーツ局とも連携し、次世代育成に関するとりまとめをしている(東京都)
・ 今後は、商工労働部や市町村を通して、事業者等へ制度周知を図っていきたいと考えている(神奈川県)
・ 市町村や商工会議所等とも連携を図り、広報や情報収集に積極的に取り組んでいる(埼玉県)
・ 福祉保健部とは、県内の託児所設置状況や保育基準の相談などの情報交換を行っている(新潟県)
・ 地元の商工会議所の広報に事業内容を掲載してもらい、情報提供面で協力を得ている(さいたま市)

3) 共同設置を可とした理由・申請がない理由(設置の難しさ)

まず、共同設置を可とした理由として回答が最も多かったのは、企業による設置の難さ(東京都、神奈川県、埼玉県)、共同設置への助成のニーズ(宮城県、新潟県)があげられた。

図表付 5-6-1 共同設置を可とした理由

回答の内容	個別の回答
企業による 設置の困 難さ	・ 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都、再掲) ・ 小さな企業にとって、事業所内保育施設の単独設置は、資金繰りの関係で困難となることが考えられるため、共同設置を可とした(神奈川県)

共同設置への助成のニーズ	・ 従業員規模が小さい企業では1社で設置することが困難な場合がある(埼玉県)
	・ 印刷団地の一事業所から協同組合での共同設置も対象となるかという問い合わせを受けたこともあり、子育て世代の人数が少ない等の場合は安定的運営のための共同設置が必要と考えた(宮城県)
	・ 工場団地内における複数事業所での共同設置のニーズ等を考慮し、共同設置に係る調整費も補助対象とした(新潟県)

次に、助成制度があるにもかかわらず、共同設置の申請がない理由として回答が最も多かったのは、企業側の費用負担の大きさや共同による設置の困難さであった。単独の企業では経費の負担が大きい一方、共同で行う場合には、資産や運営の負担がさらに問題となるという課題が指摘されている。次いで、景気の悪化・福利厚生の縮小があげられた。不況による景気の悪化から、申請がないと考える自治体も少なくない。滋賀県では、「製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい」と回答している。

また、専門性の問題や国の助成の利用が1件ずつあげられた。いずれも、実際に共同設置を行おうとした場合の課題ともいえる。「全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない・・・保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか」(東京都)との回答が寄せられた。

図表付 5-6-2 申請がない理由(設置の難しさ)

回答の内容	個別の回答
企業側の経費負担の大きさ・共同による開設の困難さ	・ 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都)
	・ 個々の企業の保育需要等が様々で、保育の必要性、出資割合等の調整が困難。取りまとめ企業(代表企業)の負担も大きい(埼玉県)
	・ 託児所設置場所の選定や事業所ごとの経費負担割合等の調整の難しさも申請がなかった一因と思われる。(新潟県)
	・ 経費面の運営上の問題。イニシャルでかなりの経費がかかる。それぞれ財団法人21世紀職業財団でも半額程度は事業主の負担となり、その分の負担がないと開設に至らない。運営費のコストが利用者からの負担だけでは難しい(福岡市)

景気の悪化・福利厚生者の縮小	・ 急激に景気が落ち込み低迷が続いている。企業は、事業縮小などにより福利厚生分野に着手できなかったと思われる。また、運営費に対して要望が強いが県補助は運営費を対象としていないことも原因と思われる(宮城県) ・ 景気悪化により、なかなか手が上がらないという事情があると思う(神奈川県) ・ 厳しい経済情勢の下、経費や人員の問題が大きい。滋賀県の場合、製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい。(滋賀県)
----------------	--

4) 中小企業が設置しやすくなるための工夫

中小企業が設置しやすくなるための工夫として、ほぼ全ての自治体から、助成条件の緩和があげられた。具体的には、定員、面積(園庭なども)、利用料、従業員数についての条件の緩和し、他の助成制度に比べて利用しやすくなるような工夫が行われている。

滋賀県では、検討会を設けて「他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる」という。実際に設置しようとしても、そのモデルが限られているためである。また、福岡市からは、「単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない」という回答がえられた。

図表付 5-7 中小企業が設置しやすくなるための工夫

回答の内容	個別の回答
助成条件の緩和	・ 園庭の設置は義務づけていない。保育室施設内の基準については国とほぼ同様としている(宮城県) ・ 定員要件を外した。当初は、6名以上(国は10名以上)とゆるくしていたが、6人にならない小さな施設でも対象にしている。共同設置を利用しやすい仕組みとして、保育事業者が中心とする場合。2つに要綱を改正した。平成21年の4月改正(東京都) ・ 神奈川県子ども子育て支援条例に基づく認証制度があり、それを受けた企業が対象。雇用者が300人以下。乳幼児の定員が5人以上。複数の事業者による共同設置も認めている。企業や商店が集まって設置することも可能にした(神奈川県) ・ 定員、面積基準、申請手続き等を国の助成事業よりも緩め、小規模な施設でも設置を可能としている(国が示す基準はクリアしてもらう)(埼玉県) ・ 託児所を設置するには、設置費の他、毎年度の運営費等の多額の費用が必要であり、地域の実情に応じた託児所への国の助成制度が必要と思われる(新潟県) ・ 整備費補助について、従業員の児童のみを預かる場合には、定員10人未満の小規模施設に限り対象としている。企業の従業員数等について特に制限はない(さいたま市)

事業所内保育所設置のための検討	・ 県中小企業家同友会の会員企業およびその従業員に対しニーズ調査を実施。実際に共同設置することを視野に運営形態などについて具体的に検討。他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる。(滋賀県)
共同での運営	・ 単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない(福岡市)

5) 国(県)への要望

事業所内保育施設の共同設置に関して、国(県)への要望をたずねた。最も多かった回答は、認可外保育施設の実態に沿った助成制度(助成条件の緩和など)であった。例えば宮城県では、「現在の国の補助制度の大部分は、認可保育所を対象としている。待機児童の解消、保育の質の確保という観点から、現実には保育が実施されている認可外の施設にも実態に合わせた補助の制度が必要と考える」と回答している。

その他の要望としては、福岡市では行政による支援の仕組みづくりをあげている。福岡市では、「小規模でも合同でできるようなコーディネートについても助成。コンサルタントなどの専門家が入っているので、準備費用も必要」と回答している。この点は、先述の東京都による指摘(「保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか」)や滋賀県の事業所内保育施設設置に向けての検討会といった取り組みとつながる意見ともいえる。

図表付 5-8 国(県)への要望

回答の内容	個別の回答
認可外の実態に沿った助成制度(条件の緩和など)	・ 現在の国の補助制度の大部分は、認可保育所を対象としている。待機児童の解消、保育の質の確保という観点から、現実には保育が実施されている認可外の施設にも実態に合わせた補助の制度が必要と考える(宮城県) ・ 事業者がどちらの補助制度を活用してもらうか。最初から小規模でも補助対象にできるような形をとったかどうか。施設全体の面積要件は不要ではないか(東京都) ・ 企業内保育所の設置の促進に必要な財源の確保を要望(埼玉県) ・ 事業所内託児所の設置については、国が地域の実情を踏まえて事業所を支援していくことが望まれる(新潟県) ・ 事業所内保育施設の設置が促進し、さらにその保育の質が維持・向上できるように、助成制度の拡充を希望する。(滋賀県)
行政による支援の仕組みづくり	・ ワーク・ライフ・バランスといった理念的な部分で普及していける仕組みづくり。財政支援は職業財団があるが、それ以外でも経産省からの助成、開設しやすい助成作り。小規模でも合同でできるようなコーディネートについても助成。コンサルタントなどの専門家が入っているので、準備費用も必要。行政の方が支援

-----できる仕組みづくり(福岡市)-----	
特になし	・ 財団法人21世紀職業財団が300人以下も以上も含めてやっているし、設置、運営費などへの助成を幅広くやっているの、特に要望はない(神奈川県)

6)事業所内保育施設に対する評価・期待（保育行政における位置づけ）

事業所内保育施設に対する評価・期待として、最も多かった回答は、子育て支援・ワーク・ライフ・バランスに関する回答であった。「今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい」（埼玉県）や「多様な保育施設の中のひとつ」（東京都）といった回答のように、認可保育所とともに、事業所内保育施設が選択肢として増えることで、より子育て支援やワーク・ライフ・バランスを支えることにつながることを期待されている。

次いで、待機児童の解消（神奈川県、滋賀県、さいたま市）や、雇用促進・人材の確保（宮城県、埼玉県、滋賀県）など、自治体や企業の両者にとって問題解決となることへの評価や期待がされていた。

図表付 5-9 事業所内保育施設に対する評価・期待（保育行政における位置づけ）

回答の内容	個別の回答
子育て支援や ワーク・ライフ・ バランス	・ 東京都の全庁の中でも10年後の東京実行プログラムのひとつとしても位置づけ。直接待機児童の解消につながるのは難しいが、多様な保育施設の中のひとつ。どちらかというと企業の次世代育成の支援をするため。ワーク・ライフ・バランスの支援。そういった点から他県でも労働関係の部署が担当されていると思う(東京都) ・ この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上がらないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与すると考えるので、今後も制度を継続していきたい(神奈川県) ・ 景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスにつながるという企業が多い。県としては、今後も認可保育所の設置を進めるほか、事業所内保育所も支援していきたい(埼玉県) ・ 事業所内託児所への補助については、男女が共に働きやすい職場づくりの支援や事業所内のワーク・ライフ・バランスの推進を目的として行っており、託児所の設置により、これらの目的が達成されることを期待する(新潟県) ・ 待機児童が発生している中で、保育所の整備が求められているが、事業所内保育所が増えていけば働きやすい、ワーク・ライフ・バランスでも有効な手段ではないか(福岡市)
待機児童の解	・ この制度を作り上げようとした矢先に景気が悪化し、事業者からなかなか手が上が

消	らないという状況ではあるが、事業所内保育施設が増えることにより、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与すると考えるので、今後も制度を継続していきたい(神奈川県:再掲) ・ 待機児童の解消にも資すると期待している。(滋賀県) ・ 待機児童を解消し、より働きやすい環境を整備するために効果がある(さいたま市)
雇用促進や人材確保・保護者の安心感	・ 身近なところに子どもがいるという点で保護者の安心感も大きい。従業員の安定的雇用、企業イメージの向上にも繋がる(宮城県) ・ 景気にも左右されるが、企業からの問い合わせもあり、広まっている。若手の人材確保、離職防止にもなり、企業の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスにつながるという企業が多い(埼玉県:再掲) ・ 企業にとって、子育てをしながら働ける環境を整えるための一つの手法であり、人材確保方策としても有効。特に女性の継続就業や再就職の支援につながる(滋賀県)

6. 自治体アンケート票

自治体アンケート

経済産業省 平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業（事業所内保育施設等実態調査事業）

事業所内保育施設についてのアンケート調査

調査実施：株式会社第一生命経済研究所

※本アンケートは、事業所内保育施設を管轄する部署にお送りしております。担当部署が複数にまたがる場合には、
連携してご回答くださいますようお願い致します。

※ご回答者様の自治体名・部署名をご記入ください。

自治体名	()
部署名	()

問 1. 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度など。ただし、助成制度に限定せず）はありますか。（○は 1 つ）

- | | | |
|-------|---|--------------|
| 1. ある | → | 問 2 へお進みください |
| 2. ない | → | 問 6 へお進みください |

【問 1 で「1. ある」を選択されたご回答者様のみ】

問 2. 施策の内容をお答えください。（○はいくつでも、数字を記入）

- | | | |
|---------------|---|------------------|
| 1. 設置に対する助成事業 | → | 平成 20 年度の予算額 () |
| | | 助成件数 () |
| 2. 運営に対する助成事業 | → | 平成 20 年度の予算額 () |
| | | 助成件数 () |
| 3. その他 | → | 概要をお答え下さい |
| [] | | |

※ 制度の概要が分かる資料があれば添付して下さい。ホームページのアドレスでも結構です。
ホームページのアドレス

()

問 3. 独自の助成事業を実施されている主な理由をお答えください。（○はいくつでも）

- | |
|---|
| 1. 事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから |
| 2. 事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから |
| 3. 事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから |
| 4. 事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから |
| 5. 事業所内保育施設の質の向上を図りたいから |
| 6. その他 |
| [] |

問4. 事業所内保育施設の設置を推進される上で課題と感じられていることをお答え下さい。(○はいくつでも)

1. 事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない
2. 事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている
3. 設置企業の経営状況に運営が影響されやすく、質の確保が不安である
4. 施設近隣の企業や住民から利用の要望があるが、設置企業との調整が難しい
5. その他

[

]

問5. 独自の施策は、事業所内保育施設の「共同設置（※複数の企業等が共同で事業所内保育施設を設置し、共同で運用する形態）」を対象としていますか。(○は1つ)

1. 共同設置を推進するための施策が含まれている → 付問5-1へ
2. 共同設置を特に推進するものではないが、共同設置も支援対象となっている → 付問5-2へ
3. 共同設置は支援対象となっていない → 付問5-4へ

【付問5-1は、問5で「1」を選択されたご回答者様のみ】

付問5-1. 共同設置を推進するための施策の概要をお答え下さい。

【付問5-2と付問5-3は、問5で「1」又は「2」を選択されたご回答者のみ】

付問5-2. 実際に支援対象となった共同設置の事例等がありますか。(○は1つ)

1. ある → 設置施設名()
2. 実現はしなかったが、具体的相談はあった
3. ない

付問5-3. 共同設置を推進される上で課題と感じられていること（課題になるだろうと思われること）をお答え下さい。(○はいくつでも)

1. 企業側の認知度が低く、そもそも企業から案件が出てこない
2. 共同設置であっても、なお資金的に取組めない企業が大半である
3. パートナーとなる企業が見つかりにくい
4. 関係者間の調整が困難で検討が前に進みにくい
5. その他

[

]

【付問5-4は、問5で「3」を選択されたご回答者のみ】

付問5-4. 共同設置を支援対象とされていない理由をお答え下さい。(〇はいくつでも)

1. 企業側のニーズが小さいと認識しているから。
2. 共同設置は関係者間の調整が難しく、現実的ではないから。
3. できれば支援対象にしたいが、予算の制約があつて難しいから。
4. 共同設置の意義等について十分検討できていないから。
5. その他

[

]

【問1で「2. ない」を選択されたご回答者のみ】

問6. 独自の施策を実施されていない主な理由をお答え下さい。(〇はいくつでも)

1. 待機児童問題はなく、また、地域の企業からのニーズもないから
2. 国等の支援策で十分であるから
3. 行政としては認可保育所の整備が先であり、事業所内保育施設は基本的に民間の取組であるから
4. 事業所内保育施設は、設置企業の従業員の子どものしか受け入れられないため、公平性の観点から取組みにくいから
5. 事業所内保育施設は、設置企業の経営状況に左右されやすいなど、保育サービスとして理想的とは言えないから
6. できれば独自の施策を検討したいが、予算や人員の制約があつて難しいから
7. 現在検討中である
8. その他

[

]

【問6で「6」又は「7」を選択されたご回答者のみ】

付問6-1. 独自の施策を検討したいと考える主な理由をお答え下さい。(〇はいくつでも)

1. 事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから
2. 事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから
3. 事業所内保育施設は、設置企業の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから
4. 事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから
5. 事業所内保育施設の質の向上を図りたいから
6. その他

[

]

アンケート調査は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒にて 12月18日(金)までに、ご返送くださいますようお願いいたします(当日消印有効)。

事業所内保育施設に対する独自の助成制度がある場合、そのパンフレットや資料を同封してください。

7. 自治体アンケート（結果）

(1) 調査概要

自治体へのアンケートの調査概要は図表付 7-1 のとおりである。調査対象へのアンケート送付の宛先は、各自治体の事業所内保育施設の担当部署名とした。

図表付 7-1 調査概要

調査名	経済産業省 平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業 (事業所内保育施設等実態調査事業)
調査対象	事業所内保育施設についてのアンケート調査 ・ 全国の都道府県 47 ・ 政令指定都市 17 ・ 中核市 39 ・ 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上) (上記の市区町村を除く) 58 ・ 独自支援を実施している市町村 (上記の市区町村を除く) 6
有効回収数 (率)	計 167 ・ 全国の都道府県 39(83.0%) ・ 政令指定都市 15(88.2%) ・ 中核市 32(82.1%) ・ 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上) 48(82.8%) ・ 独自支援を実施している市町村 5(83.3%)
調査方法	計 139(83.2%) 郵送調査法
調査時期	平成 21 年 10-11 月

(2) 調査結果

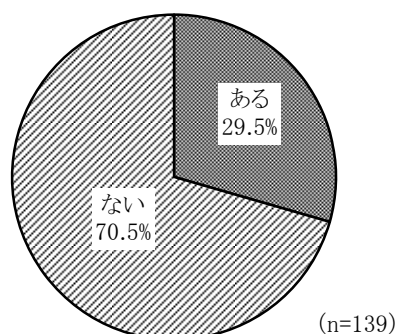
1) 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策

a) 独自の施策の有無

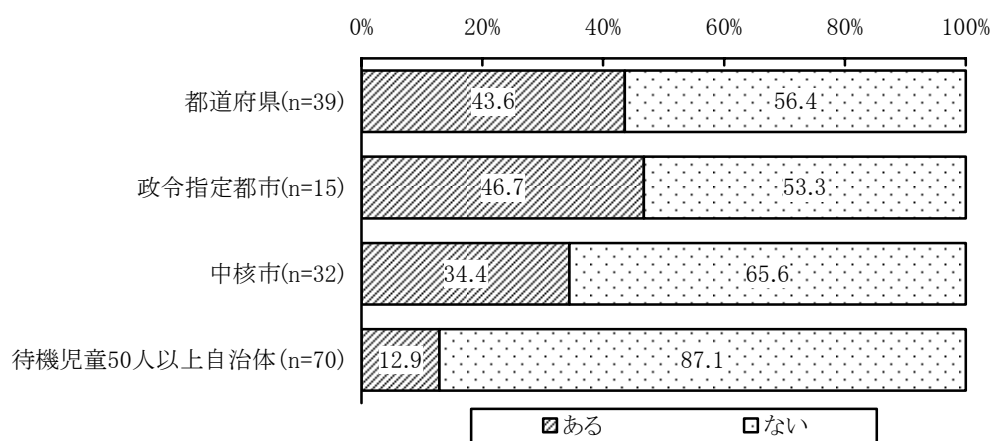
「業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度など。ただし、助成制度に限定せず）」の有無についてたずねた。

その結果、「ある」と回答した割合は 29.5%で、「ない」が 70.5%となった（図表付 7-2）。自治体区分別にみると、「ある」と回答した割合は、政令指定都市（46.7%）で最も多く、次いで都道府県（43.6%）、中核市（34.4%）の順となった（図表付 5-11）。保育計画を策定する市区町村（待機児童 50 人以上）では、12.9%にとどまった。

図表付 7-2 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無



図表付 7-3 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無
(自治体区分別)



b)独自の施策の内容

次に、業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策が「ある」と回答した自治体に対し、施策の内容をたずねた。具体的には、設置に対する助成事業との運営に対する助成事業について、それぞれ平成 20 年度の予算額と助成件数である。

<設置に対する助成事業>

設置に対する助成事業について、回答があった自治体は 14 あった。7 都道府県と 7 市である。回答のうち、平成 20 年度の最高予算額は 405,000 千円、最低予算額は 100 千円であった（なお、事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表付 7-4）。助成件数の最大件数は 17 件であった。5 自治体では、平成 20 年度の助成実績はなかった。

図表付 7-4 設置に対する助成事業(平成 20 年度の予算額と助成件数)

平成 20 年度の予算額 (千円)	助成件数	平成 20 年度の予算額 (千円)	助成件数
405,000	4	7,500	1
80,016	17	7,500	1
50,000	9	5,450	0
26,666	2	5,000	0
20,000	2	1,200	0
20,000	0	1,000	2
13,875	1	100	0

注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

<運営に対する助成事業>

運営に対する助成金については、24 の自治体から回答があった。8 県と 16 市である。回答のうち、平成 20 年度の最大予算額は 125,235 千円、最低予算額は 40 千円であった（なお、事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表付 7-5）。4 自治体では、平成 20 年度の助成件数は 0 件であった。

図表付 7-5 運営に対する助成事業(平成 20 年度の予算額)

平成 20 年度の予算額(千円)	平成 20 年度の予算額(千円)
125,235	4,403
72,228	3,543
53,344	3,000
35,124	2,666
30,596	2,627
20,635	2,400
17,787	2,200
12,000	816
11,745	636
11,646	120
5,000	112
5,000	40

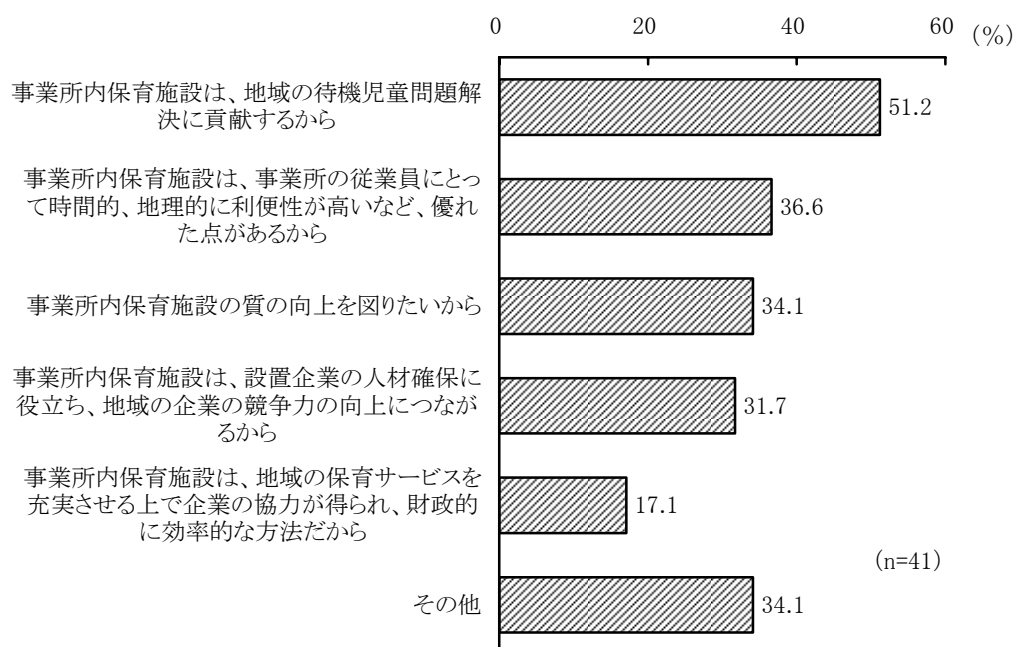
注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

c)独自の施策を実施している主な理由

独自の助成事業を実施している主な理由を複数回答でたずねた。

その結果、最も多かった回答は、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」(51.2%)であった(図表付 7-6)。次いで、「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(36.6%)、「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」(34.1%)、「事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから」(31.7%)の順となった。「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」は17.1%にとどまった。

図表付 7-6 独自の助成事業を実施している主な理由（複数回答）



さらに、自治体区分別にみると、都道府県では、「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」と「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」がいずれも35.3%で回答が多かった(図表付 7-7)。

一方、政令指定都市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」が100.0%で最も多く、次いで都道府県と同じ回答がいずれも57.1%を占めた。

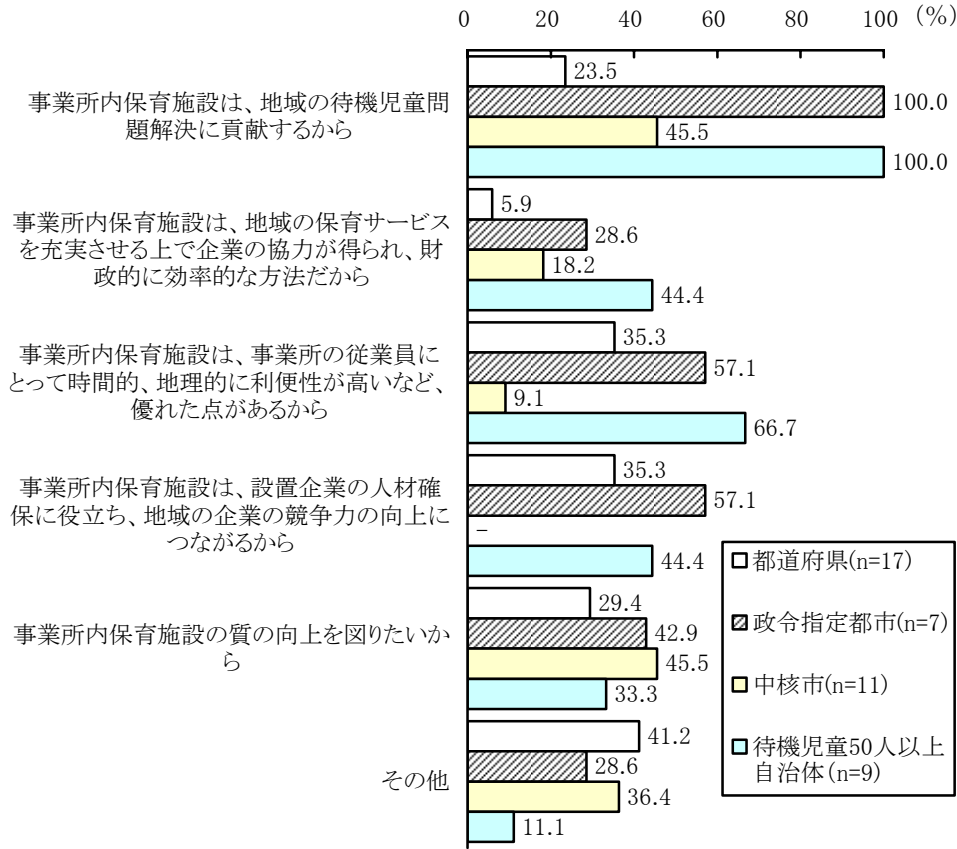
中核市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」と「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」がいずれも45.5%が多かった。

待機児童50人以上の自治体では、政令指定都市に同じく、「事業所内保育施設は、地

域の待機児童問題解決に貢献するから」が 100.0%で最も多く、次いで「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(66.7%)であった。

図表付 7-7 の「その他」(34.1%)について、自由回答の内容をみると、5 自治体では、「ワーク・ライフ・バランス」をあげている(図表付 7-8)。4 自治体では、「認可・認可外の格差是正」を、2 自治体では「事業所内保育施設の課題解決」を主な理由としてあげている。

図表付 7-7 独自の助成事業を実施している主な理由
(複数回答、自治体区分別)



図表付 7-8 独自の助成事業を実施している主な理由
(その他の自由回答)(順不同)

回答の分類	自由回答
ワーク・ライフ・バランス	- 勤労者の仕事と家庭の両立促進 企業の地域社会における子育て支援促進 - 企業における子育て支援を促進し、従業員のワーク・ライフ・バ

	ランスを実現することが少子化対策につながるから ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するから ・ 子育てを行っている方の働きやすい環境づくりを支援するため ・ 仕事と子育ての両立のための環境整備を促すため
認可・認可外の格差是正	・ 認可外に入所している児童も市民であるから ・ 事業所内保育施設を含めた認可外保育施設の入所児童の処遇向上を図るため ・ 保護者に仕事と身近な場所で保育することによる安心感を与える ・ 認可保育所(園)入所児の第3子に対する保育料の助成があるため
事業所内保育施設の課題解決	・ 事業所内保育施設設置における課題解決を支援するため ・ 厚生労働省が助成している制度は、乳幼児の定員が10名以上を対象としているため、9名以下の施設を対象に助成するため

d)事業所内補区施設の設置を推進する上での課題

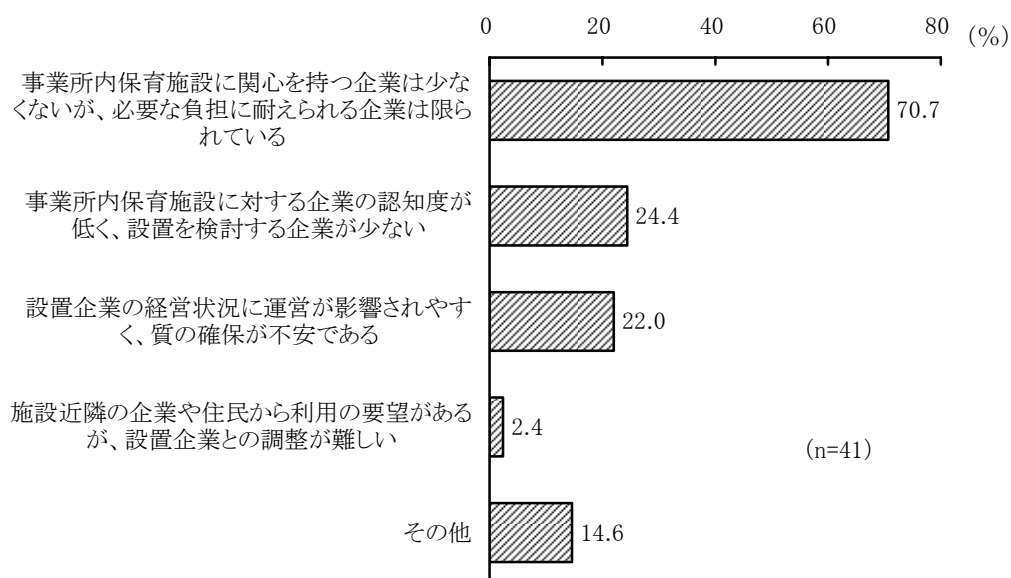
事業所内保育施設の設置を推進される上の課題として感じていることを複数回答で回答を得た。

事業所内保育施設の設置を推進される上での課題は、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」(70.7%)が最も多かった(図表付 7-9)。次いで、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」(24.4%)、「設置企業の経営状況に運営が影響されやすく、質の確保が不安である」(22.0%)、「その他」(14.6%)であった。「施設近隣の企業や住民から利用の要望があるが、設置企業との調整が難しい」は2.4%にとどまった。

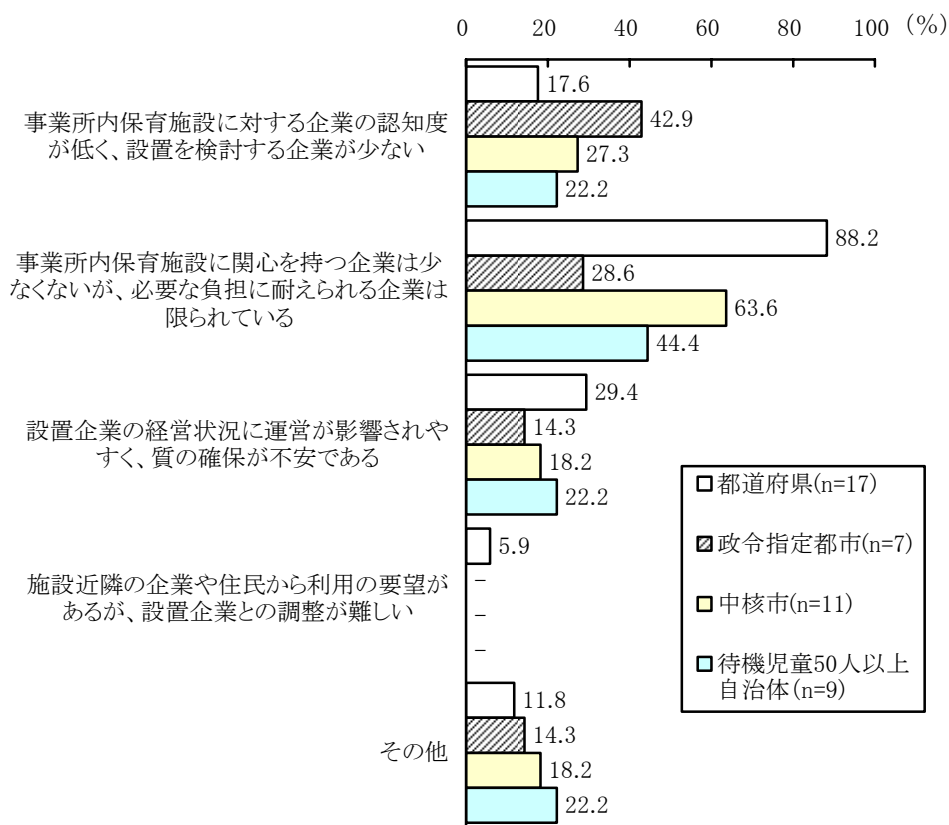
都市区分別にみた結果は図表付 7-10 のとおりである。都道府県や中核市、待機児童50人以上自治体では、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」が、それぞれ 88.2%、63.6%、44.4%と高い。政令指定都市では、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少なくない」が 42.9%で最も多かった。

図表付 7-9 の「その他」の自由回答の3つの回答は、「事業所内保育施設を利用する職員が安定して見込めない」、「企業のニーズがなく、保育施設を設置する必要性が弱い。設置および運営費用の負担が大きい」、「低年齢の時は良いが、就学が近くなると、集団生活等を保護者が望むことが多いため、高年齢でも、ある程度の人数が必要となるため」であった。

図表付 7-9 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題（複数回答）



図表付 7-10 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題
(複数回答、自治体区分別)

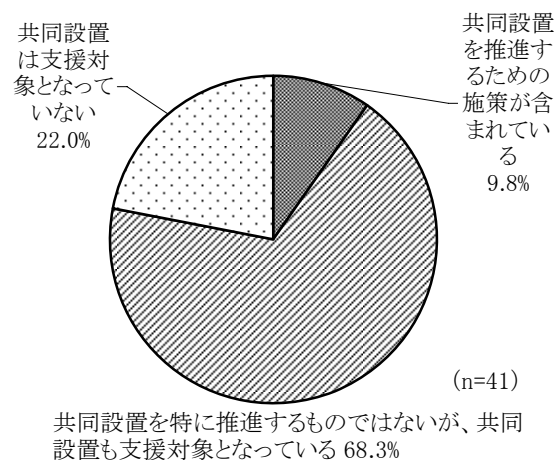


e)事業所内保育施設への共同設置の対象の有無

独自の施策は、事業所内保育施設の「共同設置（※複数の企業等が共同で事業所内保育施設を設置し、共同で運用する形態）」を対象としているかどうかたずねた。

その結果、「共同設置を特に推進するものではないが、共同設置も支援対象となっている」（68.3%）が最も多かった（図表付 7-11）。「共同設置を推進するための施策が含まれている」は9.8%、「共同設置は支援対象となっていない」は22.0%であった。

図表付 7-11 独自の施策による事業所内保育施設の「共同設置」の対象の有無



< 共同設置を推進するための施策 >

独自の施策に、「共同設置を推進するための施策が含まれている」と回答した自治体に対し、共同設置を推進するための施策の概要をたずねた。

具体的な回答として、「保育事業者が近隣の企業等の為に事業所内保育施設を設置する場合も対象」とする施策や、「県の中小企業家同友会に業務を委託」する施策などがあげられた（図表付 7-12）。

図表付 7-12 共同設置を推進するための施策の概要（順不同）

-
- ・ 保育事業者が近隣の企業等の為に事業所内保育施設を設置する場合も対象
-
- ・ 共同設置調整費補助金事業主等が事業所内託児所の共同設置調整業務について、他企業等に委託するか、又は、自ら共同設置希望者を募り、運営を開始するまでに要する調整経費(1)調整業務委託料(2)調整業務に係る人件費(賃金、謝金、保険料等)(3)調整業務に係る活動事務費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
-
- ・ 平成20年度の事業として「事業所内保育施設共同設置モデル事業」に取り組んでいる。
1,000,000円の委託料で、県の中小企業家同友会に業務を委託
-

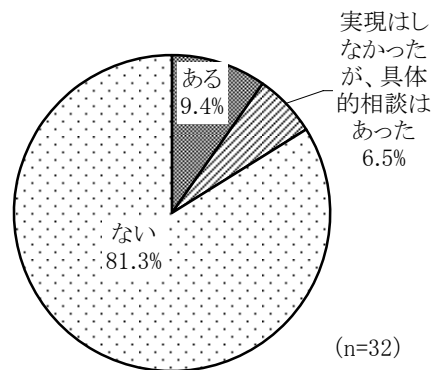
＜共同設置の事例＞

独自の施策に、「共同設置を推進するための施策が含まれている」または、「共同設置を特に推進するものではないが、共同設置も支援対象となっている」と回答した自治体に対し、実際に支援対象となった共同設置の事例等の有無を尋ねた。

その結果、「ない」が81.3%と最も多く、「ある」と回答した自治体は9.4%であった（図表付 7-13）。「実現はしなかったが、具体的相談はあった」自治体は6.5%である。

実際に支援対象となった共同設置の事例が「ある」と回答した自治体のうち、設置施設名の回答があった自治体は1自治体のみであった。「実現はしなかったが、具体的相談はあった」と回答した自治体名は2自治体であった。

図表付 7-13 実際に支援対象となった共同設置の事例の有無

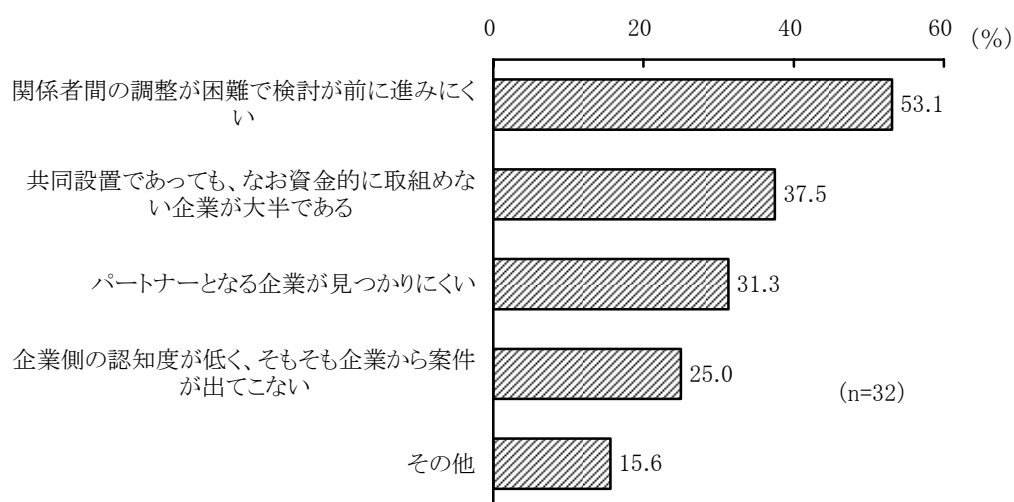


＜共同設置を推進する上での課題＞

共同設置を推進される上で課題と感じられていること（課題になるだろうと思われること）について複数回答でたずねた。その結果、「関係者間の調整が困難で検討が前に進みにくい」(53.1%)が最も多かった（図表付 7-14）。次いで、「共同設置であっても、なお資金的に取組めない企業が大半である」(37.5%)、「パートナーとなる企業が見つかりにくい」(31.3%)、「企業側の認知度が低く、そもそも企業から案件が出てこない」(25.0%)の順となった。

「その他」(15.6%)と回答した自治体の自由回答には、「立地や開所時間の調整が困難」や「費用の按分方法や入所児童のバランス。同じ金額を支出しても、一方の企業の子供ばかり入所することも考えられる」という回答が寄せられた。

図表付 7-14 共同設置を推進される上での課題（課題になると思われること）（複数回答）



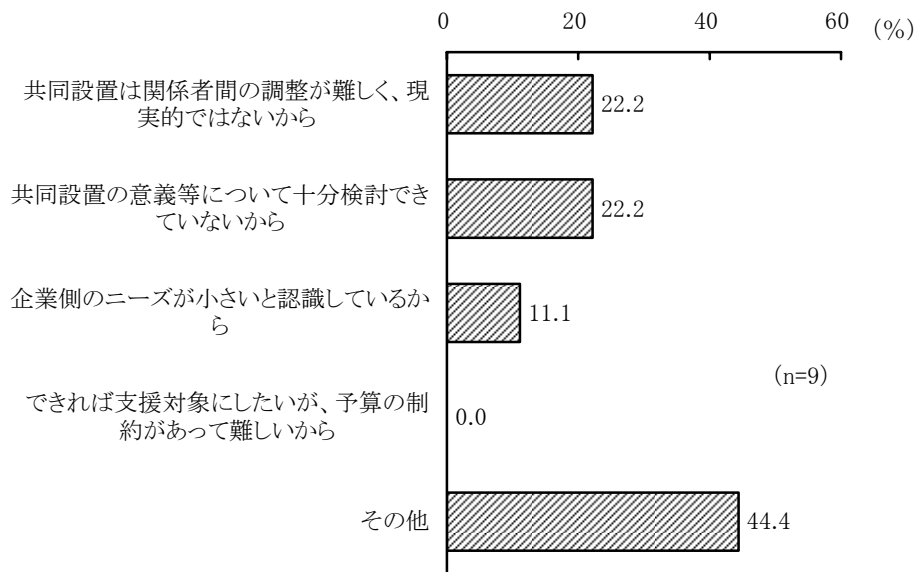
< 共同設置を対象としていない理由 >

独自の施策では、事業所内保育施設の「共同設置は支援対象となっていない」と回答した 9 自治体に対し、その理由をたずねた。

その結果、「その他」（4 自治体、44.4%）の回答が最も多く、次いで「共同設置は関係者間の調整が難しく、現実的ではないから」と「共同設置の意義等について十分検討できていないから」が、それぞれ 2 自治体（22.2%）を占めた（図表付 7-15）。「企業側のニーズが小さいと認識しているから」は 1 自治体（11.1%）、「できれば支援対象にしたいが、予算の制約があって難しいから」には回答はなかった。

「その他」の具体的な自由回答には、「院内保育所を対象としているため」と「市内にある事業所内託児施設は全て単独で設置されているため」があげられた。

図表付 7-15 共同設置を支援対象としていない理由（複数回答）



2) 独自の施策を実施していない自治体

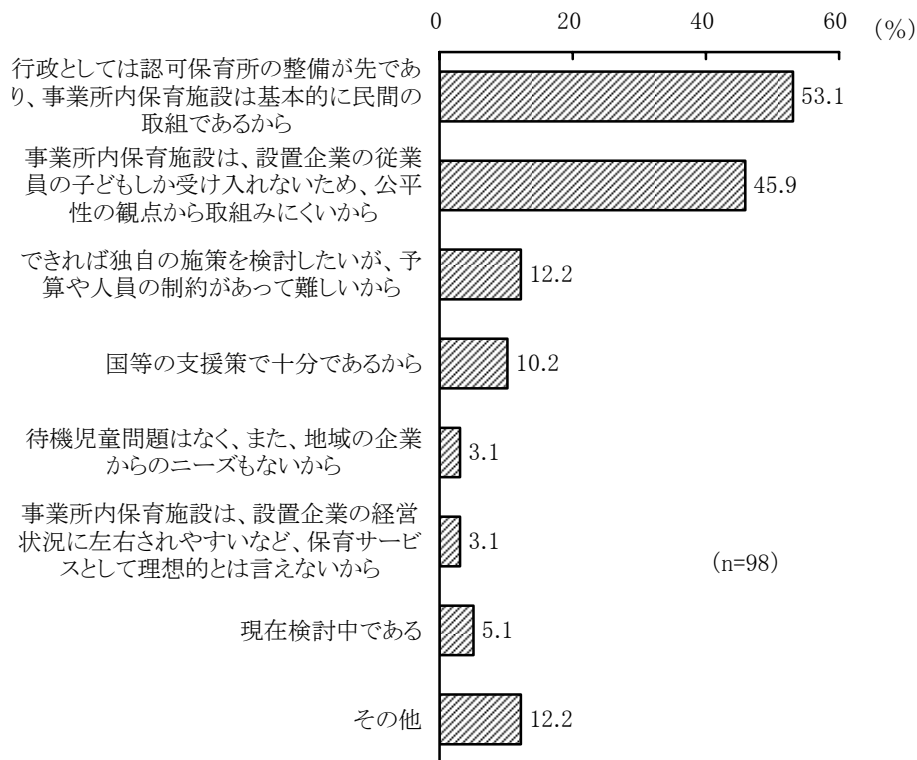
a) 独自の施策を実施していない主な理由

独自の施策を実施していない自治体に、その理由をたずねた。

その結果、「行政としては認可保育所の整備が先であり、事業所内保育施設は基本的に民間の取組であるから」が最も多く、53.1%であった（図表付 7-16）。次いで、「事業所内保育施設は、設置企業の従業員の子どもしか受け入れないため、公平性の観点から取組みにくいから」（45.9%）の回答が多かった。「できれば独自の施策を検討したいが、予算や人員の制約があって難しいから」（12.2%）や「国等の支援策で十分であるから」（10.2%）の回答は10%前後と少なかった。「現在検討中である」は5.1%であった。

「その他」（12.2%）の自由回答を分類した結果、最も多かったのは、「国や県等による支援があるため」で4自治体が回答した（図表付 7-17）。次いで、「認可保育園が担うため」、「企業内の福利厚生であるため」が、それぞれ2自治体が回答した。1件ずつではあるが、以下のような自由回答も寄せられた。「設置・運営についての助成制度はないが、事業所内保育施設保育従事者を対象に研修を実施し、質の向上を図っている」、「予算がないから」、「保育施設整備計画に優先して取り組んでいるため」、「現在の国、都の補助制度は、時限的な体系になっているため。継続性という点で不安定さがあるため」などである。

図表付 7-16 独自の施策を実施していない理由（複数回答）



図表付 7-17 独自の施策を実施していない理由
(その他の自由回答) (順不同)

回答の分類	自由回答
国や県等による支援があるため	- 平成19年度まで新設・改修費への補助制度(県1/2, 市1/2負担)があったが、平成20年度に入り、企業内保育施設の整備をさらに促進させるため県から企業等への直接補助とし、補助内容を大幅に改善させることとなったため、市の補助制度は廃止した - 現在、区内に本社のある企業に対し、国、都の補助制度を活用して事業所内保育の設置を働きかけている - 東京都が「事業所内保育施設支援事業」を整備しているため - 東京都において支援策がある為
認可保育園が担うため	- 本県では、保育は認可保育所で行うのが望ましいと考えているため - 待機児童解消施策としては、認可保育所の整備を進めているところです。事業所内保育施設への施策については、現在実施しておりませんが、優先順位によるものではありません。今後、国の動向を注視し研究していく必要があると認識しております

企業内の福利厚生であるため	・ 事業所内保育施設は、従業員のための福利厚生施設と考えているため ・ 事業所内保育施設は企業の福利厚生の一部としてとらえているため
その他	・ 設置・運営についての助成制度はないが、事業所内保育施設保育従事者を対象に研修を実施し、質の向上を図っている ・ 予算がないから ・ 市内に事業所内保育施設はあるが、待機児童はないため、認可保育所以外への支援策を講ずる必要性は低いと考えられるため ・ 保育施設整備計画に優先して取り組んでいるため ・ 現在の国、都の補助制度は、時限的な体系になっているため。継続性という点で不安定さがあるため

b)独自の施策を実施したいと考える主な理由

独自の施策を検討したいと考える主な理由をたずねた。

その結果、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」(70.6%)が最も多かった(図表付 7-18)。次いで、「事業所内保育施設は、設置企業の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(52.9%)、「事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから」(41.2%)、「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」(35.3%)、「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」(23.5%)の順となった。

「その他」に回答があった1自治体では、「事業所内保育施設を、従業員だけでなく、区民も利用できることを条件に助成を検討中」との具体的な回答があった。

図表付 7-18 独自の施策を検討したいと考える主な理由（複数回答）

